

# 関係資料集

令和6年12月4日版

# 関係資料集 目次

## (1) 近年の社会の変化

- ・ 社会全体の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (1) - 1
- ・ 高等教育改革の概観とグランドデザイン答申以降の政策動向・・・・・・・・ (1) - 2

## (2) 高等教育政策の現状

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 1
- ・ 高等教育規模に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 2
- ・ 教育の質の保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 3
- ・ 情報公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 4
- ・ 入学者選抜・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 5
- ・ 多様で柔軟な教育プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 6
- ・ 大学通信教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 7
- ・ 留学生交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 8
- ・ 大学間連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 9
- ・ 大学の新設・統合・廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 10
- ・ 各機関における連携、再編等に関する施策の例・・・・・・・・ (2) - 11
- ・ 定員管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 12
- ・ 科学技術・イノベーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2) - 13

## (3) 国公私の設置者別等の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)

## (4) 高等教育の財政措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)

# （１）近年の社会の変化

## 関連資料

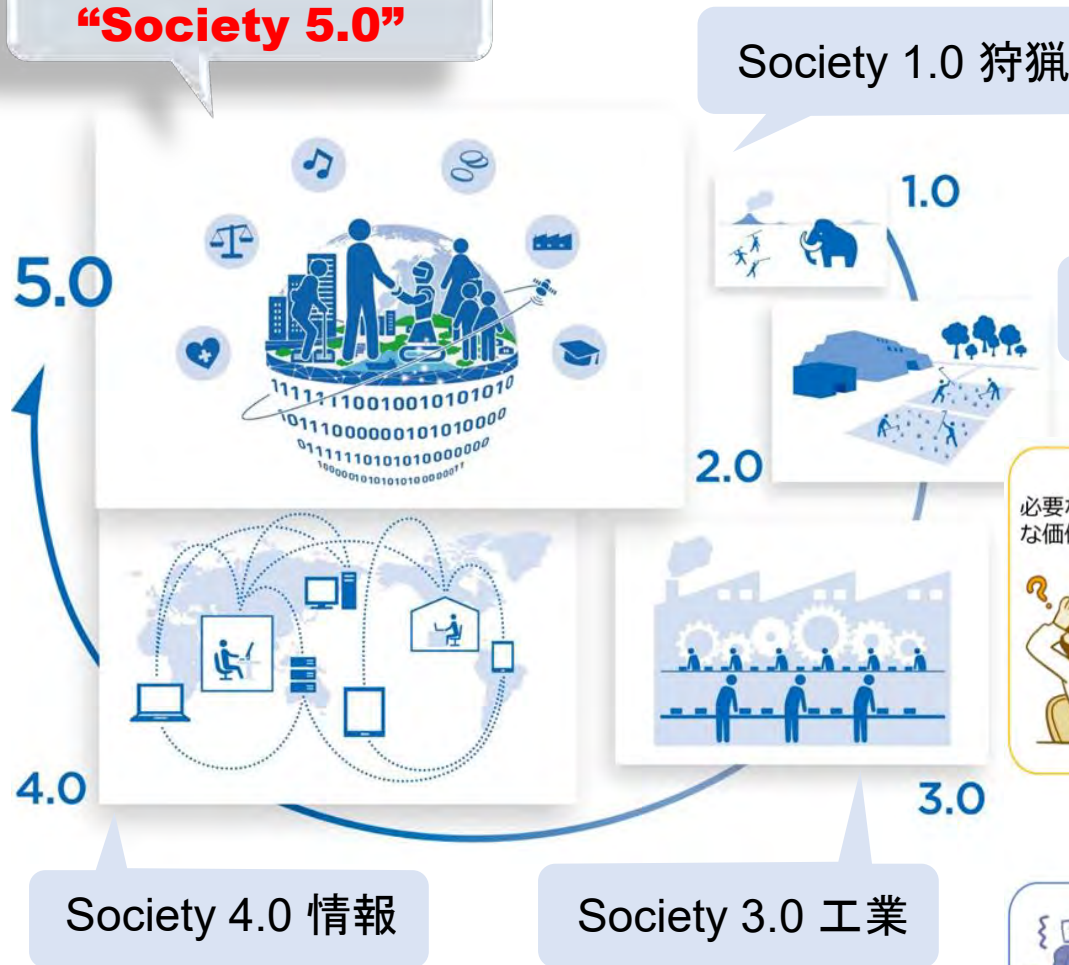
社会全体の変化



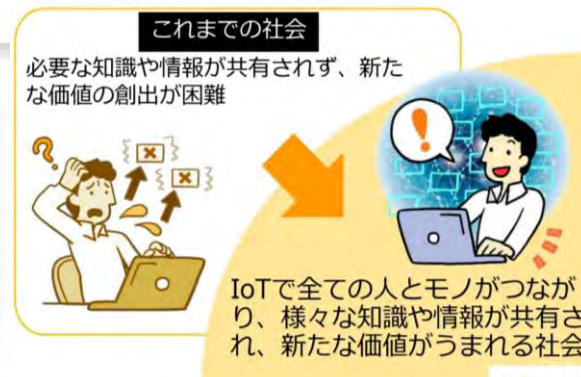
# Society5.0で実現する社会

2030年頃には、第4次産業革命ともいわれる、IoTやビッグデータ、人工知能等をはじめとする技術革新が一層進展。  
狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会であるSociety 5.0の到来が予想されている。

## 新たな社会 “Society 5.0”

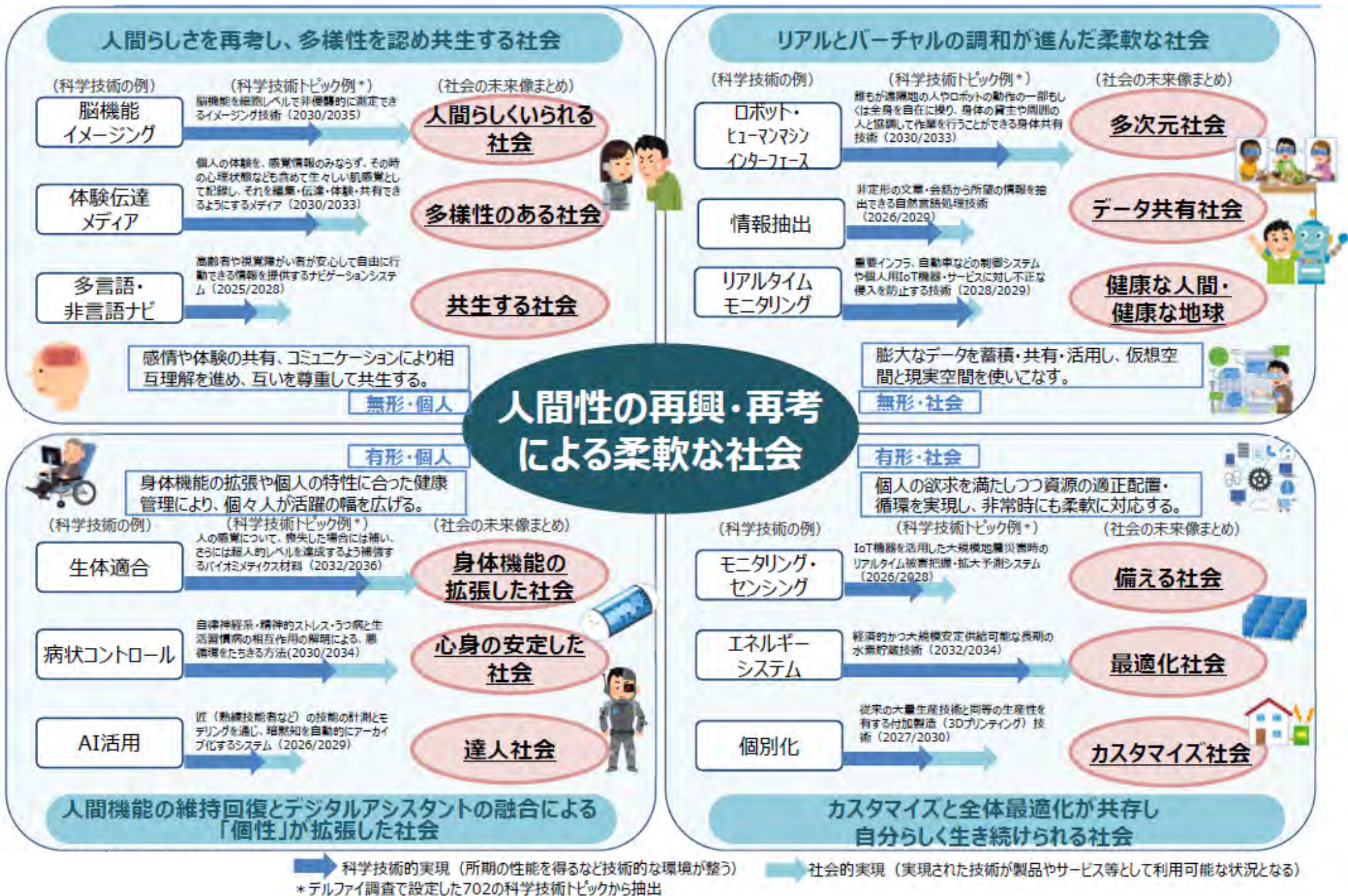


サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の**社会（Society）**





# 科学技術発展による社会の未来像



# 生成AIの急速な台頭

## AI（人工知能）

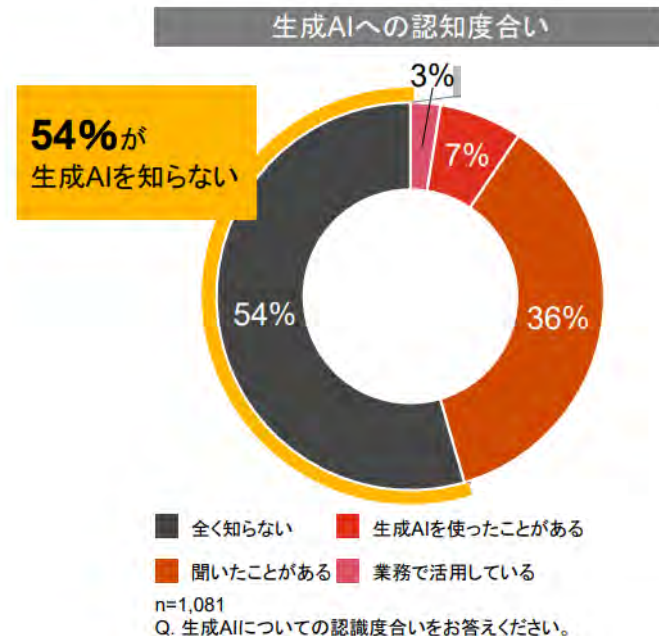
AIとは、Artificial Intelligence（アーティフィシャル インテリジェンス）の略称で、大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したもの



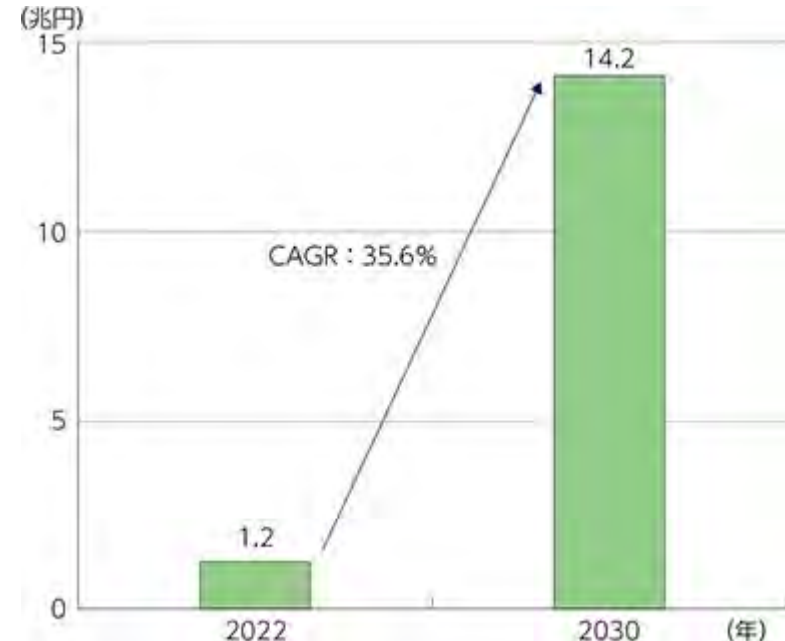
## 生成AI

質問や作業指示等に応え、画像や文章、音楽、映像、プログラム等の多様なコンテンツを生成するAI

令和5年3月末時点の調査では54%が生成AIを知らなかった

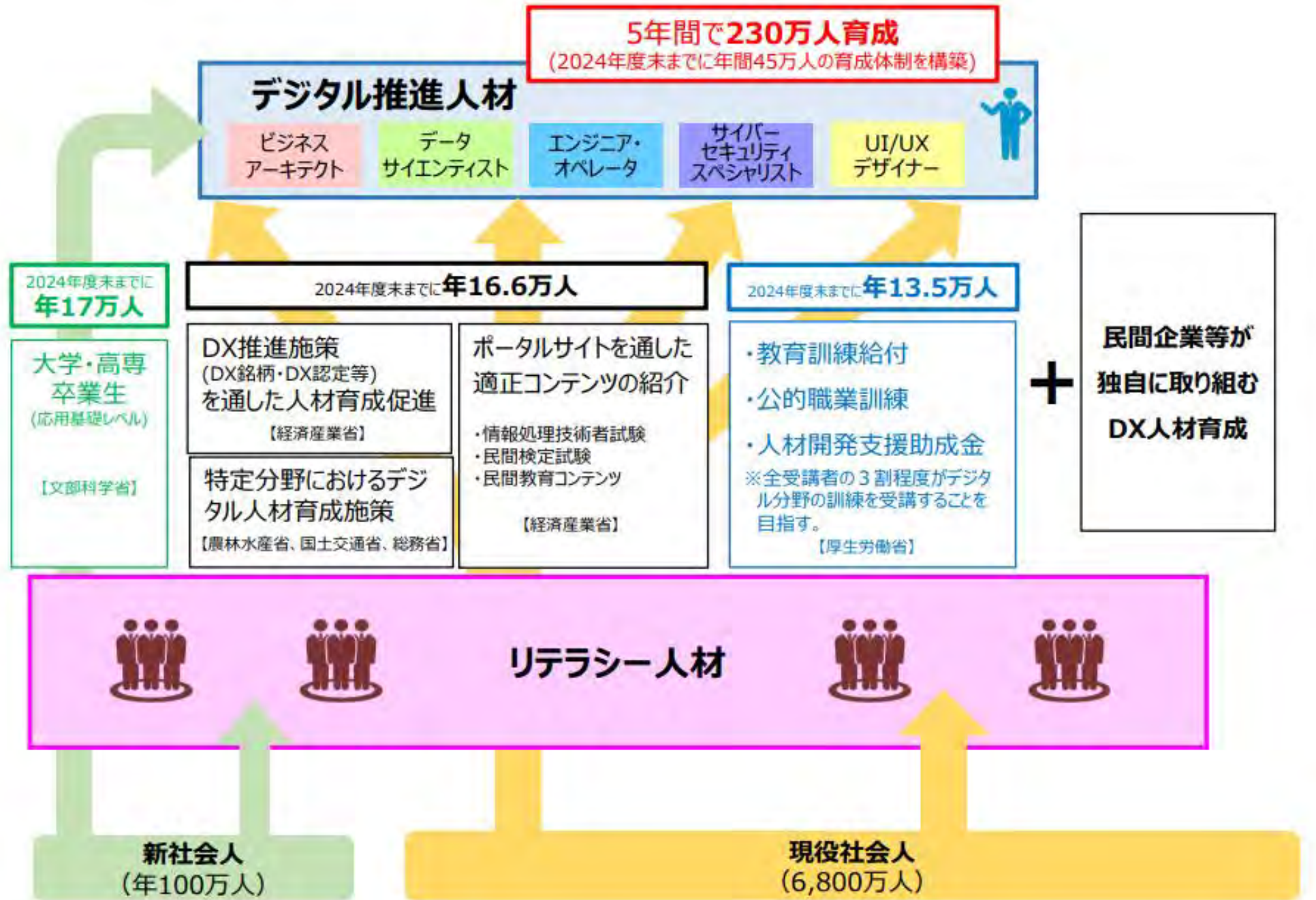


世界の生成AI市場規模は2030年には10倍以上になると予測





# デジタル人材の育成目標の実現に向けて



# 高等教育改革の概観と グランドデザイン答申以降の政策動向

# 高等教育改革の概観①

|              |                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 明治5年(1872年)  | 「学制」の公布: 学校を小学・中学・大学として組織。                                                                 |
| 明治19年(1886年) | 「帝国大学令」の公布: ヨーロッパの大学を範とする帝国大学を制度化。                                                         |
| 大正7年(1918年)  | 「大学令」の公布: 単科大学の設置や公立・私立の大学の設置も可能となる。                                                       |
| 昭和22年(1947年) | 「教育基本法」「学校教育法」の公布: 多様な高等教育機関を4年制の新制大学に一本化。                                                 |
| 昭和24年(1949年) | 「私立学校法」の公布: 学校法人制度を創設。                                                                     |
| 昭和25年(1950年) | 短期大学の発足: 暫定措置として発足。                                                                        |
| 昭和38年(1963年) | 中央教育審議会答申「大学教育の改善について」: 高等教育機関の種別化、教育内容・方法の改善、大学の管理運営の在り方等について提言。                          |
| 昭和39年(1964年) | 短期大学制度の恒久化                                                                                 |
| 昭和46年(1971年) | 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」: 高等教育の多様化、弾力化、開放化、計画的整備など多岐にわたる高等教育改革の基本構想を提言。 |
| 昭和50年(1975年) | 「私立学校振興助成法」の公布: 昭和46年答申を受け制定。国が私立学校の教育研究に係る経常的経費を補助できるようになった。                              |
| 昭和51年(1976年) | 「高等教育計画」の策定: 昭和46年答申を受け今後の高等教育規模を想定して策定。昭和51年以降計5回策定(昭和51, 54, 59年、平成3, 9年)。               |

近代的な  
学校制度を確立



産業の拡大に  
呼応して高等教育が  
量的に発展



戦後の経済復興・  
再建が進み、  
国民の所得水準も  
向上する中、  
高等教育の量的  
規模は急速に拡大



量的拡大に対する  
一定の規制と、  
教育の質的改善が  
図られる

## 高等教育改革の概観②

平成3年(1991年) 大学設置基準の大綱化

大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、かつ多様に行えるよう大綱化・簡素化(開設授業科目の科目区分(一般教育、専門教育、外国語、保健体育)の廃止等)

平成13年(2001年) 「大学(国立大学)の構造改革の方針―活力に富み国際競争力のある国公私立大学づくりの一環として―」(遠山プラン)

国立大学の再編・統合、国立大学法人への移行、第三者評価の導入等

平成15年(2003年) 専門職大学院の制度化

設置認可の見直し(届出制度の導入、抑制方針の撤廃、設置審査の準則化等)

平成16年(2004年) 認証評価制度の導入

国立大学の法人化

事前規制から  
事後チェックへ

平成17年(2005年) 「我が国の高等教育の将来像(答申)」(中央教育審議会)

「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」への移行

平成30年(2018年) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(中央教育審議会)

“学修者本位の教育への転換” …… 「何を学び、身に付けることができたのか」+個々人の学修成果の可視化  
⇒ 多様性と柔軟性の確保(多様な価値観が集まるキャンパスの実現)、「学び」の質保証の再構築 等

平成31年(2019年) 専門職大学・専門職短期大学の制度化

令和2年(2020年) 「教学マネジメント指針」(中央教育審議会大学分科会)

高等教育の修学支援新制度の開始

令和4年(2022年) 大学設置基準等の改正(専任教員の見直し、特例制度の新設等)

令和5年(2023年) 急速な少子化が進行する中での高等教育の在り方について中央教育審議会へ諮問



# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)【概要】

平成30年11月26日  
中央教育審議会

## I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿 … 学修者本位の教育への転換 …

### ● 必要とされる人材像と高等教育の目指すべき姿

|                     |                                                                                                                                                                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 予測不可能な時代<br>を生きる人材像 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身に付けていく</li> <li>● 時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材</li> </ul>                       |
| 学修者本位の<br>教育への転換    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「何を学び、身に付けることができたのか」+ 個々人の学修成果の可視化(個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムを構築する教育からの脱却)</li> <li>● 学修者が生涯学び続けられるための多様で柔軟な仕組みと流動性</li> </ul> |

### ● 高等教育と社会の関係

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 「知識の共通基盤」  | ● 教育と研究を通じて、新たな社会・経済システムを提案、成果を還元   |
| 研究力の強化     | ● 多様で卓越した「知」はイノベーションの創出や科学技術の発展にも寄与 |
| 産業界との協力・連携 | ● 雇用の在り方や働き方改革と高等教育が提供する学びのマッチング    |
| 地域への貢献     | ● 「個人の価値観を尊重する生活環境を提供できる社会」に貢献      |

2040年頃の社会変化

国連:SDGs「全ての人が平和と豊かさを楽しめる社会」

Society5.0 第4次産業革命 人生100年時代 グローバル化 地方創生



## II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

### 多様な学生

- 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、社会人や留学生を積極的に受け入れる体質転換
- リカレント教育、留学生交流の推進、高等教育の国際展開

### 多様な教員

- 実務家、若手、女性、外国籍などの様々な人材を登用できる仕組みの在り方の検討
- 教員が不断に多様な教育研究活動を行うための仕組みや環境整備(研修、業績評価等)

### 多様で柔軟な教育プログラム

- 文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成
- 学位プログラムを中心とした大学制度、複数の大学等の人的・物的資源の共有、ICTを活用した教育の促進

### 多様性を受け止める柔軟なガバナンス等

- 各大学のマネジメント機能や経営力を強化し、大学等の連携・統合を円滑に進められる仕組みの検討
- 国立大学の一法人複数大学制の導入、経営改善に向けた指導強化・撤退を含む早期の経営判断を促す指導、国公立の枠組みを越えて、各大学の「強み」を活かした連携を可能とする「大学等連携推進法人(仮称)」制度の導入、学外理事の登用

### 大学の多様な「強み」の強化

- 人材養成の観点から各機関の「強み」や「特色」をより明確化し、更に伸長

## III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

- 全学的な教学マネジメントの確立
- 各大学の教学面での改善・改革に資する取組に係る指針の作成
- 学修成果の可視化と情報公表の促進
- ・単位や学位の取得状況、学生の成長実感・満足度、学修に対する意欲等の情報
- ・教育成果や大学教育の質に関する情報の把握・公表の義務付け
- 全国的な学生調査や大学調査により整理・比較・一覧化

- 設置基準の見直し(定員管理、教育手法、施設設備等について、時代の変化や情報技術、教育研究の進展等を踏まえた抜本的な見直し)

- 認証評価制度の充実(法令違反等に対する厳格な対応)

教育の質保証システムの確立

## V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

- 各学校種(大学、専門職大学・専門職短期大学、短期大学、高等専門学校、専門学校、大学院)における特有の課題の検討
- 転入学や編入学などの各高等教育機関の間の接続を含めた流動性を高め、より多様なキャリアパスを実現

## IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置 … あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」 …



### 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

- 将来の社会変化を見据えて、社会人、留学生を含めた「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現
- 学生の可能性を伸ばす教育改革のための適正な規模を検討し、教育の質を保証できない機関へ厳しい評価

【参考】2040年の推計

- 18歳人口: 120万人(2017)  
→ 88万人(現在の74%の規模)
- 大学進学者数: 63万人(2017)  
→ 51万人(現在の80%の規模)

### 地域における高等教育

- 複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界が各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム(仮称)」を構築

### 国公私役割

- 歴史的経緯と、再整理された役割を踏まえ、地域における高等教育の在り方を再構築し、高等教育の発展に国公私全体で取り組む
- 国立大学の果たす役割と必要な分野・規模に関する一定の方向性を検討

## VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

- 国力の源である高等教育には、引き続き、公的支援の充実が必要
- 社会のあらゆるセクターが経済的効果を含めた効果を楽しむことを踏まえた民間からの投資や社会からの寄附等の支援も重要(財源の多様化)

- 教育・研究コストの可視化
- 高等教育全体の社会的・経済的効果を社会へ提示

- 公的支援も含めた社会の負担への理解を促進
- 必要な投資を得られる機運の醸成



# 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)以降の審議の流れ

## 中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成30年11月)

I. 2040年の展望と高等教育が目指すべき姿… 学修者本位の教育への転換…

II. 教育研究体制 … 多様性と柔軟性の確保 …

III. 教育の質の保証と情報公表 … 「学び」の質保証の再構築 …

IV. 18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置… あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」…

V. 各高等教育機関の役割等 … 多様な機関による多様な教育の提供 …

VI. 高等教育を支える投資 … コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充 …

### 大学分科会審議まとめ「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」

(平成31年1月)

大学院教育が2040年の需要に応えていくために、大学院教育の改善方策として、三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立、各課程に共通して求められる教育の在り方、各課程ごとに求められる教育の在り方、学位授与の在り方、優秀な人材の進学・博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化、リカレント教育の充実、人文・社会科学系大学院の課題とその在り方を提言。(答申Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ関連)

### 大学分科会「教学マネジメント指針」(令和2年1月(追補:令和5年2月))

三つの方針に基づき、学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(=教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示した。(答申Ⅲ関連)

### 大学分科会審議まとめ「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」(令和3年2月)

「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けて、教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方、コロナ禍の経験を生かした新たな時代の大学教育への転換、教育研究を担う大学教職員の在り方、大学運営を担う事務職員への期待、組織マネジメントの確立・推進の方向性について提言。(答申Ⅱ関連)

### 大学分科会審議まとめ「これからの時代の地域における大学の在り方について ―地方の活性化と地域の中核となる大学の実現―」

(令和3年12月)

地方の活性化と地域の中核となる大学の実現に向けて、地域ならではの人材育成の推進やイノベーションの創出、連携の推進において、大学、国、地方公共団体・産業界等のそれぞれの立場において、具体的に期待される取組を提言。(答申Ⅱ、Ⅳ関連)

### 大学分科会質保証システム部会審議まとめ「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」(令和4年3月)

「大学設置基準」「設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムについて、最低限の水準を厳格に担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図ることを提言。(答申Ⅲ関連)

### 大学分科会審議まとめ「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」(令和5年2月)

文理横断・文理融合教育の推進、「出口における質保証」の充実・強化、学生保護の仕組みの整備について提言するとともに、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセスの確保の在り方等について、現下の極めて急速な少子化の進行等を踏まえ、来期以降の大学分科会において更に掘り下げて議論していくことが必要であるとした。(答申Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ関連)

# 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況①

## ＜教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－＞

### 1. 多様な学生 18歳で入学する日本人を主な対象として想定する従来のモデルから脱却し、あらゆる世代、多国籍の学生が学ぶ

#### リカレント教育の推進

- 社会人入学者数は、学部段階では約1万9千人と最多【令和3年度】、大学院段階では近年概ね1万7千人前後で横ばい
- 履修証明制度の最低時間数の短縮**（120時間→60時間）、**履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付**等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】

#### 留学生交流の推進 ・大学の国際展開の推進

- コロナ禍前には外国人留学生受入れ30万人を達成【令和元年度】
- 留学生交流に際して保証されるべき**高等教育の質を担保**するため、ユネスコの東京規約及び世界規約に基づき**高等教育資格承認情報センターを設置**【令和元年度】
- 国際性向上のため、**国際教育連携課程制度（ジョイントディグリー）を見直す**大学設置基準等の改正を実施【令和3年度】  
ダブルディグリー・ジョイントディグリープログラムの推進【JDプログラム数 H30:15件→R5:27件】
- 近年の国際情勢の変化・変動も含めた内外の経済社会状況を踏まえて、国・地域の特色に応じた留学生の受入れや双方向の国際交流拡大の推進戦略について「**戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ**」を取りまとめ【令和5年度】

### 2. 多様な教員 実務家、若手、女性、外国籍の様々な人材が活躍

#### 教員が不断に多様な教育研究活動を 充実できる環境や仕組みの整備

- 実務家教員の大学教育への参画が促進**されるよう大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様化する教員の働き方に対応し実務家教員の登用や複数大学等でのクロスアポイントメント等が促進されるよう、従来の専任教員の概念を、学位プログラムに係る責任性を明確化した「**基幹教員**」に改める大学設置基準改正を実施【令和4年度】

### 3. 多様で柔軟なプログラム

#### 文理横断、学修の幅を広げる教育、 多様で柔軟な教育プログラムの 充実

- 大学が自らの判断で機動性を発揮し、学内の資源を活用して学部横断的な教育に積極的に取り組むことができるよう**学部等連係課程制度を創設**する大学設置基準改正を実施【令和元年度】
- 多様な学修ニーズに応じるため、「**単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について**」にて柔軟な対応が可能である旨を通知【令和元年度】
- 中央教育審議会大学分科会において、多様化・複雑化する社会経済課題に対応するため従来の専門分野の枠を超えた「**文理複眼**」的な**思考ができる人材の育成**について議論したことなどをまとめた「**学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について（審議まとめ）**」を取りまとめた【令和4年度】
- 大学のより先導的な取組を促進するため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件とする**教育課程等に係る特例制度を導入**する大学設置基準改正を実施【令和4年度】

## 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況②

### 4. 多様性を受け止める柔軟なガバナンス 大学内外の人的・物的リソースの効果的共有

「強み」を活かす連携・統合の  
仕組みの整備

- 学校法人運営調査における経営指導の充実（経営指導強化指標の設定、きめ細かい集中的な指導等）【令和元年度】
- 経営基盤の強化と効率的な経営の推進等のため、**国立大学の一法人複数大学制度の導入**を可能にするよう、国立大学法人法の一部を改正。【令和2年度】
- 大学、地方公共団体、産業界等様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築**し、地域の将来ビジョンを共有し、地域の課題解決に向けた連携協力の抜本的強化を図るべく、**「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」を策定**【令和2年度】
- 地域の国公立の枠組みを越えた**緊密な連携や機能分担を推進する**大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】
- 客観的・複眼的な外部からの意見を反映することで、大学運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすべく、**理事に学外者を2人以上含む**よう国立大学法人法を改正【令和元年度】

学外理事の登用

### 5. 大学の多様な「強み」の強化 人材育成の観点から各機関の「強み」「特色」を明確化し、更に伸長

各機関の「強み」「特色」を明確化

- 3ポリシーに基づく教育課程の編成**等や自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた**不断の見直し**を行う旨を規定上明確にする大学設置基準改正を実施【令和4年度】

### <教育の質の保証と情報公表ー「学び」の質保証の再構築ー>

○「何を学び、身に付けることができるのか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、多様で魅力的な教員組織、教育課程があるか

設置基準の見直し

- 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会において**「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」を取りまとめ**【令和3年度】、**学修者本位の大学教育の実現に向けて大学設置基準等を改正**【令和4年度】

認証評価制度の充実

- 教育研究活動の改善等を促す制度的な担保を設ける観点から、不適合となった大学等に報告又は資料提出を求めるなどの**認証評価制度の改善**を実施【令和元年度】
- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」**において、**認証評価制度の改善の方向性をとりまとめ**【令和3年度】

教学マネジメントの確立、  
情報公表の更なる充実、  
学生調査・大学調査

- 学修者本位の実現を図るための教育改善と社会に対する説明責任を果たしていく大学運営の在り方を示す**教学マネジメント指針を策定**【令和2年度（令和4年度追補）】
- 教学マネジメント指針**において、DPIに定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果、これらを保証する条件として**公表する意義があると考えられる情報を整理**【令和2年度】
- 各大学の教育改善に活かすこと、我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること等を目的として**学生目線からの大学教育や学びの実態が把握できるよう全国学生調査（試行実施）を行った**。【令和元、3、4年度】



# 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン【答申】（平成30年11月26日）」を踏まえた取組状況③

## ＜18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関の規模や地域配置－あらゆる世代が学ぶ「知の基盤」－＞

### 1. 高等教育機関への進学者数とそれを踏まえた規模

社会人・留学生を含めた多様性のある  
キャンパスの実現

- 履修証明制度の最低時間数の短縮**（120時間→60時間）、**履修証明プログラムに係る単位授与・修業年限の通算、学修証明書の交付**等ができるよう、学校教育法施行規則及び大学設置基準等の一部を改正【令和元年度】（再掲）
- 教育未来創造会議の第二次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ <J-MIRAI>」**において、2033年までに外国人留学生受入れを年間40万人、日本人の海外留学派遣を年間50万人に拡大するという目標を設定【令和5年度】

### 2. 国公私の役割

2040年を見据え、  
規模、分野等の在り方の見直し

- 知識集約型社会において知をリードし、イノベーションを創出する知と人材の集積拠点としての役割を国立大学が担っていくとして、**国立大学改革方針を策定**【令和元年度】
- 国公私の各大学団体における「将来像」がとりまとめられた【平成30年度～令和元年度】

### 3. 地域における高等教育

国公私を通じた連携で  
「知の基盤」を構築

- 「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」**を策定【令和2年度】（再掲）
- 大学等連携推進法人**の認定制度を創設【令和3年度】（再掲）

## ＜高等教育を支える投資－コストの可視化とあらゆるセクターからの支援の拡充－＞

民間からの投資や支援

- 国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大【令和2年度】
- 国立大学法人が債券発行できる対象事業に「先端的な教育研究」を追加する国立大学法人法施行令改正を実施【令和2年度】
- 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金につき、一定の要件を満たした場合に寄附額の全額を指定寄付金の対象とする制度改正を実施【令和5年度】

学生支援

- 意欲ある者が家庭の経済状況にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられるよう、真に支援が必要な低所得世帯の学生等に対して、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の支給を併せて行う**高等教育の修学支援新制度**を開始【令和2年度】



Society5.0の実現等、2040年頃の社会変化に対応するため「知のプロフェッショナル」が諸外国と遜色ない水準で活躍することが必要

「知のプロフェッショナル」の育成を大学院が中心的に担う。

- ① 学段階で身に付けることが求められる論理性や批判的思考力、コミュニケーション能力等の普遍的なスキル、リテラシーのいずれも高い水準で身に付けていること
  - ② 自ら課題を発見し仮説を構築・検証する力等の、大学院でこそ身に付けることが期待される、**社会を先導する力**、様々な場面で通用する**トランスファラブルな力**
  - ③ 各セクターを先導できる複数の領域にわたる**高度な専門的知識**
- が求められ、あわせて、**STEAM\***、**データサイエンス**、**幅広い教養**が必要。  
※STEAM=Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics

博士課程教育リーディングプログラムでは、①大学院教育の実質化、②経済的支援、③国際経験を積む機会の充実、④産業界と連携した教育研究等が進んだものの・・・

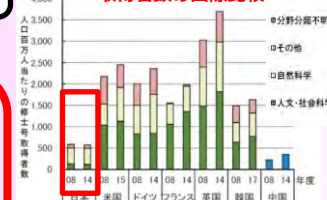
しかし現状は数々の問題点が・・・

- ・諸外国に比べ**修士・博士学位取得者の割合が低い**(修士は約1/3、博士は約1/2、特に人文・社会科学で低い)にもかかわらず、**入学定員の未充足**が常態化
- ・大学の**強みや特色を踏まえた人材養成が出来ている**とは言い難い状況
- ・博士後期課程は、**大学院のカリキュラムと社会や企業の期待との間にギャップ**があるとの指摘

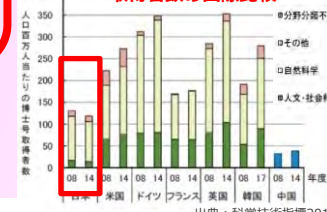
⇒こうした課題がキャリアパスに対する不安を招き、**大学院への進学を躊躇**

2040年の社会の需要に応じていくためにも  
早急に**「大学院教育の体質改善」**が必要

人口100万人当たりの修士学位  
取得者数の国際比較



人口100万人当たりの博士学位  
取得者数の国際比較



出典：科学技術指標2018

## 1 三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立

### 4つの人材養成機能

- ①研究者養成
- ②高度専門職業人養成
- ③大学教員養成
- ④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

各大学院がそれぞれの**強み・特色を活かして人材養成目的を見直し**した上で、以下の取り組みを行う。

- 学位プログラムとしての大学院教育を確立**し、大学院教育の実質化をさらに進めるため、**三つの方針の策定・公表を義務付ける**。

**三つの方針**  
「学位授与の方針」  
「教育課程編成の方針」  
「入学者受入れの方針※」  
※平成23年に義務化済み

三つの方針に基づき、養成する人材像等を学修者や大学外に提示するとともに、**自ら継続的に検証・改善することで学位の質を保証する**。(内部質保証の確立)

- 人材養成目的に即して教育研究組織を柔軟に見直す。特に、学生の進路に責任を負う観点から、修了者の実態の把握・追跡等を踏まえ、進路の確保が見込めない専攻等について、**定員縮小**や社会的ニーズの高い専攻等への**振替を含む見直し**が必要。

## 2 各課程に共通して求められる教育の在り方

- 学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培う**コースワークの充実**(「博士課程教育リーディングプログラム」の優れた取組の普及、「卓越大学院プログラム」等を通じた優れた事例の創出・普及)
- 専門的知識と普遍的なスキル・リテラシー等を身に付ける取組として、**ダブルメジャー、メジャー・マイナーや、「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム」**等の活用
- 国際的に切磋琢磨する環境を構築する観点から、**ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー**等の推進

## 3 各課程ごとに求められる教育の在り方

- 【修士課程】※「高度専門職業人」「高度で知的な素養のある人材」の養成が主たる目的
- 学段階教育との有機的な接続**、高度・広範な専門的能力と高度の汎用的能力、職業社会で活用可能な実践的研究能力の育成等(大学院設置基準で定められた修了に必要な単位数を超えた授業科目等の実施を含む)
- 【博士課程】
- 区分制博士課程の適切な運用、社会の求める教育との**ミスマッチの解消**(主専攻以外の科目の体系的履修、実務家教員による実践的教育、企業等メンターの活用等)、**ブレFD実施・情報提供の努力義務化**、国際感覚を養う取組、産業界との共同研究等
- 【専門職大学院における課程】
- コアカリキュラムの策定状況や教育課程への反映状況等の国による把握・情報発信、実務家教員向けFDの充実、教育課程連携協議会を活用した実務家教員の能力の確認、国際的な評価機関による認証の促進に向けた検討

## 4 学位授与の在り方

- 研究指導体制の強化と学位審査の透明性・公平性の確保**(学修成果・学位論文の評価、修了認定の基準の公表)
- 博士論文研究基礎力審査の在り方の検証** など

## 5 優秀な人材の進学の促進

- 入学者選抜の改善**(「入学者受入れの方針」に沿った大学院入試の改革、大学院入学選抜実施要項の見直し)
- 修士課程等の学生に対する**リクルートの改善**(博士の魅力等の発信、ロールモデルの提供、**進学の意思決定タイミングを踏まえた経済的支援の制度設計**)
- 在学中に必要な学費や経済的支援の見直し提示の努力義務化** など

## 6 博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化

- 博士課程修了者の活躍状況・処遇の可視化**(産業界での幹部職員の学位取得状況、賃金や昇進状況等について情報収集・発信)
- キャリア構築に係る大学としての組織的支援** など

## 7 リカレント教育の充実

- 実践的な教育プログラムの展開**
- 社会人の時間的・空間的障壁を低下させる取組促進**
- 履修時間・学事暦の工夫や、履修証明プログラム等の活用等** など

## 8 人文・社会科学系大学院の課題とその在り方

- 体系的な教育プログラムの確立**、身に付く能力の可視化、社会ニーズに対応した新たなタイプの人材養成目的の模索、キャリアパス開拓
- 理工系の優れた取組の取り入れ、「学部・研究科の枠を超えた学位プログラム」への参画** など

## 今後に向けて

- 大学院改革の優れた取組を「卓越大学院プログラム」を通じて支援**
- 大学院全体の課程の在り方(博士後期課程レベルの高度専門職業人養成を含む)**について引き続き検討

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

IV

教学マネジメントを支える基盤  
(FD・SD、教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

### 追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受け入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援



- デジタルトランスフォーメーションやグローバル化の進展により、世界的規模で激しく社会と価値観が変化している中で、**大学は教育と研究の本来的な機能の発揮を通じて、社会の将来的な発展を支え、推進する基盤**となるものである。そして、**大学が知識集約型の価値創造システムの中核**として機能し、**変革の原動力**となることが期待される。
- 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン答申（平成30年11月中央教育審議会）においても、「**学生と教員を擁している大学が**、自由な発想をその源泉とし、**教育と研究を一体不可分のものとして人材育成と研究活動を行っている仕組みが「知識の共通基盤」として社会を支えている**」と述べており、教育と研究を両輪とする大学教育の重要性とともに、さらなる人材育成と持続的なイノベーションの創出を進めていくためにも、大学の研究力を引き上げていくことが重要である。

### 目指すべき方向性

大学内外の人的・物的リソースを様々な組み合わせ、総合的に教育研究機能を最大化し、教育・研究・社会貢献を実行する。

### 大学における「教育」と「研究」の両輪に関する現状・課題

#### 大学教員の意識

大学教員は、教育者の側面と研究者の側面を併せ持つが、研究志向が強い傾向。

- 教育に比べて**研究への関心が高く**、教育と研究の両立は困難と考える割合が高い。
- 研究面の**ディシプリンに対する意識が高い一方で、社会貢献や異分野交流への意識が必ずしも高い者ばかりではない**。
- 他分野や事務職員らと協働するといった意識が必ずしも高くない。
- 教員の**管理運営業務に係る負担が大きく**、教育研究活動に専念する時間の確保が難しい。

#### 教育と研究を両輪とするバランス

教育と研究のバランスの捉え方は、学部・大学院・専門職・短大の各課程でも多様。

- 大学、部局、教員それぞれのレベルで、**「教育」と「研究」のバランスは異なるもの**。
- 授業の場において、教員自らが直接的に多くの学生と徹底的に議論を交わすことで、**学生とともに学び、教員自身にとっても新たな気づきや、アイデアを生み出す**研究活動の一端を担ってきた。
- 教育と研究の軸足の置き方が異なる**教員がチームとして教育課程を編成し、両輪とする大学教育が成り立つ**。

#### 大学教員の在り方

教員一人一人が生き生きと熱意をもって教育研究活動に打ち込むことが重要。

- 教員の**流動性やダイバーシティの確保**が依然として課題。
- 研究業績重視、年功序列の安定的な雇用など、**大学のミッションに応じた教員評価は十分とは言えない**。

#### 教育研究機能の活性化

学生の履修科目数が多く、チームによる教育研究活動が十分でない。

- 教員個々の研究主題を重視するあまり、**授業科目数が細分化・過剰**。
- 組織的に教育研究の活性化を図るため、部局内外の**同僚教員との日常的な意見交換やチームティーチングが不可欠**。

#### 大学の組織マネジメント

大学運営における時間マネジメントの意識と管理運営業務の見直しが急務。

- 大学教職員の管理運営業務等に関する負担が増大。
- 管理運営業務の権限をマネジメント層に集約・移譲や、業務そのものの効率化が必要。
- コロナ禍を経験し、**教職協働、事務職員等の役割の重要性**を再認識。

## 「教育」と「研究」を両輪とする高等教育の活性化に向けた方向性

### 教育と研究を一体不可分とした人材育成の在り方

教育研究活動では、学生を主役として、教員間の連携、TA・RA制度の活用を通じた活性化など、各場面においてチームとして取り組むことが重要。

- 教育課程の編成において、組織的に授業を担当する教員間の連携、チーム・ティーチングを実施。この際、教員中心に細分化された授業科目の統合等により、教員も学生も一つの科目に注力し、研究分野の異なる教員間、教員と学生が対話する機会を推進し、新しい知を創出。
- 例えば、学生参加型のFD等の導入・定着、教育評価プロセスに学生が参画するなど学生中心の教育改革の視点が重要。一方、学生は、自ら意欲的・主体的に学び、成長していくことが必要。
- TA・RAの処遇改善を前提に、TAの役割強化による直接的な授業支援などにより、学生の学習の深化や教員の授業負担軽減を図る。RAの活用や技術職員・URAを戦略的に育成・配置。

### 大学教育のニューノーマルに向けて

コロナ禍の経験を活かした新たな時代の大学教育へ転換。

- 授業科目の精選・統合、反転授業など密度の濃い教育内容・方法に変革し、学生の学習時間を増加。
- 一方向の講義スタイルから学生が議論し考える学習スタイルへ変化。
- 新たなハイブリッド型授業による教育方法の確立・定着に向けた支援。
- ニューノーマルに対応した国際交流の在り方。

### 教育研究を担う大学教職員の在り方

教員のダイバーシティ、評価の実質化、高度専門職人材の役割の重要性。

- 各大学のミッションに基づき募集段階で求める人材像を明示（教育重視や研究重視など）し、教員組織のダイバーシティを実現。
- デニュアトラック制の活用など、厳正な審査を経て若手・シニア教員を確保。
- 内部質保証の一環として、教員の業績を適正に把握、定期的な評価を実施し、大学のミッション実現のため結果を活用。
- 各大学は、教員評価として研究業績のみならず教育業績、研究指導実績などを評価軸とする。教員が自らの研究が学生の教育に活かされているのか自己評価し、部局長、同僚、学生等の多面的な評価を実施。
- 教育研究活動を支える重要なプレーヤーである高度専門職人材（URA等）の育成、役割や位置付けの明確化、人事給与体系の見直しなど、真の教職協働を実現。

### 大学運営を担う事務職員への期待

事務職員の役割の明確化とマネジメント層への参画推進。

- 事務職員の資質・能力の向上により、大学の教育研究機能の活性化に貢献。
- 大学経営の観点からも、事務職員が管理運営業務を担う存在であるという考え方への転換が必要。
- 事務職員の果たす役割が多様化し、期待が高まる中、役割の明確化と名称を含めた見直しにより、大学経営やマネジメント層の中核となる人材として活躍することを期待。
- 各大学で事務職員の役割や業務の魅力化を高め、戦略的な採用・育成計画を策定し、大学経営人材育成等の研修や教育プログラムを通じて、職員自らの意識改革と高度化・専門性を向上。

### 組織マネジメントの確立・推進

大学のビジョンや将来計画を共有し、組織全体でマネジメントを確立することが重要。時間マネジメントという観点も必要。

- 教員が教育研究活動に専念できるよう、教員が携わっている管理運営業務の見直し、会議運営・体制や事務作業等の改善・効率化を図るとともに、大学構成員の職務分担（権限と責任）の明確化など、民間企業等の取組も参考に実施。それによりサバティカル制度の活用なども期待。
- マネジメントの一環として、教職員の人事評価とともに、学部・研究科などの部局単位での評価を実施。（内部質保証の確立）
- 組織マネジメントを推進するため、アカデミア中心から事務職員など多様な構成員によるダイバーシティマネジメントの実現。
- マネジメントの基盤として活動全体を横断的・俯瞰的に捉えた「大学運営IR体制」を構築。様々なマネジメントを組み合わせて取り組むことが一層重要。

社会の発展

人材育成

社会実装

イノベーション



## はじめに

### (現状)

地域社会の活力の低下・多極分散型の国家形成の必要性・18歳人口の減少・  
地方部を中心に大学の定員未充足

### (検討に当たっての認識)

- ・「地域の中核となる大学」の実現が、我が国社会全体の変革の駆動力となる。
- ・地域は様々な課題が生じる最前線。地方大学振興にも資する。
- ・「地域」の範囲は多様で、地域や大学の関係者での議論が求められる。

### (大学と地域に関する概念整理)

本稿における「地域における大学」  
＝「地域に根差した」「地域に所在する」という地域との機能的な関係性に着目

※「地方」は地理的な性質（主として「東京圏」以外）を表す場合に用いる。

## 1. 地域における大学の役割とこれまでの取組

### (地域における大学の役割)

地域において大学が果たす重要な役割

- ①人材育成機関としての役割（必要不可欠な分野の従事者、地域産業のDXやグローバル化を推進する人材、地域社会を活性化する人材）
- ②高度な研究能力を有する機関としての役割（産業界等との連携、地域の発展や課題解決に資する取組の実行）
- ③地域の文化・歴史を発展・継承する役割（地域の魅力の発信）
- ④知と人材のハブとしての役割（海外等の他地域との窓口）

## 2. 地域における大学を取り巻く状況と「地域の中核となる大学」の必要性

### (大学にとっての地域の魅力)

学修のフィールド、様々な経験の場、イノベーション創出のきっかけとなる地域課題の宝庫、DX・グローバル化の最前線

※地域における大学の振興を若者の流出抑止の手段としてのみ捉えるのではなく、国内外の人材の流動性を高め、日本の大学界や各地域が活性化していくという視点

### (「地域の中核となる大学」に求められるもの)

産学官連携、人材が集まる「魅力のある地域」、地域の課題解決や地域経済の発展を支え地域に貢献する「地域の中核となる大学」を目指す取組が必要

※「地域の中核となる大学」の在り方は地域の関係者に活発に議論されるべき。地域社会における各大学の必要性が明確になることが重要。

※必ずしもその地域に所在する大学にのみ求められるものではない。

「①学修面での課題」「②イノベーション創出上の課題」「③連携上の課題」等が指摘

## 3. 地域ならではの人材育成の推進

### <大学>

- ・卒業生に関する基礎データの収集・分析・共有
- ・実践的な長期インターンシップ
- ・地方公共団体や企業が実施する奨学金の返還支援の活用
- ・短期集中型のプログラム構築 等

### <国>

- ・全国的な卒業後の学生の地域別・分野別就職状況等の基礎データの収集 等

### <地方公共団体・産業界等>

- ・大学への講師派遣、寄附金・寄附講座の提供 等

※ 現在の延長線上で地域産業に役立つ人材だけでなく、地域の社会産業構造を変革し、DXやグローバル化へと導いていくような人材の育成も必要。

## 4. 地域ならではのイノベーションの創出

### <大学>

- ・地方公共団体や産業界との窓口となる教職員・URAの配置推進
- ・大学院教育と学部教育の緊密・実質的な連携
- ・ジョブ型研究インターンシップの実施 等

### <国>

- ・社会変革等につながる産学官連携による研究開発や社会実装を促進する拠点形成支援
- ・アントレプレナーシップ教育の充実、創業準備段階からのコンサルティング等の経営人材との連携支援
- ・「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」を形成する大学施設等の整備推進 等

### <地方公共団体・産業界等>

- ・高等教育担当部署の創設や大学連携担当職員の配置 等

## 5. 連携の推進

### <大学>

- ・学長のリーダーシップの発揮による強みと特色の分析及び発信・広報
- ・高等学校など地域の初等中等教育機関等との連携 等

### <国>

- ・地域連携プラットフォームや大学等連携推進法人等に関する優れた取組事例についての周知広報 等

### <地方公共団体・産業界等>

- ・コーディネーターの発掘・育成・活用
- ・高等教育担当部局の設置
- ・地方公共団体の総合計画等への大学を活用した地方創生に関する取組の位置付け 等

# 新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

## 背景

令和4年3月18日 中央教育審議会大学分科会質保証システム部会

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
  - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、  
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、 ②大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていく ことが求められている。

## 質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

## 改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現  
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上  
③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保

※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

## （１）大学設置基準・設置認可審査

### ＜改善・充実の方向性＞

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを明確化。

#### 【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。 等

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。

例）遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等

- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。等

## （２）認証評価制度

### ＜改善・充実の方向性＞

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

#### 【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

#### 【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。 等

#### 【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。等

## （３）情報公表

### ＜改善・充実の方向性＞

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

## （４）その他の重要な論点

### ＜改善・充実の方向性＞

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

#### 【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間に在籍することを求めるものではないことを明確化。 等

#### 【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。 等



## 背景

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（GD答申）」（H30.11）は、2040年を見据えた目指すべき姿として、高等教育機関が多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実感できる「学修者本位の教育の実現」**を掲げている。
- その後、教育研究体制の多様性・柔軟性を高める制度改正、「**教学マネジメント指針**」の策定や質保証システム改革など、GD答申において改革方策や検討課題として整理された事項は相当程度の進捗。
- GD答申以降の高等教育改革の進捗や課題等も踏まえて、主として学士課程教育を念頭に、以下の3つの論点について検討。

## 論点

- ① 主専攻・副専攻制の活用等を含む**文理横断・文理融合教育の推進**
- ② 「**出口における質保証**」の充実・強化
- ③ **学生保護の仕組みの整備**

## 1 主専攻・副専攻制の活用等を含む文理横断・文理融合教育の推進

### 1. 文理横断・文理融合教育の意義

- 予測不可能な時代にあって、社会経済課題の多様化・複雑化が進み、**単独・少数の専門分野の知**による課題解決がますます困難。従来の専門分野の枠を越えた「**文理複眼**」的な思考ができる人材の育成が求められる。
- 文理横断・文理融合教育において**学生が学ぶべき「文」と「理」**は、**各大学がディプロマ・ポリシー（DP）等を踏まえて整理し位置づける**べき。
- 専攻分野を問わず、**新たなリテラシーとして、数理・データサイエンス・AIに関する教育**の推進が求められる。

### 2. 文理横断・文理融合教育の方法論

- 例えば、
  - ・ 「リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラム」
  - ・ 「課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム」
  - ・ 「文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラム」
  - ・ 一般教育・共通教育における一部科目の必修化や副専攻プログラムの開設等の取組等
- 一定の型にはまるものではなく、各大学が自らの「**強み**」と「**特色**」を活かした**質の高い教育**を展開することを期待。

### 3. 文理横断・文理融合教育の推進に向けた方向性

- 「**教学マネジメント指針**」を積極的に活用し学生の時間の有限性や学修意欲にも留意しながら、3つのポリシーに基づく体系的・組織的な**学修者本位の教育**を展開し、自律的な**内部質保証**の仕組みを機能させることが極めて重要。
- 文理横断・文理融合教育の推進に当たり、**学位プログラムの機動的な実施、学部等連係課程制度の活用、教育研究体制の多様性と柔軟性の確保、レイトスペシャライゼーションの考え方に基づく取組**等が有効。特に地方・小規模大学等では大学等連携推進法人の組成等による**人的・物的リソースの共有化**も有効。
- 国においては優れた取組への支援、普及・展開に引き続き取り組むことに加え、新たな**基金を活用した新学部設置等への機動的かつ継続的な支援**の実施が重要。

### 4. 文理分断からの脱却に向けた高大接続改革

- 約2/3の高校が文系・理系のコース分けを実施し、**生徒が早期の文理選択を迫られている**との指摘あり。こうした文理分断の状況は、数学を課さない選抜区分の存在等、**大学入学者選抜への高校教育の適応化**とも言える。
- 各大学においては、初等中等教育段階における諸改革も踏まえ、**大学入学者選抜の改善**に取り組むことを期待。その際、**入学後の教育に必要な入試科目は大学入学共通テストの活用や個別学力検査により適切に課すことが第一の選択肢**。
- 国においては、優れた取組への支援、普及・展開に加え、入学者選抜改善等の観点から「**教学マネジメント指針**」の**追補**の作成が求められる。



## 2 「出口における質保証」の充実・強化

### 1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等

- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に対する各大学の責任も増大**。**グローバル化**の進展や**産業界**からの要請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「**出口における質保証**」に対する要請が高まっている。
- **教学の改善に取り組む大学は着実に増加**する一方、改善に取り組む大学と努力が不十分な大学とに**二極化**しているとの指摘や、対応が**形式的・表層的**で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、キャップ制が実質的に機能しておらず、**予習・復習等の授業に関する学修時間が短い**等の課題が判明。**分野間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向**。

### 2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性

- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、**GPA活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネジメントの改善**が重要。**修得単位数以外の卒業要件**の規定等も考えられる。

- **卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実**が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、**DPに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目**を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、**ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題**。ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る**積極的な情報公表**が重要。
- 大学に「出口における質保証」を求める**産業界**は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における**国際的な連携・相互認証の急拡大**を踏まえた対応も重要（海外の質保証機関等との連携等）。

## 3 学生保護の仕組みの整備

### 1. 背景

急速に**少子化**が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能不全等により経営破綻に至った場合に、**学生保護の観点から国や学校法人が採るべき措置等**について検討・整理が必要。

### 2. 主な論点、検討の方向性

#### ①破綻を避けるために学校法人（大学）が行うべきこと

#### ②破綻が避けられない場合に学校法人（大学）が行うべきこと

学校法人においては、不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、**破綻が不可避な場合には速やかな経営判断が必要**。その際、「**学校法人の経営改善等のためのハンドブック《第1次改訂版》**」（日本私立学校振興・共済事業団）の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

#### ③破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信**が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと**転換を図る大学の支援**も重要。

#### ④破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置

- **大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置**については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例：

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ✓ 転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- ✓ 事業を承継する法人等が存在しない場合の証明書発行等の取扱い

#### ⑤撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討

- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続きは、「学校の廃止の認可申請」（学部の廃止は届出）や「学校法人の解散の認可申請」であり、解散の認可後は、清算手続きに移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、**適正な管理運営**が担保されるよう、**廃止に向けたプロセス**について検討が必要。

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

## ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)【概要】

### 第Ⅰ部 総論

令和3年1月26日  
中央教育審議会

#### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

#### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

##### 成 果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
  - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
- ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证の居場所・セーフティネット）

##### 課 題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念  
（自立・協働・創造）の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現



### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

#### ①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ **新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要**
- ◆ **GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要**
- ◆ **その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む**

#### 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、  
・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現  
・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う
- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

#### 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

#### ②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出す

- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切



## 子供の学び

### 幼児教育

- 小学校との円滑な接続，質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により，質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら，全ての幼児が健やかに育つことができる

### 高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や，社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体，企業，高等教育機関，国際機関，NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや，STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

## 教職員の姿

- 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め，教職生涯を通じて学び続け，子供一人一人の学びを最大限に引き出し，主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し，多様なスタッフ等とチームとなり，校長のリーダーシップの下，家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現や教職の魅力発信，新時代の学びを支える環境整備により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され，志望者が増加し，教師自身も志気を高め，誇りを持って働くことができる

## 子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境の実現，デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実，校務の効率化，教育政策の改善・充実等
- ICTの活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備，学校施設の整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備
- 小中連携，学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

### 義務教育

- 新たなICT環境や先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成，多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い，多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ，地域の構成員の一人や主権者としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

### 特別支援教育

- 全ての教育段階において，インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ，全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え，通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

**(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する**

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

**(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する**

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

**(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する**

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

**(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる**

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかけ方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえて、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

**(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する**

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

**(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する**

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

(1) - 2 - 19



5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

- ◆「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するためには、**ICTは必要不可欠**
- ◆**これまでの実践とICTとを最適に組み合わせる**ことで、**様々な課題を解決し、教育の質の向上**につなげていくことが必要
- ◆ICTを活用すること自体が目的化しないよう留意し、**PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う**ことが重要であるとともに、健康面を含め、ICTが児童生徒に与える影響にも留意することが必要
- ◆ICTの全面的な活用により、学校の組織文化、教師に求められる資質・能力も変わっていく中で、**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**が必要

**(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用**

- カリキュラム・マネジメントを充実させ、各教科等で育成を目指す資質・能力等を把握した上で、ICTを「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすとともに、従来は伸ばせなかった資質・能力の育成や、これまでできなかった学習活動の実施、家庭等学校外での学びの充実
- 端末の活用を「当たり前」のこととし、児童生徒自身がICTを自由な発想で活用するための環境整備、授業デザイン
- ICTの特性を最大限活用した、不登校や病気療養等により特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等
- ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪とした、個別最適な学びと協働的な学びの実現

**(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上**

- 養成・研修全体を通じ、教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境の実現
- 養成段階において、学生の1人1台端末を前提とした教育を実現しつつ、ICT活用指導力の養成やデータリテラシーの向上に向けた教育の充実
- ICTを効果的に活用した指導ノウハウの迅速な収集・分析、新時代に対応した教員養成モデルの構築等、教員養成大学・学部、教職大学院のリーダーシップによるSociety5.0時代の教員養成の実現
- 国によるコンテンツ提供や都道府県等における研修の充実等による現職教師のICT活用指導力の向上、授業改善に取り組む教師のネットワーク化

**(3) ICT環境整備の在り方**

- GIGAスクール構想により配備される1人1台の端末は、クラウドの活用を前提としたものであるため、高速大容量ネットワークを整備し、教育情報セキュリティポリシー等でクラウドの活用を禁止せず、必要なセキュリティ対策を講じた上で活用を促進
- 義務教育段階のみならず、多様な実態を踏まえ、高等学校段階においても1人1台端末環境を実現するとともに、端末の更新に向けて丁寧に検討
- 各学校段階において端末の家庭への持ち帰りを可能とする
- デジタル教科書・教材等の普及促進や、教育データを蓄積・分析・利活用できる環境整備、ICT人材の確保、ICTによる校務効率化

**各論（目次）**

|                             |                                      |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 1. 幼児教育の質の向上について            | 6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について   |
| 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について | 7. 新時代の学びを支える環境整備について                |
| 3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について  | 8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について       |
| 4. 新時代の特別支援教育の在り方について       | 9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について |
| 5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について |                                      |

(1) - 2 - 20



# 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援

令和4年度第2次補正予算額 3,002億円



文部科学省

## 背景・課題

- デジタル化の加速度的な進展や脱炭素の世界的な潮流は、これまでの産業構造を抜本的に変革するだけでなく、労働需要の在り方にも根源的な変化をもたらすと予想される。
- 一方、日本では大学で理工系を専攻する学生がOECD平均より低いうえに、OECD諸国の多くが理工系学部の学生数を増やしているなか、日本ではほとんど変わっていない。

※ 大学学部段階における理工系への入学者割合 日本17%、OECD平均 27%

※ 理系学部の学位取得者割合

【国際比較】日本 35%、仏 31%、米 38%、韓 42%、独 42%、英 45%

【国内比較】国立大学 57%、公立大学 43%、私立大学 29%

(注)「理・工・農・医・歯・薬・保健」及びこれらの学際的なものについて「その他」区分のうち推計

- デジタル化、脱炭素化等のメガトレンドを踏まえた教育・人材育成における「成長と分配の好循環」を実現するため、高度専門人材の育成を担う大学・高専が予見可能性をもって大胆な組織再編に取り組める安定的な支援が必要。

## 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」

(令和4年10月28日閣議決定)

### 第2章 経済再生に向けた具体的施策

#### Ⅲ 新しい資本主義の加速

1. 「人への投資」の抜本強化と成長分野への労働移動：構造的賃上げに向けた一体改革

#### (1) 人への投資の強化と労働移動の円滑化

学校教育段階から社会で活躍し評価される人材を育成していくため、成長分野への大学・高専の学部再編等促進(※)、(略)等を進めていく。

※ デジタル・グリーン等の成長分野への再編計画等を令和14年度までに区切って集中的に受け付け、大学・高専の迅速な学部再編等を促進する。

- 成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援策の創設(文部科学省)

## 事業内容

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、新たに基金を創設し、機動的かつ継続的な支援を行う。

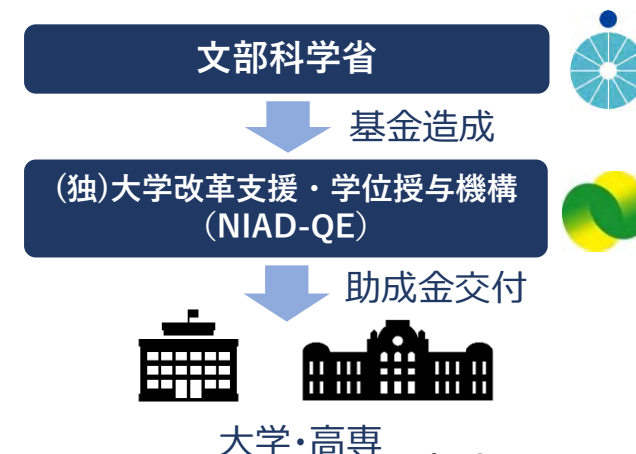
### ① 学部再編等による特定成長分野(デジタル・グリーン等)への転換等支援

- 支援内容：学部再編等に必要な経費(検討・準備段階から完成年度まで)
- 支援対象：私立・公立の大学

### ② 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化支援

- 支援内容：情報科学系学部・研究科を有する大学の体制強化に必要な経費  
高等専門学校における情報系学科・コースの新設・拡充に必要な経費
- 支援対象：国公立の大学(大学院を含む)・高専

## 【事業スキーム】



# 研究大学に対する支援全体像

## 世界と伍する研究大学



(大学ファンドによる大学の支援)

## 特定分野で世界トップレベルの研究拠点を形成



### 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ (総合振興パッケージ) による支援

特定分野で第一線の研究者が世界  
から糾合する優れた研究環境と、極  
めて高い研究水準を誇る大学への  
支援策

個人に着目  
した優秀な  
博士課程  
学生への  
支援

## 基礎研究からイノベーション創出を一気 通貫で行い、大型の産学連携を推進



産学官で共創の場を形成し、  
組織対組織の大型産学連携  
を推進し社会実装を目指す  
大学への支援策

## 産学官連携を推進し、地域の産業振 興や課題解決に貢献



地域社会において  
地方創生に向けて  
大学のポテンシャル  
活用を行う取組へ  
の支援策

# 世界と伍する研究大学の実現に向けた 大学ファンドの創設

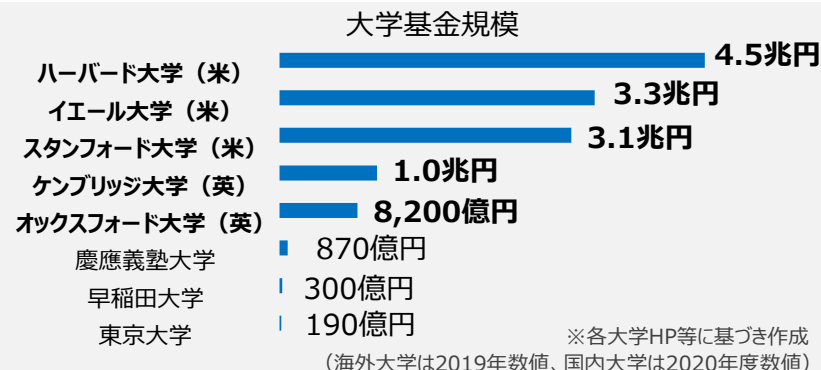
令和4年度財政投融资計画額  
令和3年度補正予算額  
令和3年度財政投融资計画額  
令和2年度補正予算額

4兆8,889億円  
6,111億円  
4兆円  
5,000億円

## 背景・課題

- 近年、我が国の研究力は、世界と比べて相対的に低下。他方、**欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用**し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大。
- 大学は多様な知の結節点であり、最大かつ最先端の知の基盤。我が国の成長とイノベーションの創出に当たって、**大学の研究力を強化することは極めて重要**。
- 我が国の大学の国際競争力の低下や財政基盤の脆弱化といった現状を打破し、**大学を中核としたイノベーション・エコシステムを構築**するため、これまでにない手法により**世界レベルの研究基盤の構築のための大胆な投資**を実行する。

## 欧米主要大学の基金規模



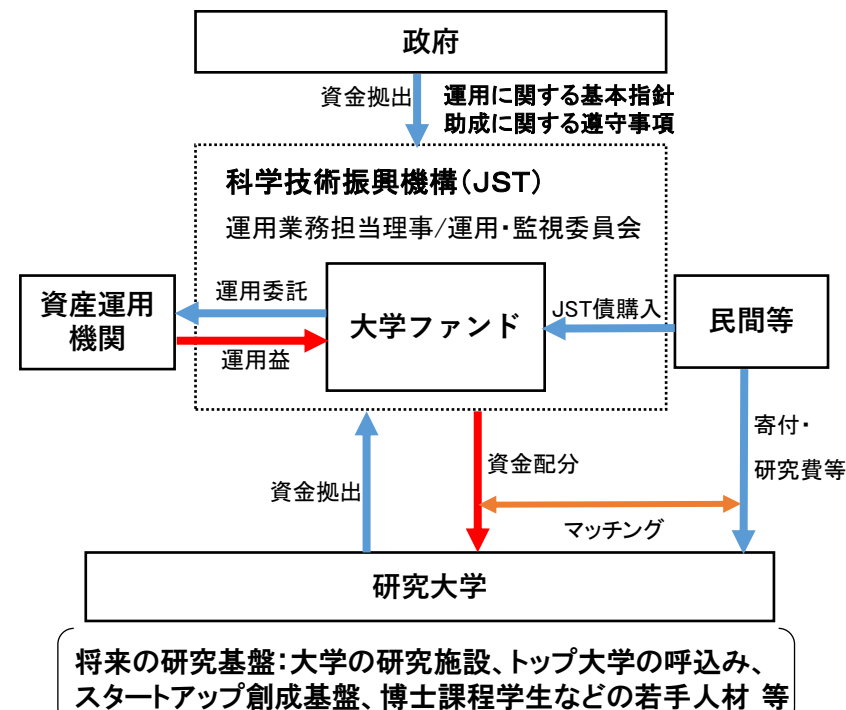
## 事業内容

- 我が国においても、世界と伍する研究大学を構築していくことが重要との観点から、**科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置**し、令和3年度末に運用開始。
- 世界最高水準の研究大学を形成するため、**10兆円規模の大学ファンドを創設**し、研究基盤への長期的・安定的な支援を行うことにより、我が国の研究大学における**研究力を抜本的に強化**する。

### 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）（抄）

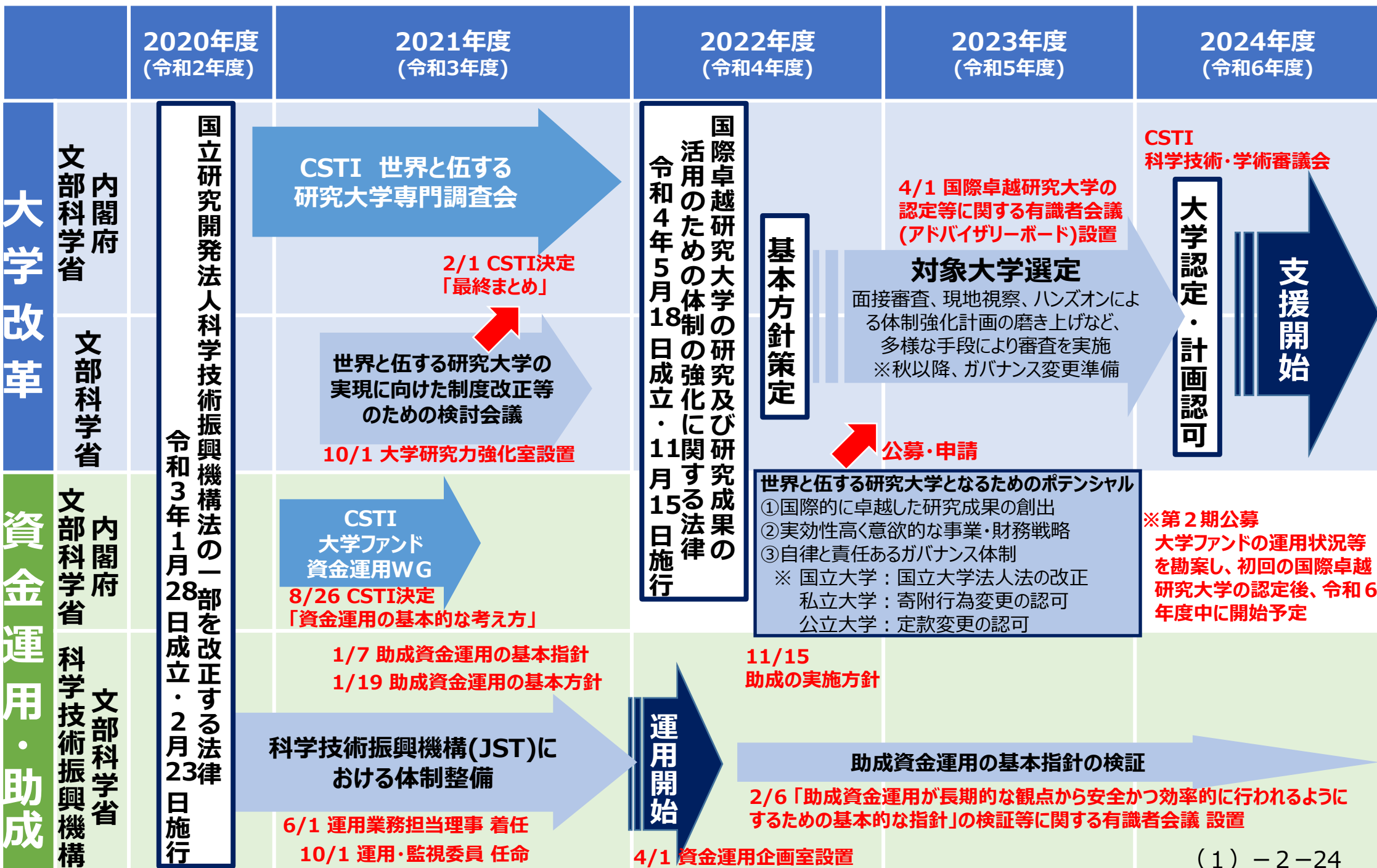
世界最高水準の研究大学を形成するため、10兆円規模の大学ファンドを本年度内に実現する。本年度末目途に運用を開始し、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の博士課程学生、若手人材育成等の研究基盤への大胆な投資を行う。財政融資資金の償還確実性の担保の観点から、償還期には過去の大きな市場変動にも耐えられる水準の安定的な財務基盤の形成を目指す。

また、世界と伍する研究大学に求められる、ガバナンス改革など大学改革の実現に向けて、新たな大学制度を構築するための関連法案の次期通常国会への提出を目指す。本ファンドの支援に当たっては、参画大学における自己収入の確実な増加とファンドへの資金拠出を奨励する仕組みとし、世界トップ大学並みの事業成長を図る。将来的には、政府出資などの資金から移行を図り、参画大学が自らの資金で大学固有基金の運用を行うことを目指す。併せて、科学技術分野において世界と戦える優秀な若手研究者の人材育成等を行う。それらにより、世界最高水準の研究環境の構築や高等教育の質の向上を図る。





# 大学ファンドに関するスケジュール



# 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ (総合振興パッケージ)

令和4年度予算額 462億円

令和3年度補正予算額 173億円

令和3年度予算額 418億円

(この他、関連予算※として544億円(330億円))

※大学が参画することも可能な事業(予算額については、内数の予算も含めて集計)

- 地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学が、“特色ある強み”を十分に発揮し、社会変革を牽引する取組を強力に支援
- 実力と意欲を持つ大学の個々の力を強化するのみならず、先進的な地域間の連携促進や、社会実装を加速する制度改革などと併せて、政府が総力を挙げてサポート
- 地域社会の変革のみならず、我が国の産業競争力強化やグローバル課題の解決にも大きく貢献

## ①大学自身の取組の強化

- 基盤的経費や競争的研究費(人材育成、基礎研究振興、産学連携促進)による、大学の強みや特色を伸ばす事業間の連携や大学改革と連動した研究環境改善を推進
- 特定分野において世界的な拠点となっている大学への支援強化
- 人材育成や産学官連携を通じた社会課題解決・地域貢献
  - 地域ニーズを踏まえた質の高い人材育成システムへの転換支援
  - 産学官連携拠点、スタートアップ創出支援、大学マネジメント人材育成・確保策の充実

## ②繋ぐ仕組みの強化

- 地域の産学官ネットワークの連携強化
  - 域内に作られている産学官ネットワークを整理し、活用を促進
  - 地域内・地域横断の組織を繋ぐキーパーソン同士の繋がりを広げ、地域のニーズ発見や課題共有を促進
- スマートシティ、スタートアップ・エコシステム拠点都市、地域バイオコミュニティなどの座組活用によるデジタル田園都市国家構想の実現への貢献
- 大学の知の活用による新産業・雇用創出や地域課題解決に向け、大学と地域社会とを繋ぐ(社会実装を担う)大学の教職員や、それを伴走支援する専門人材・組織に着目した仕掛け

## ③地域社会における大学の活躍の促進

- 各府省が連携し、地域が大学の知を活用してイノベーションによる新産業・雇用創出や、地域課題解決を先導する取組を一体的に支援
  - イノベーションの重要政策課題や地域課題ごとに事業マップを整理して、社会変革までの道のりを可視化
  - ポテンシャルの高い取組について、情報共有を図りつつ伴走支援
- 大学と自治体の連携強化
  - 地域等(自治体・社会実装を担う官庁)からの資金を受け入れ、地域貢献を行う大学に対してインセンティブを付与
  - 大学が持つ様々なポテンシャルに対する理解を促進し、自治体を巻き込む仕掛け
- 大学への特例措置や特区の活用促進

地域の中核大学や特定分野の強みを持つ大学の機能を強化し、成長の駆動力へと転換

日本の産業力強化やグローバル課題解決にも貢献するような大学の実現へ

事業背景

- 地方創生のためには、**若者を惹きつける魅力的な地域産業・雇用の創出と、日本全国や世界から学生が集まる大学づくり**が重要。
- 地域における大学には、強みを持つ特定分野の研究開発や地域ニーズに対応した人材育成等を通じた地方創生への貢献が期待されている。

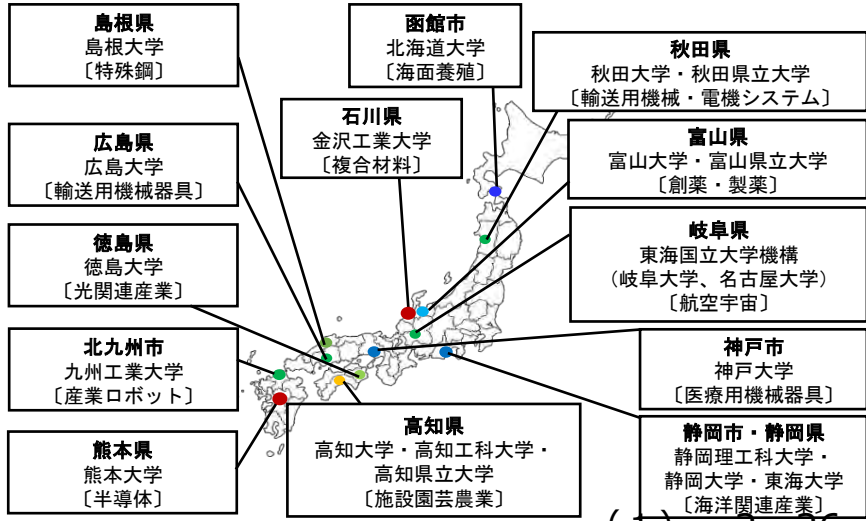
事業概要

- 「**地方大学・産業創生法**」に基づき、**首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携し、**
  - ・ **地域における大学の振興**、これを通じた地域における**中核的な産業の振興**及び当該産業に関する**専門人材の育成**を行うことにより、
  - ・ 日本全国や世界中から学生が集まるような「**キラリと光る地方大学づくり**」を進めるとともに、地域における**若者の雇用機会の創出**を推進。
- **10年間の計画を総理大臣が認定し、原則5年間交付金により取組を支援**（※6-9年度目まで、特例的に追加支援する「**展開枠**」あり）
- 国費支援額の目安は、**5千万円～7億円／年**（支援額は計画に応じて柔軟に設定可）
- 対象経費等によって補助率は異なる（1/2,2/3,3/4）※**特別交付税措置**あり
- 申請者は地方公共団体（都道府県、市区町村（共同申請可）等）当該地域に拠点がある大学と企業の参画が必須（高専等も参画可能）
- **年2回公募（5月と10月に申請受付）、令和6年度は、少なくとも4件程度の新規採択を予定**
- 交付金を活用するためには、外部有識者による評価委員会の審査をクリアすることが必要
- **地方公共団体での計画作成段階（申請書準備段階）から、内閣府・委託事業者による伴走支援を実施**

実施状況※1

- 平成30年度：富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市
- 令和元年度：秋田県、神戸市 ※2
- 令和4年度：函館市
- 令和5年度：石川県、熊本県
- 令和6年度：静岡市・静岡県 ※3

※1 支援開始年度を記載（10月公募での採択の場合は翌年度）  
※2 下線については展開枠に移行  
※3 静岡市・静岡県は今後、地方大学・産業創生法に基づく計画の認定手続きが必要





# 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」 (令和4年6月13日一部改正 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)

## ◆ 概要 インターンシップ：

学生が、**その仕事に就く能力が自らに備わっているかどうか（自らがその仕事で通用するかどうか）を見極めることを目的に、自らの専攻を含む関心分野や将来のキャリアに関連した就業体験（企業の実務を体験すること）を行う活動**（但し、学生の学修段階に応じて具体的内容は異なる）

## ◆ 産学協議会の議論に基づき、インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組の四類型を明記

タイプ1 オープン・カンパニー

タイプ2 キャリア教育

タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ【\*1】

タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）【\*2】

「インターンシップ」と称することが可能

**産学の合意である四類型化を尊重し、大学等・学生・企業等へ周知**

【\*1】令和5年度からのタイプ3（汎用的能力・専門活用型インターンシップ）において、産学協議会が示す「一定の基準を満たすインターンシップ」において取得した学生情報に限り、令和6年6月以降採用選考活動に使用できることを明記

【一定の基準】〈就業体験要件〉必ず就業体験を行う。

〈指導要件〉職場の社員が学生を指導、終了後、学生に対しフィードバックを行う。

〈実施期間要件〉汎用的能力活用型では5日間以上、専門活用型では2週間以上。

〈実施時期要件〉大学の正課および博士課程を除き、学部3年・4年ないし修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施する。

〈情報開示要件〉募集要項等に、採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨等を記載し、HP等で公表する。

【\*2】タイプ4については、今後の産学協議会の検討状況等を踏まえ、三省合意を必要に応じて改正する。

# 就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

- 2025年度卒について、
  - ・ 従来と同様、**広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月**の日程を原則とする。
  - ・ その上で、**タイプ3のうち専門活用型（2週間以上）かつ春休み以降に実施されるもの**を通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる（プロセスの複線化）**。
- 実施期間や情報開示など、**一定の要件を満たすタイプ3のインターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）で取得した学生情報は、**広報活動（3月以降）、採用選考活動（6月以降）に活用できる**。（上述の2025年度卒のプロセスの複線化の場合、情報開示要件や実施時期要件などを満たす場合に限り、6月より前に採用選考活動に活用できる。）
- 「**オワハラ**」の防止を徹底すること、相談窓口の設置など**学生からの苦情・相談処理体制の整備や改善向上**に努めることを要請。

|                                                                |  | 卒業・修了前年次（学部3年生等） |                                         |                                                                                                 | 卒業・修了年次（学部4年生等） |                                             |    |    |    |    |     |    |
|----------------------------------------------------------------|--|------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------|----|----|----|----|-----|----|
| 2025年度（2026年3月）<br>卒対象                                         |  | 1月               | 2月                                      | 3月                                                                                              | 4月              | 5月                                          | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |    |
| 原則                                                             |  |                  |                                         | 広報活動（→ 応募受付）<br>インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能※2                                                    |                 |                                             |    |    |    |    | 内定  |    |
|                                                                |  |                  |                                         |                                                                                                 |                 | 採用選考（→ 内々定）<br>インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能※2 |    |    |    |    |     |    |
| 2025年度（2026年3月）以降<br>卒業・修了予定者等で<br>一定の要件を<br>満たした学生 ※1<br>別紙参照 |  |                  | 専門活用型インターンシップ <sup>○</sup><br>（長期休暇期間等） |                                                                                                 |                 |                                             |    |    |    |    |     | 内定 |
|                                                                |  |                  |                                         | 応募受付・採用選考（→ 内々定）<br>インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能<br>（実施期間（ <u>2週間以上</u> のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限る。） |                 |                                             |    |    |    |    |     |    |

| 卒業・修了前年次（学部3年生等）                 |    |    | 卒業・修了年次（学部4年生等）                               |    |    |                                              |    |    |    |     |
|----------------------------------|----|----|-----------------------------------------------|----|----|----------------------------------------------|----|----|----|-----|
| 2024年度（2025年3月）<br>卒対象           | 1月 | 2月 | 3月                                            | 4月 | 5月 | 6月                                           | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 |
| 2024年度<br>（2025年3月）<br>卒業・修了予定者等 |    |    | 広報活動（→ 応募受付）<br>インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能 ※2 |    |    |                                              |    |    |    | 内定  |
|                                  |    |    |                                               |    |    | 採用選考（→ 内々定）<br>インターンシップを通じて取得した学生情報の活用が可能 ※2 |    |    |    |     |

※1 2週間以上のインターンシップを通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生

※2 実施期間（5日間以上のもの）や情報開示などの要件を満たす場合に限る。

# 就職・採用活動日程ルールの見直しの概要

2025年度（2026年3月）以降卒対象就職・採用活動日程のプロセスの複線化

## 【要件】

- 従来と同様、広報活動3月・採用選考活動6月・正式内定10月の日程を原則
- その上で、
  - ・卒業・修了年次直前の学生（学部生なら4年生直前）で、
  - ・春休み以降に、
  - ・**専門活用型インターンシップ**を通じて高い専門的知識や能力を有すると判断された学生については、そのことに着目し、3月から行われる広報活動の周知期間を短縮して、**6月より以前のタイミングから採用選考プロセスに移行できる。**

## 対象となるインターンシップ

**実施期間2週間以上の半分以上の日数の就業体験等の要件**（別添参照）  
**を満たした専門活用型インターンシップ**（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）

## インターンシップ実施企業は以下の情報を開示

- i **インターンシップ情報**(就業体験の内容、フィードバック、実施期間等)(別添参照)
- ii 就業体験を行う際に学生に求める**大学における学修成果水準（GPA等）や専門的能力**
- iii 参考情報として、**新卒一括採用に係る採用計画**(採用人数等)

## ○留意事項

- ・既卒学生、日本人・外国人留学生など、多様な人材に、同様のインターンシップ・採用選考の機会を設けること。
- ・就業後のキャリアパスの多様化に資するため、企業等は、採用時に、学生の専門性・能力を活かすことを考慮すること。
- ・企業等による**学生の職業選択の自由を妨げる行為（いわゆるオワハラ※等）の防止を徹底**するとともに、実効性の担保のため、企業は、**学生の相談窓口の設置など体制整備・改善向上**に努めること。  
 大学、ハローワークにおいても、**学生からの相談に適切に対応**すること。
- ・産学協議会がまとめたインターンシップの要件を満たさないものは、「インターンシップ」と呼ばないこと。



## (1) 〈就業体験要件〉

**必ず就業体験**を行う。インターンシップ実施期間の半分を超える日数を職場での就業体験に充てる。

※テレワークが常態化している場合、テレワークを含む

## (2) 〈指導要件〉

就業体験では、職場の**社員が学生を指導**し、インターンシップ終了後、**学生に対しフィードバック**を行う。

## (3) 〈実施期間要件〉

インターンシップの実施期間は、汎用的能力活用型では5日間以上、**専門能力活用型では2週間以上**。

## (4) 〈実施時期要件〉

学業との両立に配慮する観点から、

学部3年・4年ないし修士1年・2年の**長期休暇期間※（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）に実施**する。

※ 但し、大学の正課の授業科目として実施するインターンシップについては、長期休暇期間以外での実施が可能。

## (5) 〈情報開示要件〉

募集要項等に、**以下の項目に関する情報を記載し、HP等で公表**する。

- ①プログラムの趣旨(目的)
- ②実施時期・期間、場所、募集人数、選抜方法、無給/有給等
- ③就業体験の内容(受入れ職場に関する情報を含む)
- ④就業体験を行う際に必要な(求められる)能力
- ⑤インターンシップにおけるフィードバック
- ⑥採用活動開始以降に限り、インターンシップを通じて取得した学生情報を活用する旨(活用内容の記載は任意)
- ⑦当該年度のインターンシップ実施計画(時期・回数・規模等)
- ⑧インターンシップ実施に係る実績概要(過去2～3年程度)
- ⑨採用選考活動等の実績概要



# 我が国の未来の成長を見据えた「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の更なる展開に向けて (令和5年10月 国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議)

『「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現に向けて』（令和4年10月）の続編として、有識者会議（主査：西尾章治郎 大阪大学総長）において、新たに、あらゆる活動に共通する事項として、『デジタル技術も駆使したハイブリッド型環境の整備』及び重点事項として、①デジタルやグリーン等の成長分野等の社会課題に対応した人材育成・研究を支える環境整備、②地域を中心とした産学官連携強化による人材育成を支える環境整備、③多様な主体に開かれた魅力ある環境整備、④グローバル化に対応した国際競争力のある環境整備 について更なる検討を行い、国立大学等施設の整備の考え方や取組のポイント、今後の推進方策等について、とりまとめた。

## これからの大学等に求められる対応

第1部  
第1章

- 国立大学等キャンパス・施設は、我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための「国家的な資産」を形成するものであり、地域の貴重な「公共財」。
- 国立大学等キャンパス・施設について、教育未来創造会議における議論等も踏まえた以下の諸課題に対して、ソフト面での対応と合わせて、ハード面での対応が必要不可欠であり、社会課題や時代の変化に応じた更なる展開を図っていくことが急務。

※「イノベーション・コモンズ」とは、多様なステークホルダーが「共創」し、我が国の未来の成長を支える人材育成やイノベーションの創出等を行う拠点。

## 共創拠点の更なる展開に向けたキャンパス・施設等の整備の考え方・取組のポイント

第1部  
第2章

第2部

- 共創拠点は、ソフト・ハードの取組が一体となり、大学等のキャンパス全体が有機的に連携して多様なステークホルダーによる共創活動を実現する拠点であり、個別施設の計画のみならず、各施設や外部空間等の相互の連携を踏まえた、キャンパス全体の計画・整備が重要。
- 我が国の成長をけん引する人材育成やイノベーションの創出等に向けては、今までに大学等が蓄積してきた知の総体を最大限生かしつつ、新たな課題に対応していくことが重要。
- 大学等を取り巻く状況の変化に対応して共創拠点のあり方も多様なステークホルダーとの対話を重ねながら、継続的に見直し、時代の変化に応じた更なる展開を図っていくことが重要。

### 【国立大学等の現状】

老朽化が深刻。旧来型の未改修施設では、研究室が小割され、たこつぼ化し、共創活動に対応できていない。



小割された教育研究環境



学生や教職員、産業界や地方公共団体、地域住民等との交流を促進する施設とキャンパスマスタープランによるキャンパス全体の共創拠点化



地元産業と連携した拠点づくりをはじめ、ものづくりや医療、食などの各分野からキャンパス全体の共創拠点化を推進



各キャンパスの立地や研究領域の特性を生かしつつ、キャンパス全体の「ウオカビリティ」を高めるなど、特色ある共創拠点化を推進



### 【共通】デジタル技術も駆使したハイブリッド型環境の整備

- ・多様な学生・研究者等のニーズも踏まえ、デジタル技術を最大限活用した上で、対面による教育研究のメリット・効果を最大限生かせる環境整備が重要
- ・キャンパスが「スマートシティ」の取組に資する実証を行う場としてイノベーションハブとなる等、実空間の価値を生かしていくことが重要



デジタル化の体験強化と合わせた情報化推進拠点の整備



キャンパスを開放した場として、研究成果の技術移転やビジネスモデルの検証を積極的に実施

### ①成長分野等の社会課題に対応した人材育成・研究を支える環境整備

- ・DXやGX等の成長分野等の社会課題に対応した人材育成や研究の強化を支える施設環境の確保が必要
- ・地域や産業界等との共創や分野を超えた共創を支える環境整備が重要



産業界社会実証のための共創拠点



多様な交流を促進するオープンスペース

### ②地域を中心とした産学官連携強化による人材育成を支える環境整備

- ・地域連携プラットフォームと連携した共創拠点の整備や地域産業振興・スタートアップ創出のための拠点整備が重要



産外空間も含めた地域と大学をつなぐ共創拠点の整備



産学連携のスタートアップ拠点

### ③多様な主体に開かれた魅力ある環境整備

- ・ジェンダー、年齢、国籍、障害の有無等の多様性を受け入れる環境整備が重要
- ・生活環境や出産や育児等との両立にも配慮した環境整備も重要



多様な学生・リカレント教育の場



大学・産界・産業界・市が共同運営するコワーキングスペース

### ④グローバル化に対応した国際競争力のある環境整備

- ・国内外の学生や研究者を惹きつけるキャンパスの質及び魅力の向上を図っていくことが急務
- ・国際的にも魅力ある教育研究環境の整備、混住型宿舎等の生活環境の整備、国際交流・発信拠点の整備等が重要



多様な交流を支える国際連携



日本文化の研究・発信拠点

## 今後の推進方策

第1部  
第3章

- 国は、予算のより一層の確保・充実や情報発信の強化、多様な財源の確保や制度の活用に向けた取組の推進等に取り組むことが重要。
- 国立大学法人等は、各大学等の強みや方向性を踏まえた共創拠点化の取組の推進や共創活動を推進する体制づくり（施設系職員の活躍・育成やURA等の育成・確保、共創に係る対外的な窓口の明確化と学内連携体制の構築等）等に取り組むことが重要。
- 地方公共団体・産業界は、共創拠点化の企画段階からの参画や必要な予算確保、体制強化、各施策との連携等に取り組むことを期待。





## (2) 高等教育政策の現状

### 関連資料



# 經濟財政運営と改革の基本方針

# 経済財政運営と改革の基本方針2024(主な高等教育関係記述)

◆経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）」（抜粋）

## 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

### (2) 三位一体の労働市場改革

地域の産学官のプラットフォームを活用したリ・スキリングの対象に経営者を追加し、2029年までに、約5,000人の経営者等の能力構築に取り組む。大学と業界が連携して、最先端の知識や戦略的思考を身に付けるリ・スキリングプログラムを創設し、2025年度中に、約3,000人が参加することを目指す。

## 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応

### (4) 科学技術の振興・イノベーションの促進

イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の実現と地域の中核・特色ある研究大学の機能強化に向けた取組を着実に進め、これら研究大学群が我が国全体の研究力向上を牽引するとともに、戦略的な自律経営の下で、優秀な若手研究者等を惹きつける研究環境の整備や、知財ガバナンス改革を含む研究成果の展開力強化を行う取組を促進する。

成長分野への学部再編等や半導体等の先端技術に対応した高専教育の高度化・国際化を始めとする大学・高専・専門学校の機能強化を図る。また、AIの活用等による英語教育や国際交流の強化を含む教育の国際化を進めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム」の拡充検討や世界トップレベル大学の理系博士課程への派遣を始め官民一体での留学生の経済的支援策の充実、在外教育施設の特色ある教育活動の充実のための機能強化等を通じ、ダイバーシティに富んだグローバル人材の育成を抜本的に強化する。くわえて、産学官の共創を促進し、経済社会ニーズに対応した大学院改革や博士号取得者の幅広い活躍の場（官公庁を含む。）の創出につながる取組や処遇向上等を進め、多様なフィールドで活躍する博士人材を中長期的に世界トップ水準並みに引き上げるとともに、イノベーション創出に向けた地域や産業界の学び直しニーズを踏まえつつ、産業界・個人・教育機関によるリカレント教育エコシステムの創出に向けた取組を加速する。

# 経済財政運営と改革の基本方針2024(主な高等教育関係記述)

## ◆経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日）」（抜粋）

### 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

#### (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり (女性活躍)

I T分野を始め理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や大学上位職への女性登用等を促進する。

## 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

### 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

#### (3) 公教育の再生・研究活動の推進 (質の高い公教育の再生)

少子化の進行を見据え、高等教育の機能強化に向け、質・アクセス・規模の在り方について2024年度中に一定の結論を得るとともに、高等教育費の負担軽減に向け、修学支援新制度等の制度改革の着実な実施や運営体制の充実とともに、実施状況の効果検証を通じた機会均等及び少子化対策の両面からの適切な見直しを図りつつ、授業料後払い制度の本格導入について各般の議論を踏まえて速やかに結論を得ることを含め、必要な支援の検討を進める。

#### (研究の質を高める仕組みの構築)

研究の質や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のEBPMの強化を図りつつ、大学の教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。また、運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を十分に確保するとともに、科研費の制度改革を始めとする研究資金の不断の見直しと充実を図る。

さらに、官民共同の仕組み等による大型研究施設の戦略的な整備・活用・高度化の推進や研究DXによる生産性向上、若手研究者の処遇向上や、女性研究者、研究開発マネジメント人材の活躍促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化、大学病院における教育・研究・診療機能の質の担保に向けた医師の働き方改革の推進等を図る。



## 高等教育規模に関する施策

# 高等教育における規模に関する施策の変遷

## 中央教育審議会答申「大学教育の改善について」（昭和38年）

日本の高等教育の対象が、選ばれた少数者から能力等の面で幅広い層へと変わってきたと指摘し、新制大学の理念の実現に向け、高等教育機関の種別化、教育内容・方法の改善、大学の管理運営の在り方等について提言。

## 中央教育審議会答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（昭和46年）

高等教育の急速な量的拡大によって教育研究環境が低下し進学機会の地域間格差が拡大したことを背景として、高等教育の全体規模、専門分野別の収容力の割合、地域配置などについて、私立大学への財政支援を強化した上で、長期的見通しに立った国としての計画策定の必要性を提示。

## 私立学校振興助成法の制定、私立学校法の一部改正（昭和50年）

46年答申を受け私立学校振興助成法を制定。国が私立大学の教育研究に係る経常的経費を補助できることとなるとともに、私立学校法の一部改正により、私立大学の学部等の設置廃止や収容定員を認可事項に変更。

## 5回にわたる「高等教育計画」の策定（昭和51年、54年、59年、平成3年、9年）

46年答申を受け、18歳人口の増減等を踏まえて高等教育規模を想定した上での、高等教育の全体規模や地域的配置に係る長期見通しとして、昭和51年以降、5回にわたって高等教育計画を策定。

## 総合規制改革会議答申「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年）

大学・学部等の設置等の認可抑制方針が高等教育の柔軟な発展や競争を制約する可能性を指摘し、設置規制の準則主義化や設置後のチェック機能としての認証評価制度の導入を提言。これを受け、平成15年審査分から設置認可の抑制方針を撤廃。また、14年に工業（場）等制限法は廃止。

## 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年）

知識基盤社会に向け、国の役割を、直接的な計画策定や規制から将来像提示や政策誘導へと転換すべきと提言。各大学が自らの選択により緩やかに機能別に分化していく中で、学習者保護や国際通用性の観点から高等教育の質の保証が重要な課題である旨提示。

## 中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年）

2040年以降の社会を念頭に、今後の高等教育が目指すべき姿として、学修者本位の教育への転換を提言。教育の質の保証と情報公表を求めるとともに、2040年の大学進学者数を約51万人と推計し、学校種別の課題や国公私の役割、地域における高等教育等の観点から方向性を提示。

（グランドデザイン答申以降の大学分科会審議まとめ）

■ R2「教学マネジメント指針」 ■ R3「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」 ■ R4「これからの時代の地域における大学の在り方について」

■ R4「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」 ■ R5「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」

# 「高等教育計画」等について①

|                      | 「高等教育の計画的整備について」<br>(昭和51年3月)                                                              | 「高等教育の計画的整備について」<br>(昭和54年12月)                                                                 | 「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」(昭和59年6月)                                                      | 平成5年度以降の高等教育の計画的整備<br>(平成3年5月)                                                                                  |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画期間                 | 昭和51-55年度                                                                                  | 昭和56-61年度                                                                                      | 昭和61-平成4年度                                                                              | 平成5-12年度                                                                                                        |
| 期間中の<br>18歳人口<br>の動向 | 150万人台で推移                                                                                  | 161万人から185万人に増加                                                                                | 185万人から205万人に増加                                                                         | 198万人から151万人に減少                                                                                                 |
| 進学率の<br>考え方          | [大学・短大・高専の進学率]<br>昭和50年度の38.3%に対し、55年度は40.3%を想定                                            | [大学・短大の進学率]<br>昭和54年度の37.9%に対し、昭和61年度は37%を想定                                                   | [大学・短大・高専の進学率]<br>昭和58年度の35.6%の水準を、平成4年度(18歳人口のピーク)でも維持                                 | [大学・短大・高専の進学率]<br>平成12年度について、ケース1(40.0%)、同2(41.2%)、同3(42.2%)の3つを想定し、当面ケース1を念頭                                   |
| 定員の取扱いの方針            | ○入学定員を2.9万人の増<br>(進学者数は3.2万人の増)                                                            | ○入学定員を3.4万人程度の増<br>(実員では4万人程度の増)                                                               | ○18歳人口の大幅な増減に対処するため、恒常的定員を4.2万の増とともに、臨時的定員を4.4万の増                                       | ○大学等の新增設は原則抑制の方針<br>○臨時的定員は定められた期限の到来による解消が原則、平成5年度以降の状況を踏まえ、適切な審査を行うことについて検討が必要                                |
| 地域別の考え方              | ○大都市の大学等の新增設を抑制<br>○地域配置の不均衡の是正を図るため、全国を8ブロックに分けて、昭和55年度に一応の目途を示す                          | ○大都市の大学等の新增設を抑制<br>○地域配置の適正化を進めるため、全国を8ブロックに分けた整備の目途を示す                                        | ○大都市の大学等の新增設を抑制<br>○地域配置の適正化を図る方針を維持し、全国を13ブロックに分けた定員増の目途を示す                            | ○大都市の大学等の新增設を抑制<br>ただし、三大都市圏以外の政令指定都市は地域制限を設けない                                                                 |
| 分野別の考え方              | ○計画規模・地方配置等の指標に従いつつ、<br>①医師、歯科医師、看護婦その他の医療技術者、教員養成<br>②新しい学問分野や研究者養成等に係る将来の需要に応えるものは計画的に整備 | ○複雑、高度化し、かつ国際化した社会の要請に対応する積極的な大学教育の改善や人材養成が特に必要な分野等に留意して整備<br>○医師、歯科医師の養成は整備が概ね達成されたため拡充は予定しない | ○教育研究上の必要性や、社会的要請の変化等に適切に対応(「看護婦その他医療技術者の養成等」等が設置審で決定)<br>○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない | ○情報関係、社会福祉関係、医療技術関係などの分野へのニーズ、国際化社会の発展や先端科学技術の進展に伴う教育研究の推進が必要<br>○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない<br>○看護職員は整備を図る必要 |



## 「高等教育計画」等について②

|              | 平成12年度以降の高等教育の将来構想<br>(平成9年1月)                                                     | 「規制改革の推進に関する第1次答申」<br>(平成13年12月)<br>※内閣府総合規制改革会議                                                        | 我が国の高等教育の将来像<br>(平成17年1月)                                                                                    | まち・ひと・しごと創生基本方針2017<br>(平成29年6月)及びまち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)(平成29年12月)<br>※内閣官房まち・ひと・しごと創生本部                                                                              |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画期間         | 平成12-16年度                                                                          | ○総合規制改革会議において、学部設置等に対する抑制方針の見直し及び工業(場)等制限法の見直しを提言<br>○これを受け、平成15年審査分より抑制方針が撤廃されるとともに、平成14年に工業(場)等制限法を廃止 | 平成17年度-32年頃                                                                                                  | 平成30年度-平成40年度(予定)                                                                                                                                                       |
| 期間中の18歳人口の動向 | 151万人から141万人に減少                                                                    |                                                                                                         | 137万人から120万人に減少                                                                                              |                                                                                                                                                                         |
| 進学率の考え方      | [大学・短大の進学率]<br>(平成11年度の臨時的定員の5割程度を恒常的定員化する場合)平成11年度の進学率(48.4%)の水準は平成16年度にも下回らないと試算 |                                                                                                         | [大学・短大の進学率]<br>今後18歳人口が約120万人前後で推移する時期にあつては、大幅な拡大は必ずしも見込めない状態にある                                             |                                                                                                                                                                         |
| 定員の取扱いの方針    | ○大学の新增設は基本的に抑制的に対応<br>○臨時的定員を段階的に解消する一方、平成11年度の規模の5割程度を恒常的定員化することを認める              |                                                                                                         | ○「高等教育計画の策定と各種規制」から「将来像の提示と政策誘導」に移行<br>○平成15年度より、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴って、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義に転換 | ○平成30年6月に成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」において、東京都23区内の大学等の収容定員を増加させてはならないと規定(10年間の時限措置)<br>○併せて、スクラップ・アンド・ビルドによる新たな学部等の設置や留学生や社会人の受け入れの場合等一定の例外措置も設ける |
| 地域別の考え方      | ○大都市の大学等の新增設の抑制を継続。ただし、一定の弾力化を図る                                                   |                                                                                                         | ○平成15年度より、大都市における抑制方針を撤廃                                                                                     | ○東京都23区内に限り大学等の収容定員の増加を抑制                                                                                                                                               |
| 分野別の考え方      | ○時代の変化に即応するためには、極めて必要性の高いものについて新增設を認めることも必要<br>○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の拡充は予定しない       |                                                                                                         | ○医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の抑制は維持(教員の抑制は、17年度の申請から撤廃)                                                               | (2) - 2 - 3                                                                                                                                                             |

# 地方大学・産業創生法による定員抑制と見直しの規定

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置及び特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制を行う。

## (1) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、**特定地域内(東京23区内)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。**

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

### ○ 例外事項の例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・**専門職大学等の設置(新設制度のための経過措置)**

(経過措置) ※法附則抜粋

第三条 第十三条の規定は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しない。

二 令和六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学(学校教育法第八十三条の二第一項の専門職大学をいう。)若しくは専門職短期大学(同法第百八条第四項の専門職短期大学をいう。)又はこれらに準ずるものとして政令で定めるもの(附則第五条第一項において「専門職大学等」という。)の設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

## (2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制の見直し

法律附則において、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じなければならない旨が2つ規定されている。

- ① **令和6年3月31日：例外としていた専門職大学、専門職短期大学に関する経過措置が切れることに伴い、当該措置を継続させるか、他の大学・短期大学と同様に抑制の対象とするのかなどの検討。**
- ② **令和10年3月31日：特定地域内の大学等の定員抑制に関する規定全体が失効する日であり、同日までに、地方での若者の定着状況等について検証を行った上で、当該措置を継続させるのか等について検討。**

(検討) ※法附則抜粋

第五条 政府は、令和六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、令和十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部改正について(概要)

## 1. 背景・経緯

- 平成30年10月より、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」(地方大学・産業創生法)によって、令和10年3月末までの10年間、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない一部の例外を除いて、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加が抑制されている。

### 【例外事項の例】

- スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- 留学生や社会人の受入れに限定する場合
- 夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- 法施行時までに収容定員増等について投資・機関決定等を行っていた場合 等

- 法附則第5条第1項に基づき、令和4年9月から有識者会議において法の施行状況が検討された。その結果、法第13条に基づく東京23区内の定員増加抑制については引き続き適切な運用と状況の把握がなされるべきとされた上で、高度なデジタル人材については産業界からのニーズが極めて高く、需給バランスに著しい不均衡が生じていることから、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない合理的な範囲内において、定員増加抑制の例外を設けて人材を育成することは妥当と考えられ、一定の要件を満たすものに限って、限定的に定員増加抑制の例外措置を講ずることを検討すべきとされた。
- この内容を踏まえ、パブリックコメントを経て、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」(平成30年内閣府令・文部科学省令第1号)の一部を改正する。

## 2. 改正内容

下記の要件を全て満たすものとして、有識者の意見を聴いて文部科学大臣が認める場合について、東京23区内の大学の学部の収容定員の増加抑制の例外事項に追加する。

- ① 学位分野が理学関係分野又は工学関係分野の高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科における収容定員増加(学科等の新設を含む。)であること。  
※学位分野については理学関係分野、工学関係分野の他、いずれかの学位分野を含む融合分野も可。
- ② 増加させる分の定員は、新学部等の完成年度以降3年を経て次の年度の入学定員を減少させること等により、大学全体の東京23区内の収容定員を増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増加であること。  
※完成年度以降3年を経て次の年度を待たずに23区内の定員を減少させることも可。
- ③ 東京23区以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組として、地方企業でのインターンシップ等の地方自治体等と連携した地方における就職促進策を行うとともに、地方大学との連携等により地方におけるデジタル人材育成強化に貢献すること。 ※「地方」は一都三県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)外を指す。

## 3. 施行期日

令和5年6月9日



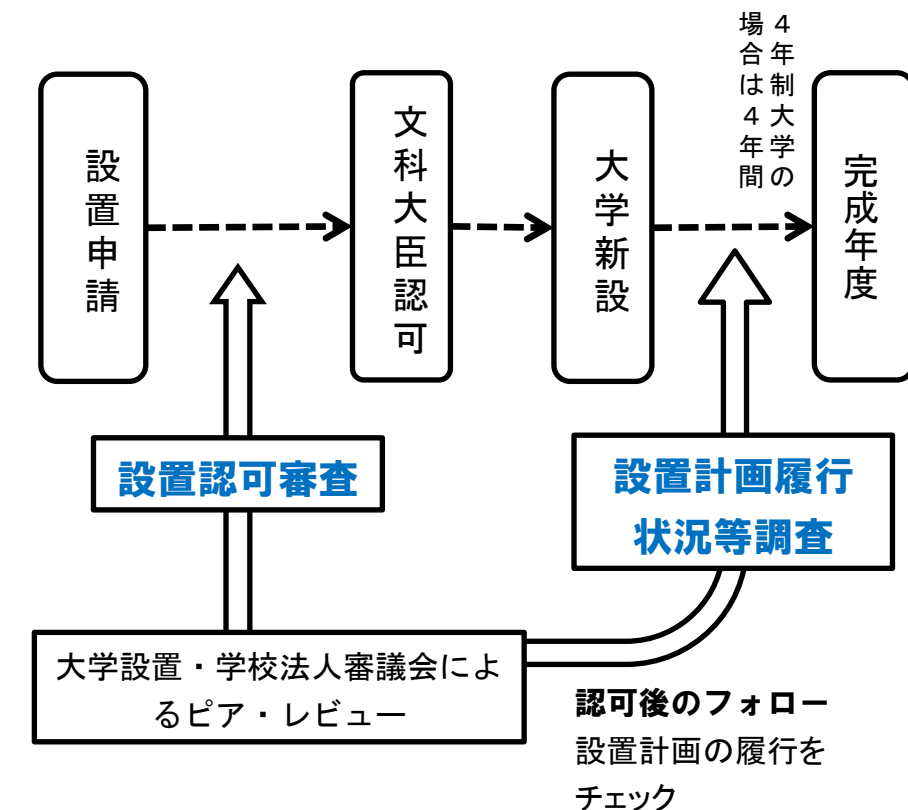
教育の質の保証

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

我が国の質保証に係る制度は、大学の設置認可による大学設置時の質保証、設置後の教育研究活動に対する様々な大学評価による質保証の組合せにより成り立っている。

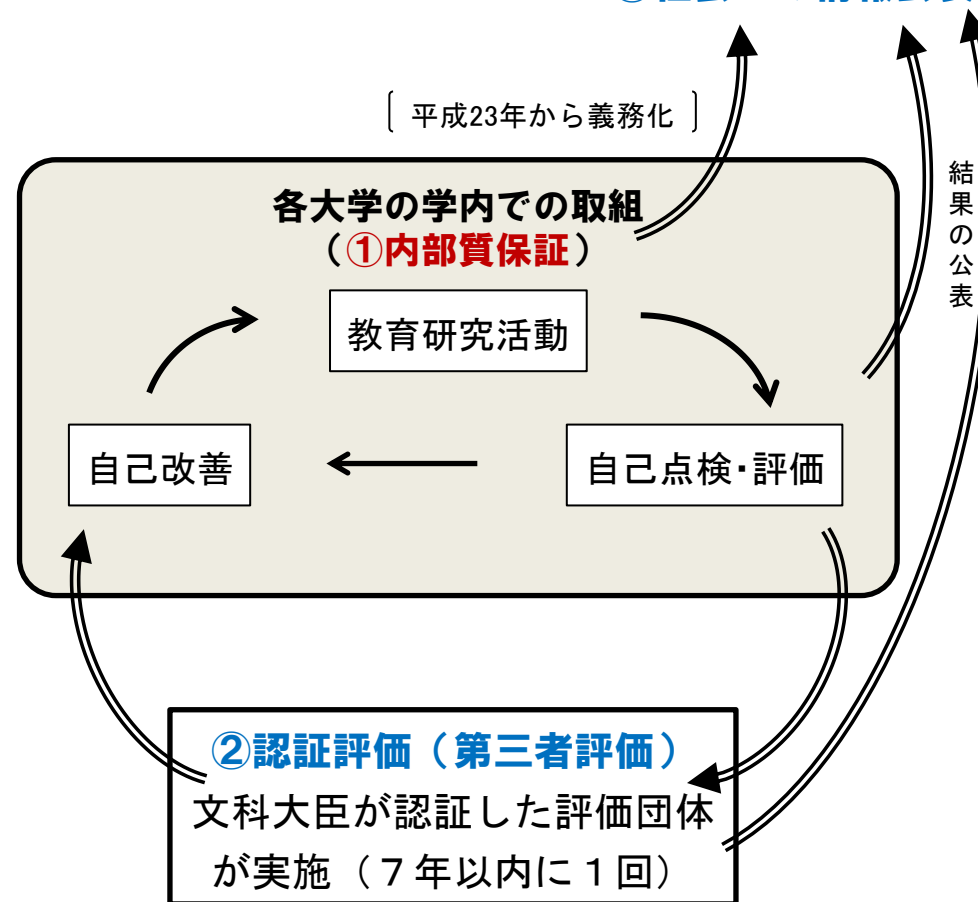
## 【設置認可審査等による入口における質保証】

（大学の設置申請から完成年度までの質保証）



## 【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】

### ③社会への情報公表



### 大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める（教育研究水準を確保）

# 大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## ◆第一章 総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

## ◆第二章 教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

## ◆第三章 教育研究実施組織等◆

- 教育研究実施組織等
- 授業科目の担当
- 授業を担当しない教員
- 基幹教員数
- 組織的な研修等

## ◆第四章 教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

## ◆第五章 収容定員◆

- 収容定員

## ◆第六章 教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業を行う学生数
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 昼夜開講制

## ◆第七章 卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

## ◆第八章 校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場等・校舎
- 校地・校舎面積基準
- 教育研究上必要な資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

## ◆第九章 学部等連係課程実施基本組織に関する特例◆

## ◆第十章 専門職学科に関する特例◆

## ◆第十一章 共同教育課程に関する特例◆

## ◆第十二章 工学に関する学部の教育課程に関する特例◆

## ◆第十三章 国際連携学科に関する特例◆

## ◆第十四章 教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例◆

## ◆第十五章 雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備



# 大学設置基準等改正の主な具体的内容

## 一 総則等理念規定の明確化

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づいて、入学者選抜及び教育課程の編成を行うよう明確化
- 総則の理念について、自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた、不断の見直しを行うよう明確化

## 二 教員組織・事務組織等の組織関係規定の再整理

- 分散して規定されている現行の組織に係る規定や教員と事務職員等の連携・協働の規定を一体的に再整理・明確化
- 「教員組織」について、「教育研究実施組織」に改め、規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ編制する旨規定
- 教育研究実施組織の編制に当たり、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確化
- 厚生補導を行う組織について、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定
- 事務組織について、大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制する旨規定

## 三 基幹教員、授業科目の担当、研修等に係る規定

- 専任教員の概念を、「基幹教員」と改め、定義の明確化や最低必要教員数の算定にあたり、複数の大学・学部での算定も可能とすることやその算定は4分の1までとすること、主要授業科目は基幹教員に担当させる旨規定
- 授業科目の担当に関し、指導補助者について条文上明示的に規定し、指導補助者に対する研修を必須化

## 四 単位数の算定方法

- 単位の計算方法について、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する旨規定

## 五 校地、校舎等の施設及び設備等

- 校地（空地）の役割（教員と学生、学生同士の交流の場）について明確化
- 運動場や体育館その他のスポーツ施設及び講堂並びにその他の厚生補導施設について必要に応じ設ける旨規定
- 校舎等施設について、組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、必要な施設を備えた校舎を有するものとする旨規定
- 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものと規定
- 閲覧室等の紙の書籍のみを想定した施設に係る規定について削除し、図書及び図書館について、図書館を中心に系統的に整備し提供すること、必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする旨規定

## 六 教育課程等に係る特例制度

- 教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、特例対象規定の全部又は一部によらないことができる大学として認定することができる制度を創設
- 認定を受けた大学（教育課程等特例認定大学）は、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則に定め、公表する旨規定
- ※ 認定基準手続きに関する告示は別に定める

## 七 大学設置基準のその他の改正事項

- 1年間の授業期間は35週にわたることを原則化
- 各授業科目の授業期間について、4学期（クォーター）制も加えて例示、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間を単位として明確化
- 単位の授与について、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える旨規定
- 卒業要件に定める在籍年数について、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化、併せて大学が定める要件を満たす旨規定
- 専門職学科における授業を行う学生数について、同時に授業を行う学生数は40人以下と引き続き明示した上で、例外は「授業の方法等の教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられると認められる場合」であることを明確化

## 八 大学通信教育設置基準の改正

- 印刷教材等による授業に関し、インターネット等による教材提供が可能である旨明確化、放送授業に関し、インターネット等を通じた映像等の提供が含まれることを明確化

## 九 本省令の附則

- 施行日：令和4年10月1日
- 以下の趣旨の附則を規定
  - ・基幹教員に関する各規定、校舎及び研究室には経過措置を設けること
  - ・令和5年度開設の設置審査については、従前の規定のとおりとすること
  - ・令和6年度開設の設置審査については、改正後の規定又は従前の規定のいずれかで審査を受けられること
  - ・令和7年度以降開設の設置審査については、改正後の規定で審査を受けること

※ 専門職大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準、短期大学通信教育設置基準、専門職短期大学設置基準、高等専門学校設置基準等について関連する所要の改正を行う。

※ 大学院関係設置基準については、六の教育課程等に係る特例制度について、今回の改正は見送ることとし、三の基幹教員の取扱いについては大学院部会において引き続き検討を行う。

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項第一号）。  
また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要（同法第95条）。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科 等
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科等については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない（届出で足りる）

## 【設置認可の流れ】（標準スケジュール）

- ①設置認可の申請（大学新設：前々年度10月末、学部等新設：前々年度3月末）
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査（大学新設：10ヶ月、学部等新設5ヶ月）、答申
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定（8月末頃）

## 【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の収容定員充足率が一定割合未満及び0.5倍を上回ること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 法科大学院の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・卒業又は修了の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 〔教育研究実施組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、学部学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織が編成されていること。

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有していること。

### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く）であり、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する者であること。

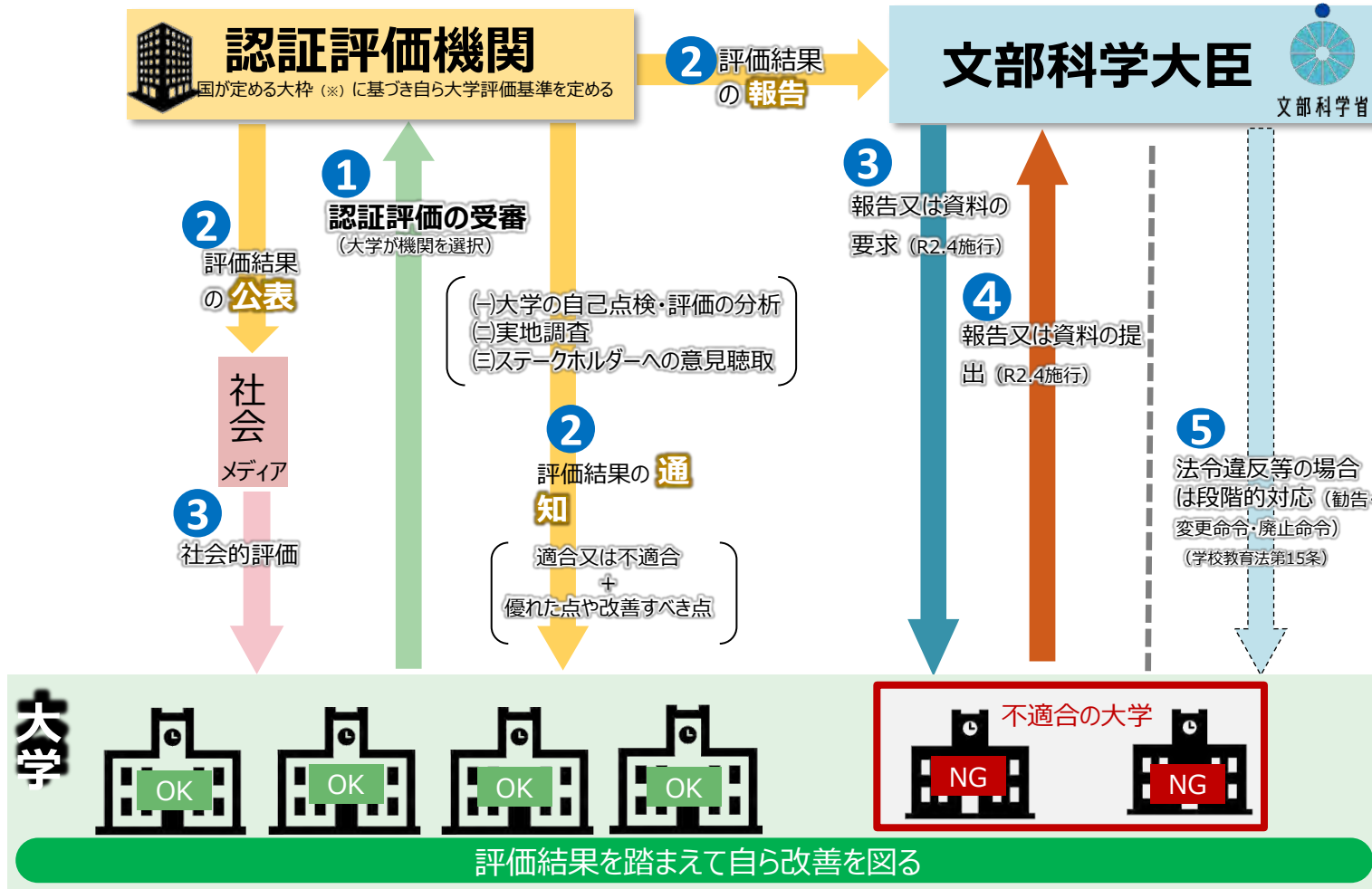
# 認証評価制度の概要

## 【学校教育法第109条】

- ① 大学は、教育研究等の状況について自己点検・評価を行い公表する義務
- ② 大学は、大臣認証を受けた第三者機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受ける義務

※大学の自主性・自律性を尊重する観点から国の関与は謙抑的なものとする制度設計（評価機関の認証・取消、大学評価基準の大枠設定が基本）

平成16年度からスタート  
現在、機関別認証評価は、第3サイクル目



## 評価の種類

- **機関別評価**：大学の教育研究・組織運営等の総合的な状況に関する評価(7年以内ごと)
- **分野別評価**：専門職大学院等の教育課程・教員組織等に関する評価(5年以内ごと)

## 近年の主な改善事項

### ～H30.4施行～

- 大学評価基準の大枠を改善（三つの方針、内部質保証を評価対象として追加）
- 認証評価機関に設置履行状況等調査（AC）との連携及びステークホルダーへの意見聴取を義務づけ
- 認証評価機関に自己点検・評価・結果公表の義務づけ

### ～R2.4施行～

- 認証評価機関に「適合しているか否か」の認定を義務化
- 大臣は「不適合」大学に対して報告等を要求
- 認証評価機関は、「不適合」と認定した大学を追評価する努力義務

（※）大学評価基準の大枠（細目省令）

- 法令適合性
- 特色ある教育研究の進展に資する項目
- ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受入れ方針）、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証（重点的に評価）、⑨財務、⑩その他



# 教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

令和2年1月22日（追補：令和5年2月24日）  
中央教育審議会大学分科会

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源（人員や施設等）や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営（＝教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営）の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体レベル」

## 三つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」（DP）、「教育課程編成・実施の方針」（CP）、「入学者受入れの方針」（AP））

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

「学位プログラムレベル」

「授業科目レベル」

各取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）に則り、大学教育の成果を点検・評価

社会からの信頼と支援

IV

教学マネジメントを支える基盤  
(FD・SD、教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる

### 追補 「入学者受け入れの方針」に基づく大学入学者選抜の実施

- ✓ 入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等や、評価・判定の方法・基準について、「入学者受入れの方針」に具体的に示す
- ✓ 入学者選抜が求める学生を適切に見いだすものとなっていたか、点検・評価を実施し、その結果を踏まえてAP等の見直しを実施

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくため、複数の情報を組み合わせて多元的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保

- ✓ DPに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要

積極的な説明責任

# 主要国における大学の設置認可及び質保証制度の状況

| 国 名   |               | アメリカ                                                                            | イギリス                                                 |                                                            | ドイツ                                                                                           | フランス                                                                                          | 中国                                                                       | 韓国                                                                     |
|-------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 設置認可  | 大 学 数         | 2, 679 (2019)                                                                   | 295 (2020)                                           |                                                            | 422 (2020)                                                                                    | 71 (2020)                                                                                     | 1,270 (2021)                                                             | 200 (2022)                                                             |
|       | 国 立           | 772                                                                             | 0                                                    |                                                            | 10<br>254                                                                                     | 71                                                                                            | 114                                                                      | 43                                                                     |
|       | 連 邦 立 州 立     | —                                                                               | —                                                    |                                                            | —                                                                                             | —                                                                                             | 744                                                                      | 1                                                                      |
|       | 公 立           | —                                                                               | —                                                    |                                                            | —                                                                                             | —                                                                                             | 412                                                                      | 156                                                                    |
|       | 私 立           | 1, 907                                                                          | 295                                                  |                                                            | 168                                                                                           | —                                                                                             | 19, 060                                                                  | 1, 938                                                                 |
|       | 学生数(千人)       | 14, 039                                                                         | 2, 874                                               |                                                            | 2, 944                                                                                        | 1, 529                                                                                        | 14, 208 (74.5%)                                                          | 442 (22.8%)                                                            |
|       | 国公立(%)        | 9, 103 (64.8%)                                                                  | —                                                    |                                                            | 2, 638 (89.6%)                                                                                | 1, 529                                                                                        | 4, 852 (25.5%)                                                           | 1, 496 (77.2%)                                                         |
| 設置認可  | 私立(%)         | 4, 937 (35.2%)                                                                  | 2, 874 (100%)                                        |                                                            | 307 (10.4%)                                                                                   | —                                                                                             | —                                                                        | —                                                                      |
|       | 主たる機関種        | 私立大学                                                                            | 私立大学                                                 |                                                            | 州立総合大学<br>州立専門大学                                                                              | 国立大学                                                                                          | 国公立大学／私立大学                                                               | 私立大学                                                                   |
|       | 大学の設置認可       | 州が認可                                                                            | 国が認可                                                 |                                                            | 州が設置                                                                                          | 国が設置                                                                                          | 国が設置                                                                     | 国が認可                                                                   |
|       | 学部等の<br>新設・改廃 | 州政府の認可<br>(適格認定された大学の場合、<br>当該適格認定団体への届出を<br>もって認める州もある)                        | 大学が決定                                                |                                                            | 州により、州の同意を必要と<br>している場合や、大学に報<br>告義務のみ課している場合<br>あり                                           | 大学が決定                                                                                         | 国に届出<br>(設置認可の際認定された<br>分野の範囲)                                           | 国が認可                                                                   |
| 質保証制度 | 学生定員          | 大学の裁量(※)                                                                        | 大学の裁量                                                |                                                            | 各州が定めた基準に基づい<br>て各大学が決定するが、州<br>の高等教育所管省への報告<br>義務あり                                          | ・学士課程: 国が決定<br>・修士課程: 国との対話の<br>後大学が決定                                                        | 国が大学ごとに総定員を<br>定め、その中で大学が各学<br>部等の定員を決定し、国に<br>届出                        | 国公立: 国が定める。<br>私立: 校舎、校地、教員。受<br>益用基本財産により定めら<br>れる学生数の範囲内で大<br>学が定める。 |
|       | 質保証機関         | 各適格認定団体                                                                         | 研究評価:<br>リサーチ・イン<br>グランド(RE)                         | 教育評価:<br>高等教育質保証<br>機構(QAA)                                | アクレディテーション委員会の認定<br>を受けた各種アクレディテーション<br>団体                                                    | 研究・高等教育評価高等審<br>議会(HCERES)                                                                    | 教育部                                                                      | 国または、国が認定した質<br>保証機関                                                   |
|       | 質保証機関<br>の性格  | 民間(大学や専門職団体な<br>どが組織)                                                           | 準政府機関                                                | 非営利法人                                                      | 欧州品質保証登録簿(EQAR)<br>に登録されている公法上の財<br>団、非営利社団等                                                  | 独立行政機関                                                                                        | 国                                                                        | 国、非営利法人                                                                |
|       | 開始時期          | 20世紀前半                                                                          | 1986年                                                | 1992年                                                      | 2000年                                                                                         | 1984年                                                                                         | 2004年                                                                    | 2007年                                                                  |
| 備考    | 義務付け          | なし<br>(但し、教育プログラムに関す<br>る適格認定が専門職資格取得<br>と連動する分野・州あり。)                          | 有                                                    | 有                                                          | 有                                                                                             | 有                                                                                             | 有                                                                        | 自己評価結果及び情報公<br>開は義務<br>認証評価は任意                                         |
|       | 備考            | ・機関別評価と専門分野別<br>評価がある<br>・設置認可の更新制を採っ<br>ている州の中には適格認<br>定更新時の審査免除要件<br>としている例あり | ・現在の研<br>究評価であ<br>る研究評価<br>枠組み<br>(REF)の開<br>始は2014年 | ・QAAは、大学<br>規制当局であ<br>る学生局(OfS)<br>と契約を結んで<br>教育評価を実<br>施。 | ・アクレディテーション委員会とは、<br>各州の行政協定の締結で設<br>置された各州文部大臣会<br>議・大学学長会議の附属機<br>関<br>・評価対象は学士・修士の課<br>程のみ | ・大学型教育を提供する私<br>立高等教育機関は36機関<br>ある。ただし、私立高等教<br>育機関は学位授与権を持<br>たない。また、「大学」の名<br>称を用いることができない。 | ・評価は教育活動を対象<br>・1994年から本格的に開始<br>した国・地方による大学評<br>価が2003年から現在の形<br>態になった。 |                                                                        |

※アメリカの私立大学については、設置申請や運営許可更新時に事例毎に適切な教育が提供されるか否かを判断するのが一般的である。州によっては学生1人当たり床面積や教員1人当たり学生数など一定の要件を課しているところもある。州立大学についても州の調整委員会もしくは複数キャンパスを統括する大学理事会が各キャンパスの定員を調整する。

出典: 文部科学省調べ。

# 主要国における大学の教育評価に係る指標と結果の活用状況

| 国名        | アメリカ(テネシー州の例)                                                                                                                                                                      | 英国(イングランドの例)                                                                                                             | ドイツ(ベルリン市の例)                                                                                                                                                 | 韓国                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度        | アウトカム・ファンディング                                                                                                                                                                      | 教育卓越性・学習成果評価枠組(TEF)                                                                                                      | 業績に基づく資金配分                                                                                                                                                   | 大学基本能力診断評価                                                                                                                                          |
| 概要        | 州立高等教育機関に対する州交付金について、明確な成果指標と連動させる資金配分モデル。                                                                                                                                         | イングランドの各高等教育機関における教育及び学習の卓越性を「色」による格付け(金、銀、銅)を実施。                                                                        | 高等教育機関の活性化と効率化を図るため、州からの予算配分の一部について、特定の評価指標(教育、研究、同等性・多様性)の業績を反映。                                                                                            | 大学の量的規模を縮小し、教育の質を高めるため、2015年から2023年までの大学定員16万人削減を目指して実施。                                                                                            |
| 指標        | 州の運営交付金を原則全て成果指標と連動                                                                                                                                                                | 学生局によるTEFの指標の大枠は「学生の経験」及び「学生の成果」                                                                                         | 教育、研究、同等性・多様性に係る指標                                                                                                                                           | 4年制大学の指標                                                                                                                                            |
| 学生        | —                                                                                                                                                                                  | —                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>標準学修期間内の学生数</li> <li>高度な職業資格を有する標準修業期間内にある学生数(多様性)</li> <li>初等教育段階及び就学前保育・教育段階の教育を専攻する標準学修期間内にある男子学生数(多様性)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新入生充足率(12点)</li> <li>在学生充足率(8点)</li> </ul>                                                                   |
| 教育の質      | —                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学科の教育内容に関する満足度(全国学生調査(以下「NSS」。))</li> <li>成績及び評価とそのフィードバックに関する満足度(NSS)</li> </ul> | —                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の運営及び改善(20点)</li> <li>授業管理及び学生評価(9点)</li> </ul>                                                          |
| 学習環境      | <ul style="list-style-type: none"> <li>研究・サービス(間接経費の配分が行われる活動の支出額)</li> </ul>                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生支援に関する満足度(NSS)</li> <li>学生定着率</li> </ul>                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>専攻当たりの社会人対象学士課程(オンライン学修、遠隔学修、夜間学修のプログラム)の提供件数(多様性)</li> </ul>                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>専任教員確保率(15点)</li> <li>教育費還元率(5点)</li> <li>学生の学習支援(5点)</li> <li>進路・心理相談支援(4点)</li> <li>就職・起業支援(4点)</li> </ul> |
| 学修成果      | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生の単位修得状況</li> <li>フルタイム換算学生100人当たり学士号・準学士号取得者数</li> <li>学士号・準学士号取得者数</li> <li>修士号・教育専門学位取得者数</li> <li>博士号・法学学位取得者数</li> <li>卒業率</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業後の就職あるいは継続学習率</li> <li>卒業後の高技能職への就職あるいは継続学習率</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>標準学修期間内の修了者数</li> <li>教員養成課程の修了者、中途入学者の数</li> <li>総合大学と応用科学大学(=専門大学)との博士号の共同授与件数(研究)</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業生就職率(3点)</li> <li>維持就職率(2点)</li> </ul>                                                                     |
| 運営その他     | —                                                                                                                                                                                  | —                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>外部資金の獲得額(研究)</li> <li>出版物数(研究)</li> <li>地域連携数(研究)</li> <li>新任の終身教授職に占める女性割合(多様性)</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>特性化計画や中長期計画の発展計画(2点)</li> <li>自律指標(2点)</li> <li>法人のアカウンタビリティ(4点)</li> <li>構成員の参画・意思疎通(5点)</li> </ul>         |
| 評価結果の活用状況 | ほとんどの州で、他のファンディングモデルと組み合わせながら、州交付金を明確な成果指標と連動させて配分している。配分比率は交付金の1%未満から100%まで州により様々である。                                                                                             | 格付けを通じて、大学進学先の選択等に役立つ情報を提供するとともに、TEFの称号を獲得した機関は最高9250ポンドまで授業料の引き上げが可能。TEF受審で称号が付与されなかった機関は「要改善」に分類され、授業料の引き上げができない。      | 市から配分される補助金の一部(総合大学で平均66%、専門大学で平均74%、芸術大学で平均50%)に評価結果が反映される。補助金上限は事前に決まっており、全ての指標で目標値を達成すれば、大学は満額で補助金を受け取ることができる。                                            | ペナルティ等が無い「自律改善大学」、財政支援事業への参加に一部制限を受ける「能力強化大学」、財政支援事業に参加できない「財政支援制限大学」の3つに分類され、「能力強化大学」「財政支援制限大学」に定員削減勧告が行われた。                                       |

出典: 文部科学省調べ。



# 情報公表

# 情報公表を促す制度・指針等について

| 項目   | 大学が公表すべき<br>教育情報<br>(学校教育法施行規則<br>第172条の2)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 高等教育の修学支援新制度<br>機関要件<br>(大学等における修学の支援に<br>関する法律施行規則第2条)                                                                                                                                                      | 大学ポートレート                                                                                                                                                                                              | 教学マネジメント指針                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 大学の教育研究上の目的 ex) 大学の教育研究上の目的、3つのポリシー</li> <li>➤ 教育研究上の基本組織 ex) 学部、研究科の名称</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 教育情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教員 ex) 教員組織、教員数、各教員の学位及び業績</li> <li>➤ 学生 ex) 入学者数、収容定員、学生数</li> <li>➤ 進学及び就職 ex) 卒業者数、修了者数、進学者数、就職者数、進学及び就職等の状況</li> <li>➤ 教育課程 ex) 授業科目、授業の方法及び内容、シラバス、学修の成果に係る評価</li> <li>➤ キャンパス ex) 校地、校舎等の施設及び設備、学生の教育研究環境</li> <li>➤ 費用 ex) 授業料、入学金</li> <li>➤ 学生支援 ex) 修学支援、就職・進路選択支援、心身の健康等に係る支援</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報例<br/>ex) 学生の成長実感・満足度、修業年限期間内に卒業する学生の割合、アセスメントテストの結果、語学力検定等の学外試験のスコア</li> <li>➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例<br/>ex) 教員一人あたりの学生数、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、教学IRの整備状況</li> </ul> |
|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>【任意項目】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 学修成果・教育成果に関する情報例<br/>ex) 修業年限期間内に卒業する学生の割合、学生の満足度、学修に対する意欲</li> <li>➤ 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報例<br/>ex) GPA制度の採用・活用状況、履修単位の登録上限設定の状況、認証評価の結果</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特色<br/>ex) 学部・研究科等の特色、生涯教育（私学版）、社会貢献（私学版）</li> <li>➤ 入試<br/>ex) 入試情報、転学編入学</li> <li>➤ 取得可能な資格</li> <li>➤ 課外活動<br/>ex) クラブ活動の状況、ボランティア活動の状況<br/>など</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 財務情報 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 収支計算書、貸借対照表などの財務諸表等</li> </ul>                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財務諸表等（国公立版）</li> </ul>                                                                                                                                       | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| その他  | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自己点検・評価の結果</li> <li>➤ 設置者の役員の氏名が記載された名簿</li> <li><b>【任意項目】</b></li> <li>➤ 事業計画 など</li> </ul>                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価結果（認証評価及び自己点検評価の結果）</li> <li>➤ 高等教育の修学支援新制度（国公立版）</li> </ul>                                                                                               | —                                                                                                                                                                                                                                                                       |

# 大学の教育研究活動等に関する情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。(※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設)

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年、平成28年、平成29年、令和元年）

【学校教育法施行規則】

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること(※後段は3つのポリシー策定義務化に伴う追加(平成28年))
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。(※専門職大学設置基準の制定に伴う追加(平成29年))
- 3 大学院(専門職大学院を除く。)を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。(※大学院における3つのポリシー策定義務化に伴う追加(令和元年))
- 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】

第一条 学校教育法(略)第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則(略)並びに大学(略)に係るものにあつては大学設置基準(略)に、それぞれ適合していること。
- 二～四 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
  - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ～ヘ (略)
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ～ヌ (略)



# □学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

## 第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学，大学院を含む。）は，次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。（第172条の2第1項関係）

### ① 大学の教育研究上の目的に関する事。（第1号関係）

これは，大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第2条（本省令による改正前の第2条の2）等に規定されているものであること。その際，大学であれば学部，学科又は課程等ごとに，大学院であれば研究科又は専攻等ごとに，短期大学であれば学科又は専攻課程等ごとに，それぞれ定めた目的を公表することや，平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。

### ② 教育研究上の基本組織に関する事。（第2号関係）

その際，大学であれば学部，学科又は課程等の，大学院であれば研究科又は専攻等の，短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。

### ③ 教員組織，教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事。（第3号関係）

その際，教員組織に関する情報については，組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし，効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については，学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また，法令上必要な専任教員数を確保していることや，男女別，職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については，研究業績等にとどまらず，各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより，教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など，当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

### ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事。（第4号関係）

その際，これらの情報は，学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。

就職状況については，働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を，各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には，大学設置基準第18条第1項の規定を踏まえつつ，編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。

### ⑤ 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事。（第5号関係）

これらは，大学設置基準第25条の2第1項等において，学生に明示することとされているものであること。その際，教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については，シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）

これらは、大学設置基準第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。

⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。（第7号関係）

その際、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。（第8号関係）

その際、寄宿舍や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。（第9号関係）

その際、留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

（2）大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。（第172条の2第2項関係）

（3）（1）による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。（第172条の2第3項関係）

（4）大学の教育情報の公表に関する（1）～（3）について、高等専門学校に準用すること。（第179条関係）

## 「V 情報公表」関係

- ・以下の表に掲げる情報は、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として公表する意義があるものと考えられる情報であり、（１）「『卒業認定・学位授与の方針』に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例」と（２）「学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例」の２項目について、それぞれ①「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と②「教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」に分類している。
- ・これらの情報は、公表が考えられるものをあくまで例として示したものである。また、学位プログラムの内容やその学修目標により、特に②の情報の収集・公表の必要性・重要性は異なるものと考えられる。
- ・これらの項目も参考としつつ、各大学の自主的・自律的な判断とその責任の下で情報公表が進められることが期待される。
- ・これらの情報のうち、特に（１）①に分類されるものについては、社会からその公表が強く期待されている学修成果・教育成果に関係するものであることから、早期に情報公表が進められることが強く期待される。
- ・情報の公表に当たっては、利用者が適切に情報を取り扱うことができるようにする観点から、大学として理解を促進するための適切な分析や解説を、その根拠と併せて付するとともに、利用者の便宜に配慮した方法で行うことが求められる。
- ・以下、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）を「規則」、大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）を「基準」とそれぞれ略記する。

(1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例

| 情報                                         |                    | ①公表の意義                                                                                                                                                                        | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                             | ③公表する情報の収集等の方法                         |
|--------------------------------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの | 各授業科目における到達目標の達成状況 | ・ 学生が、個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を獲得してゆく過程について、全体的な状況を明らかにする                                                                                                    | ・ 同一の学位プログラムに属する学生の単位修得に関する以下の情報<br>・ 入学年度別・年度毎の平均履修単位数（※）<br>・ 入学年度別・年度毎の平均修得単位数（※）<br>（※）必修科目、選択科目及び自由科目で細分化することも考えられる。<br>（学修時間や履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、学事暦の柔軟化の状況と併せて分析を行い、公表することが有益）<br>関連する法令等：基準第32条 | ・ 教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集       |
|                                            | 学位の取得状況            | ・ 個々の授業科目の履修の結果として「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生が何人卒業しているかを明らかにする                                                                                                              | ・ 学位プログラムが授与した学位の名称と授与者の数<br>・ 当該学位に係る「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力<br>関連する法令等：規則第172条の2第1項第1号、第4号及び第6号                                                                                                         | ・ 学位授与履歴を収集                            |
|                                            | 学生の成長実感・満足度        | ・ 学生が、「卒業認定・学位授与の方針」に定められたそれぞれの資質・能力をどの程度身に付けているか等に関する学生の主観的な評価について、全体的な状況を明らかにする<br>・ 大学が、ある学位プログラムに所属する学生から「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の育成に関してどのような評価を受けているかについて、全体的な状況を明らかにする | ・ 同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の伸長に対する主観的な評価の年度毎の平均値及び分布その他の全体的な状況                                                                                                                       | ・ 学生へのアンケート調査を通じた収集<br><br>(2) - 4 - 5 |



| 情報                                         | ①公表の意義                                                                                                                                                                                                                                                       | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ③公表する情報の収集等の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの | <p>進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）</p>                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の以下の情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・就職を希望した学生数を分母とする就職者の割合</li> <li>・学生の主な就職先</li> <li>・進学を希望した学生数を分母とする進学者の割合</li> <li>・学生の主な進学先</li> </ul> </li> <li>・特定の職域の人材育成を目指すなど、「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される進路がある学位プログラムにおいては、当該プログラムの卒業生数を分母とする当該進路への就職者の割合及び主な就職先<br/>               （卒業生に対する評価や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）<br/>               関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号<br/>               関連する調査等：「大学等卒業者の就職状況調査」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・進路が決定した学生へのアンケート調査を通じて収集</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に照らして期待される特定の進路の有無についてあらかじめ分析した上で、一致の程度について分析</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                              |
|                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳格な成績評価が行われていることを前提に、大学が、修業年限期間内において学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにする</li> <li>・履修単位の登録上限設定の状況やGPAの活用状況と組み合わせて分析することで、大学が、密度の高い学修を可能とする環境を提供していることや、厳格な成績評価に基づく質の高い教育を提供していることを示すことができる重要な情報の一つとなる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学位プログラム毎の、各年度における入学者の修業年限期間が満了した時点での卒業者、在学者、退学者の数と割合<br/>               （公表の際には、単にこれらの情報のみを公表するのではなく、学位プログラムのカリキュラムの在り方や、履修単位の登録上限設定の状況、GPAの活用状況、留学の位置づけといった修業期間・成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更（他大学への転学や他学部への転部など）の有無、退学の理由（大学に起因するものと大学に起因しないものの別など）も踏まえた分析を付することが望ましい。）<br/>               関連する法令等：規則第172条の2第1項第4号<br/>               関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教務履歴や学校基本調査の調査過程において収集</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・単位制度の趣旨を踏まえ、学生が授業内及び授業外で取り組む学修の平均時間を明らかにすることで、学生が、学位プログラムが期待する水準の資質・能力を身に付けるための一般的な前提条件を満たしているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生が、当該学位プログラムに関連する授業内外それぞれの学修に費やした時間の平均値及び分布その他の全体的な状況<br/>               （各授業科目における到達目標の達成状況や履修単位の登録上限設定の状況と併せて分析を行い、公表することが有益）<br/>               関連する法令等：基準第21条</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生へのアンケート調査を通じた収集<br/>               （※）今後新たに調査・収集を行う大学においては、例えば以下のような手法での調査・収集が考えられる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・学修時間の集計単位：1時間単位での把握</li> <li>・集計期間の選定：試験直前期や長期休暇期間などを除く平均的な一週間における学修時間</li> </ul> </li> <li>（※）学修時間以外の生活時間の調査についても、学修成果・教育成果の把握・可視化の観点から併せて行うことも考えられる</li> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul> |

| 情報                                       | ①公表の意義                                                                   | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                                                                                              | ③公表する情報の収集等の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報 | <p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた特定の資質・能力の修得状況を直接的に評価することができる授業科目における到達目標の達成状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の授業科目の科目名、到達目標、到達目標と「卒業認定・学位授与の方針」との対応関係、成績評価基準及び成績評価手法</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち、左記の授業科目により直接的に測定することができるものの達成状況に関する全体的な状況</li> </ul>                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教務システム等を活用した個々の学生の授業科目の履修履歴の収集</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                      |
|                                          | <p>卒業論文・卒業研究の水準</p>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業論文・卒業研究に取り組んでいる学生の人数と割合</li> <li>・卒業論文・卒業研究の代表的なテーマ</li> <li>・同一の学位プログラムに属するそれぞれの学生の卒業論文・卒業研究に対する評価基準（専門教育に係る資質・能力やその他の資質・能力に対する基準を含む）</li> <li>・卒業論文・卒業研究に対する評価の平均値及び分布その他の全体的な状況</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内調査による代表的なテーマの収集</li> <li>・卒業論文・卒業研究の評価により明らかにすることができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力のうち専門教育に係る資質・能力との関係の整理</li> <li>・卒業論文作成・卒業研究実施の成果物に対する指導教員等の評価基準・評価手法の収集</li> </ul>                                                                                      |
|                                          | <p>アセスメントテストの結果</p>                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（アセスメントテストにより測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるものか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントテストにより測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができるアセスメントテスト（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべきアセスメントテスト）の特定</li> <li>・大学として結果を把握すべきアセスメントテストを受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> |
|                                          | <p>語学力検定等の学外試験のスコア</p>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（学外試験により測定することができる資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・同一の学位プログラムに属する学生の受験状況並びに結果の平均値及び分布状況その他の全体的な状況</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外試験により測定することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる学外試験（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき学外試験）の特定</li> <li>・大学として結果を把握すべき学外試験を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul>                     |

| 情報                                       | ①公表の意義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ③公表する情報の収集等の方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 教学マネジメントを確立する上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報 | <p>資格取得や受賞、表彰歴等の状況</p> <p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該資格の取得のために求められる資質・能力を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・ 当該資格の取得により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力の一部を一定の水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生が、当該受賞、表彰等のために求められる資質・能力を高い水準で身に付けることができていることを明らかにする</li> <li>・ 当該受賞、表彰等により、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる場合には、学生が、当該資質・能力をどの程度の水準で身に付けることができているかを明らかにすることができる</li> </ul> | <p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格の取得により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（資格取得により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生における資格取得者の人数</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受賞、表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係（受賞、表彰等により証明される資質・能力は、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定できるものか、当該資質・能力に関連するエビデンスに留まるのか、等）</li> <li>・ 同一の学位プログラムに属する学生における受賞者・表彰者等の人数や具体的な例</li> </ul> | <p>＜資格取得の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得により証明することができる資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる資格（学生による受験状況やその結果を大学として把握すべき資格）の特定</li> <li>・ 上記の資格の取得に関する試験等を受験した学生からの報告による結果の収集</li> </ul> <p>＜受賞、表彰歴等の状況＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の賞や表彰制度等の受賞や表彰等により証明される資質・能力と「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力との関係の整理</li> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を直接的に測定することができる、又は当該資質・能力のエビデンスの一つとして用いることができる賞や表彰制度等の特定</li> <li>・ 上記の賞や表彰制度等について受賞し又は表彰等された学生からの報告による情報の収集</li> </ul> |
|                                          | <p>卒業生に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進学先の大学院や就職先の企業などにおける卒業生に対する評価を通じて、学位プログラムを修了した学生が、実際に「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力を身に付けているかについて、全体的な状況を明らかにする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力に照らした、卒業生に対する雇用主や進学先の指導教員からの評価やその代表例、その他の全体的な状況（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生からの評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生の雇用主や進学先の指導教員からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                          | <p>卒業生からの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかについて、全体的な状況を、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得にあたって学位プログラムが果たした役割についての、卒業生からの評価</li> <li>・ 進学・就職等の進路毎に、どのような資質・能力が役立っているかについての、卒業生からの評価（進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）や卒業生に対する評価と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

(2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例

| 情報                                         |                     | ①公表の意義                                                                                                                                                                                                                             | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                                                                                           | ③公表する情報の収集等の方法                                                                                          |
|--------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの | 入学者選抜の状況            | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学者選抜の方法の明示や試験問題及び解答の公表により、「入学者受入れの方針」に即し、大学として求める資質・能力を有する者を入学者として適切に選抜していることを明らかにする</li> <li>入学者選抜の方法や合否判定の方法・基準等を明示することで、公正かつ妥当な方法により、多面的かつ総合的な評価・判定に基づき入学者選抜を実施していることを明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各学位プログラムにおける個別学力検査の実施教科・科目、入試方法、その他入学者選抜に関する基本的な事項</li> <li>合否判定の方法や基準</li> <li>試験問題及びその解答</li> <li>入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数及び入学者数等（各年度における「大学入学者選抜実施要項」に基づく公表を実施することが想定される。）</li> </ul>                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>入試情報の収集</li> </ul>                                               |
|                                            | 教員一人あたりの学生数         | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生数に対して十分な教員を確保することで、密度の濃い授業や丁寧な履修指導が可能な環境であることを明らかにする</li> </ul>                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としての教員と在籍する学生の人数比</li> <li>学位プログラム毎の、専任教員と在籍する学生の人数比。（公表の際は、単に人数比を公表するのではなく、クラスサイズや専任教員以外の教員・TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）等の活用状況などを踏まえた分析を付することが望ましい。）<br/>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号<br/>関連する調査等：「学校基本調査」</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>人事記録等（学校基本調査を活用することも考えられる）</li> </ul>                            |
|                                            | 学事暦の柔軟化の状況          | <ul style="list-style-type: none"> <li>入学・卒業時期の選択枝や自由度を明らかにすることで、密度の濃い主体的な学修が可能とする環境や、留学等との接続が容易な環境であることを明らかにする</li> </ul>                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての学事暦の状況（具体的な授業期間など）（学位プログラムにより異なる場合は学位プログラム毎の状況）（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）</li> </ul>                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>学事暦に関する学内規定の確認</li> </ul>                                        |
|                                            | 履修単位の登録上の状況         | <ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限に関する制限やその例外を明らかにすることで、大学が、密度の濃い主体的な学修を可能としつつ、意欲・能力のある学生には更なる学修を可能とする環境を提供していることを明らかにする</li> </ul>                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>履修単位の登録上限制度の有無</li> <li>制度の具体的な内容（上限単位数など）</li> <li>例外の具体的な要件（成績要件と追加登録が可能な単位数など）（各授業科目における到達目標の達成状況や学修時間と併せて分析を行い、公表することが有益）<br/>関連する法令等：基準第27条の2</li> </ul>                                                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>学内規定の確認</li> </ul>                                               |
|                                            | 授業の方法や授業計画（シラバスの内容） | <ul style="list-style-type: none"> <li>学生と教員との契約書ともいえるシラバスについて、適切な到達目標や講義方法、講義計画、成績評価基準を定めると共に、学生の主体的な学びを助ける事前事後学修課題を提示することで、大学が、個々の授業科目を「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて適切に設計していることを明らかにする</li> </ul>                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのシラバス作成に関する方針（どのような項目をどのような観点から記載しているかを説明するもの）</li> <li>個々の授業科目のシラバス（特に必修科目や選択科目については、可能な範囲で学位プログラム毎に編集されることが望ましい）（カリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）<br/>関連する法令等：規則第172条の2第1項第5号、基準第25条の2第1項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学内におけるシラバス作成に関する方針の確認</li> <li>電子シラバスへの登録等を通じたシラバスの収集</li> </ul> |



| 情報                                                                                                                                                                                |                          | ①公表の意義                                                                                                                                                                                                                                                                | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ③公表する情報の収集等の方法                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①大学<br>の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの                                                                                                                                    | 早期卒業や大学院への飛び入学の状況        | <ul style="list-style-type: none"> <li>意欲や能力を備えた学生の多様な学修ニーズに対応できる選択肢が複数存在することを明らかにすると共に、当該選択肢の活用状況を明らかにする</li> </ul>                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する要件</li> <li>学位プログラム毎の早期卒業者・大学院への飛び入学者の人数及び割合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>早期卒業及び大学院への飛び入学に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴の収集</li> </ul> |
|                                                                                                                                                                                   | FD・SDの実施状況               | <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に基づき教育の成果を最大化するため、当該方針に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義し、これを踏まえて最適なFD・SDを実施していることを明らかにする</li> </ul>                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像</li> <li>大学として実施しているFD・SDの内容（対象別の内容や頻度、参加率（どのような立場の者がどのような内容のFD・SDに参加したかが分かることが望ましい）など）</li> <li>他大学や教育関係共同利用拠点との連携等によりFD・SDを実施している場合は、連携して実施するFD・SDの概要（連携先の名称や、FD・SDの内容、頻度など）</li> <li>FD・SDを担当する組織・部局を有する場合は、その概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> </ul> <p>関連する法令等：基準第25条の3、第42条の3<br/>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>FD・SDの内容の収集</li> </ul>                                 |
| ②教<br>学<br>マ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト<br>を<br>確<br>立<br>す<br>る<br>上<br>で<br>各<br>大<br>学<br>の<br>判<br>断<br>の<br>下<br>で<br>収<br>集<br>す<br>る<br>こ<br>と<br>が<br>想<br>定<br>さ<br>れ<br>る | GPAの活用状況                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎に、所属する学生それぞれのGPAの平均値等を明らかにすることで、学生が各授業科目に定められた到達目標に全体的にどの程度到達しているかという学位プログラムの全体的な教育の達成状況を明らかにする</li> <li>GPAを、留年や退学の勧告等の基準や、履修指導・学修支援のための基礎情報として用いていることを明らかにすることで、「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、質の高い教育を提供していることを明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学全体としてのGPAの算定方法（評語とGPとの対応関係や、不可となった科目や履修登録を取り消した科目の扱い、など）</li> <li>学位プログラム毎のGPAの平均値及び分布（入学年度や学期などの観点から分類した数値も併せて公表することが望ましい）</li> <li>GPAの活用状況（以下のような活動等の判断基準としてGPAを用いているか否か） <ul style="list-style-type: none"> <li>学生に対する個別の学修指導</li> <li>奨学金や授業料免除対象者の選定</li> <li>履修上限単位制限の解除</li> <li>進級・卒業判定、退学勧告</li> <li>大学院入試の選抜</li> <li>早期卒業や大学院への早期入学</li> </ul> </li> </ul> <p>（各授業科目における到達目標の達成状況と併せて分析を行い、公表することが有益）<br/>関連する法令等：規則第172条の2第1項第6号<br/>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>GPAの算定方法に関する学内規定の確認</li> <li>教務履歴などより収集</li> </ul>     |
|                                                                                                                                                                                   | カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの活用状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえたカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを明らかにすることで、各学位プログラムが、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成していることを明らかにする</li> </ul>                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>学位プログラム毎のカリキュラムマップ・カリキュラムツリー（※）カリキュラムマップやカリキュラムツリー以外の方法で、学位プログラムのカリキュラムにおいて、「卒業認定・学位授与の方針」との関係で過不足なく科目が配置されていることを検証している場合は、当該方法。（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やナンバリングの実施状況との関係も併せて公表することが有益）</li> </ul> <p>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</p>                                                                                                                                                                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラムマップ・カリキュラムツリー等の収集</li> </ul>                     |

| 情報                |             | ①公表の意義                                                                                                                                                  | ②公表することが考えられる内容                                                                                                                                                                                                                                    | ③公表する情報の収集等の方法                                                                                      |
|-------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下②で収集することが想定される情報 | ナンバリングの実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、ナンバリングの実施を通じて、学位プログラムを構成する個々の授業科目の教育課程上の水準や学位プログラム全体の体系性が整理された適切なカリキュラムを編成するための取組を行わっていることを明らかにする</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針（どのような分類基準に基づいてナンバリングを実施しているかを説明するもの）</li> <li>学位プログラム毎のナンバリングを行った授業科目一覧（授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）やカリキュラムマップ、カリキュラムツリー等の活用状況との関係も併せて公表することが有益）<br/>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としてのナンバリングに関する方針の確認</li> <li>ナンバリング済みの授業科目一覧の収集</li> </ul> |
|                   | 教員の業績評価の状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学が、研究活動のみならず教育活動における業績を評価する仕組みを整え、教員が積極的に教育活動や教育改善に取り組む意欲を持つことができる環境を整えていることを明らかにする。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針など<br/>関連する法令等：規則第172条の2第1項第3号</li> </ul>                                                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学としての教員の業績評価に関する方針の確認</li> </ul>                            |
|                   | 教学IRの整備状況   | <ul style="list-style-type: none"> <li>教学マネジメントの基礎となる情報を収集する上で基盤となる教学IRについて適切な制度整備や人材育成を行っていることを明らかにすることで、教学マネジメントを行う体制を整えていることを明らかにする</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>大学として実施している教学IRの主な内容（分析事例の紹介や、教学IRをきっかけとする教学改善の事例の紹介など）</li> <li>教学IRを担当する組織・部局の概要（スタッフの人数や大学組織上の位置付けなど）</li> <li>教学IRに関する学内規則<br/>関連する調査等：「大学における教育内容等の改革状況について」</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>教学IRの主な内容の収集</li> </ul>                                      |

## 第5章 ウィズコロナ・ポストコロナ時代の大学入学者選抜

### 5. 大学入学者選抜の改善に係る実施・検討体制

#### （1）各大学の入試情報の公表

第1章で整理した「大学入学者選抜に求められる原則②」（受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保）に基づけば、同一選抜区分における公平な条件での実施など「形式的公平性の確保」ととともに、地域的・経済的事情への配慮等の「実質的公平性の追求」が必要である。

このため文部科学省は、合否判定の方法や基準、試験問題、解答・解答例や出題の意図（あらかじめ問題を蓄積して活用し、複数回実施を可能とするため試験問題を非公開とする場合を除く。）、受験者数・合格者数・入学者数や、学部ごとの男女別入学者数などの属性別の内訳、障害のある学生への合理的な配慮の提供状況、多様な背景を持つ学生の受入れの状況や関連の支援制度をはじめ、志願者の大学選択に関わる様々な情報の適切な公表を各大学に求め、一定のものは省令上の情報公表の対象とすべきである。

# 認証評価における情報公表に関する確認について

「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」(平成十六年文部科学省令第7号)において、評価機関が文部科学大臣の認証を受けるために必要な要件の一つとして大学評価基準として含める事項を定めており、その中で「教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」が含まれている。

| 評価機関名          | 評価基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 確認している法令遵守状況の例                                 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 大学基準協会         | <b>基準2 内部質保証</b><br><b>【点検・評価項目】④教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。</b><br>※大学自らの説明責任の観点から、法令遵守状況を中心に確認している。公表する情報の媒体や表現の工夫等、情報の得やすさ・理解しやすさについて、配慮しているか、取り組んでいるかという観点から自己点検・評価するよう、大学に求めている。                                                                                           | ○ 学校教育法施行規則 第172条の2                            |
| 大学改革支援・学位授与機構  | <b>領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準</b><br><b>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</b><br>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、3巡目の機関別評価においては、「優れた点」として取り上げる内容は、大学が自己点検・評価の結果「優れた点」の候補としたものの中から検討しているため、情報公表の優れた事例として公表することがあり得る。                                                                                                       | ● 私立学校法 第63条の2<br>● 教育職員免許法施行規則 第22条の6         |
| 日本高等教育評価機構     | <b>基準5. 経営・管理と財務</b><br><b>領域: 経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計</b><br><b>基準項目5-1(経営の規律と誠実性)</b><br>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、教学マネジメントや学修成果については、基準項目4-1(教学マネジメントの機能性)や基準項目3-3(学修成果の点検・評価)で評価しており、それらの中で情報公表に関する工夫等があれば、評価報告書においてそれぞれの「優れた点」として取り上げることはできる。                                                                | ● 独立行政法人通則法 第38条第3項(準用)<br>● 地方独立行政法人法 第34条第3項 |
| 大学・短期大学基準協会    | <b>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス &gt; テーマC ガバナンス</b><br><b>3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。</b><br>※法令遵守状況を中心に確認しているものの、結果として教育研究活動等の情報公表の状況について優れた取組として取り上げた事例はある。                                                                                                                                      | ● 私立学校法 第47条第2項                                |
| 大学教育質保証・評価センター | <b>基準1 基盤評価: 法令適合性の保証</b><br><b>ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること</b><br>※法令遵守状況を中心に確認しており、優れた取組とする情報公表項目をあらかじめ定めていないものの、大学が特に積極的に情報公表している事例があれば、優れた点とすることは考えられる。<br>※受審大学に提出を求める自己点検・評価にかかる様式では、公表することがふさわしいエビデンスについて、大学のホームページ等における公表リンクにより提出することとしている。このことから、情報公表への取組みが不十分であると、認証評価受審に必要な自己点検・評価書の作成が難しい仕組みとなっている。 | ※●については、評価対象の設置形態や有する教育課程によって、対象となるかどうかは異なる。   |

(令和3年12月現在 機関別認証評価機関より情報提供)



# 全国学生調査について

## 概要

- 国として、**全国共通の質問項目**により、**学生目線から**大学教育や学びの実態を把握するための調査を実施。
- 大学・短期大学の学生を対象に、**大学での学習内容や経験、大学教育を通じて身に付いた知識・能力、大学での学びに関する意識**等について調査。調査結果は**各大学の教育改善、社会の大学教育に対する理解促進、国の政策立案の基礎資料**として活用。
- 令和元、3、4、6年度と4回の試行実施を行い、**今後、調査方法・質問項目等の調査設計を固め、令和7年度以降に本格実施**。

## 背景

- **学生がどのような能力を身に付けているかについて、社会に対する説明や情報公表が不十分**との指摘。
- 各大学が教育成果等の教育の質に関する情報を把握・公表していくこと、社会が理解しやすいよう、**国は全国的な学生調査等を通じて整理し、比較できるように一覧化して公表すべき**との提言。（平成30年11月中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」）

## 目的

- **各大学**が、フィードバックされた調査結果をIRやFD・SD活動、自己点検・評価等に活用し、自大学の教育改善を促進する
- **大学進学希望者やその保護者、地域社会や産業界、海外の留学関係者等**が、学生の学修成果や大学全体の教育成果に対する理解を深める
- **国**が、今後の政策立案に際しての基礎資料として活用する
- **学生一人一人**が、振り返りにより今後の学修や大学生活をより充実させ、卒業後の社会における自らの姿を考える契機とする

## 令和4年度（第3回試行実施）概要

### 【調査対象】

- 大学2年生及び最終学年生 短期大学最終学年生
- 参加意向のあった大学532校、短期大学148校

### 【調査方法】

- インターネット（WEB）調査

### 【調査時期】

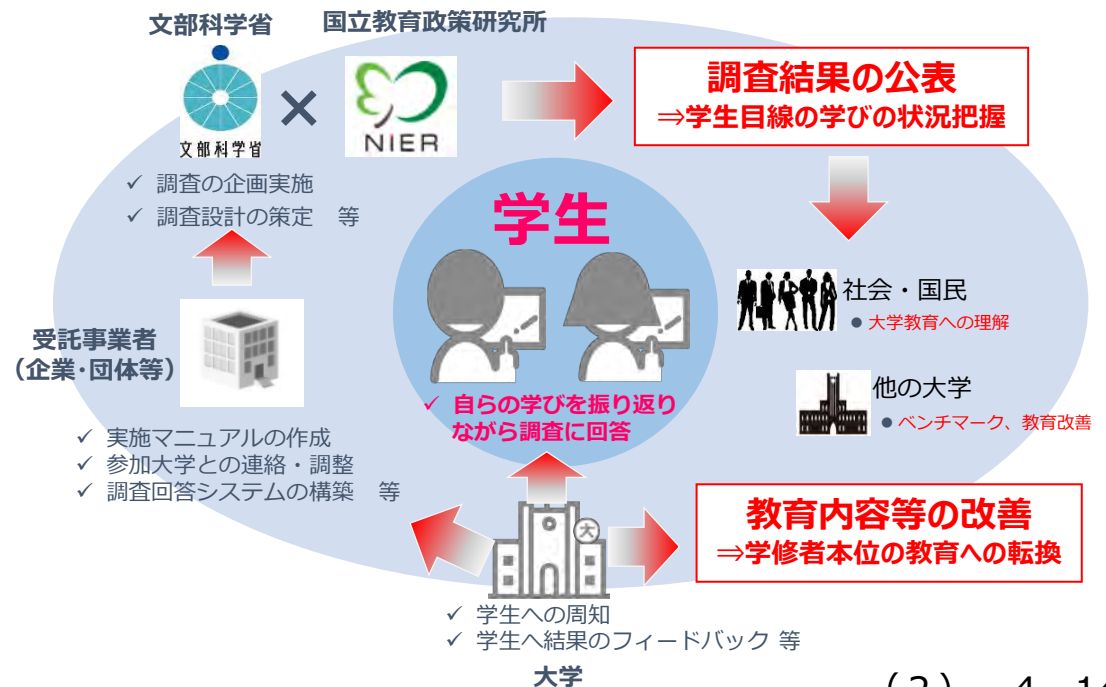
- 令和4年11月28日～令和5年1月20日  
（令和5年7月12日公表）

### 【調査項目】

- 大学での学習内容や経験
- 大学教育を通じて身に付いた知識・能力
- 大学での学びに関する意識
- コロナ禍を受けた授業の実態 等  
（選択式45問・記述式1問）

### 【調査結果】

- 全体の調査集計・分析結果や調査実施上の課題点等を公表（個別大学の結果については公表しない）
- 参加大学には自大学の調査結果をフィードバック



# 大学ポートレートについて

平成27年3月より、(独)大学改革支援・学位授与機構に置かれる「大学ポートレートセンター」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して、大学ポートレートによる国公立大学の大学情報の発信を開始。(https://portraits.niad.ac.jp/)

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査等**への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上



## 大学ポートレートで発信している主な大学情報

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・評価結果
- ・学生支援（修学支援、就職・進路選択支援等）
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的と3つの方針
- ・学部・研究科等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、学問分野、学修の成果に係る評価等）
- ・資格
- ・入試（入学者数、入試方法等）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・キャンパス
- ・費用及び経済的支援（授業料等、奨学金、授業料減免）
- ・進路（卒業・修了者数、進学者数・就職者数）

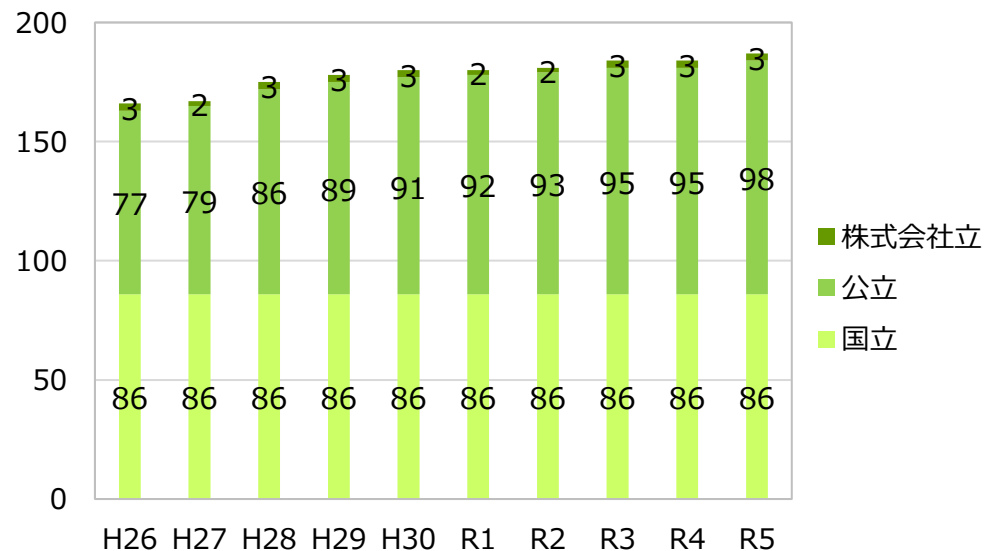
# 大学ポートレートの概況 ― 参加状況

令和5年度参加状況（令和5年11月現在）

|              | 国立大学<br>全86校    | 公立大学<br>全100校  | 公立<br>短期大学<br>全15校 | 私立大学<br>全621校   | 私立<br>短期大学<br>全278校 | 株式会社立<br>大学<br>全4校 | 合計<br>全1,104校     |
|--------------|-----------------|----------------|--------------------|-----------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 参加<br>(国内)   | 86校<br>(100.0%) | 86校<br>(86.0%) | 12校<br>(80.0%)     | 593校<br>(95.5%) | 271校<br>(97.5%)     | 3校<br>(75.0%)      | 1,051校<br>(95.2%) |
| 参加<br>(国際発信) | 82校<br>(95.3%)  | 46校<br>(46.0%) | 2校<br>(13.3%)      |                 |                     | 2校<br>(50.0%)      | 132校<br>(64.4%)   |

※大学ポートレート国際発信版については国公株立大学・短期大学にのみ照会を行っている。

国公立版参加機関数の推移

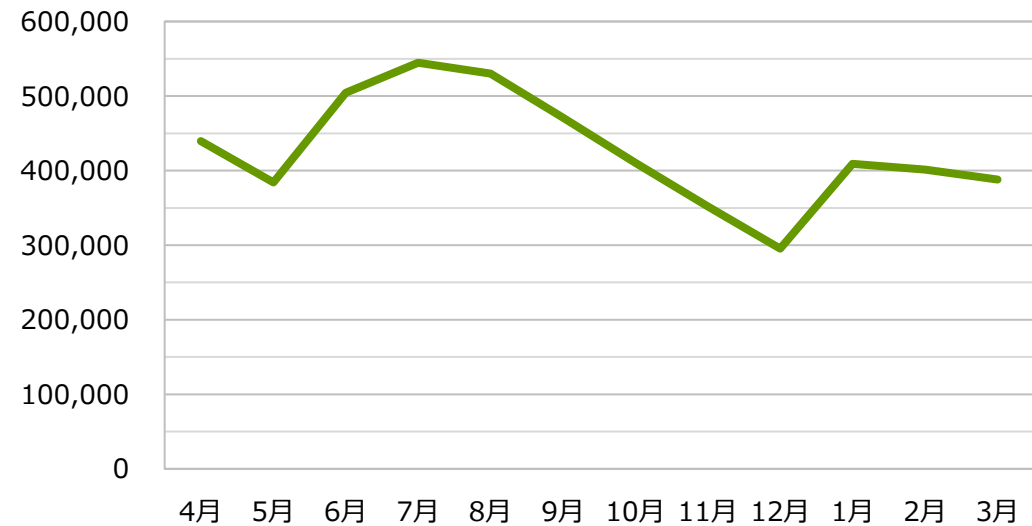


# 大学ポートレートの概況 ― 公表画面アクセス数

※国際発信版のアクセス数は含まず

## ページビュー合計（私学版を含む・月別）

| 年度        | 月   | ページビュー合計 |
|-----------|-----|----------|
| 令和<br>4年度 | 4月  | 439,395  |
|           | 5月  | 384,135  |
|           | 6月  | 504,199  |
|           | 7月  | 544,671  |
|           | 8月  | 530,139  |
|           | 9月  | 470,738  |
|           | 10月 | 410,333  |
|           | 11月 | 351,766  |
|           | 12月 | 295,384  |
|           | 1月  | 409,157  |
|           | 2月  | 401,228  |
|           | 3月  | 388,025  |



令和4年度の月平均アクセス数：427,431

(参考) 令和3年度の月平均アクセス数：502,307



# 大学ポートレートの概況 ― 運営体制

- 「大学ポートレート」の運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、日本私立学校振興・共済事業団等の関係事業を行う団体、有識者からなる「**大学ポートレート運営会議**」が決定。

- 運営方針に基づき、大学改革支援・学位授与機構に置かれる「**大学ポートレートセンター**」が日本私立学校振興・共済事業団と連携・協力して運営。

- 国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いについては**大学改革支援・学位授与機構**が、私立大学の情報の取扱いについては**日本私立学校振興・共済事業団**が担当。

## 大学ポートレート運営会議 (大学コミュニティによる自律的運営)

- ・大学団体
- ・認証評価機関
- ・学識を有する者
- ・関係団体



### 運営方針等の審議

意見聴取  
・反映

## ステークホルダー・ボード (関係者のニーズの把握)

- ・高等学校関係者

(全国高等学校長協会、全国高等学校進路指導協議会、全国高等学校PTA連合会 等)

- ・産業界関係者
- ・有識者等



運営会議が決定した方針に則り  
大学ポートレート業務を執行

協力・支援・  
中教審等からの  
提言

## 文部科学省



## 私立の情報



日本私立学校振興・  
共済事業団

(日本私立学校振興・共済事業団  
は貸付事業の収益により運営)

連携

## 国公立の情報



大学改革支援・学位授与機構  
大学ポートレートセンター

予算措置

運営負担金

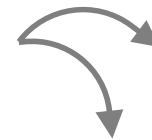
国公立大学等  
の参加機関

# 取組状況 ― 公表画面①

## トップページ・国公立共通検索画面

## 大学別公表画面（国公立版、私学版）

※私学版ウェブサイトは日本私立学校振興・共済事業団が運営



<https://portraits.niad.ac.jp/>



# 取組状況 ― 公表画面②

## 【国際発信版】 トップページ・検索画面（英語版、中国語版）

JPCUP Japanese College and University Portraits

English 中文 Favorite List

ENHANCED BY Google

HOME Advanced Search List of Institutions What is JPCUP? Planning to study in Japan?

Find Your University

MAJOR

-- Select --

DEGREES

☐ Associate's ☐ Bachelor's ☐ Master's

☐ Doctoral ☐ Professional Degree ☐ Juris Doctor

LOCATION ?

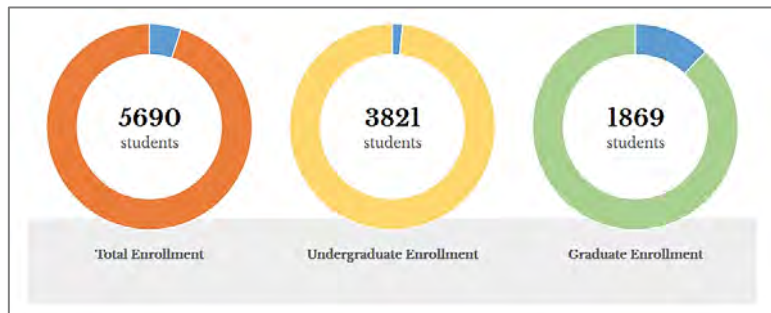
INSTITUTE TYPE

-- Select --

DEGREE PROGRAMS OFFERED IN ENGLISH/SUPPLEMENTARY JAPANESE LANGUAGE CLASS

☐ Degree Programs Offered in English

☐ Japanese Language Course at an Affiliated School (Separate Admission Process for The University)



JPCUP 日本各大学信息综合网站

English 中文 收藏夹

主页 详细检索 大学和短期大学一览表 关于我们 关于日本留学

适合您的大学

学科领域

-- 选择 --

学位种类

☐ 短期大学士 ☐ 学士 ☐ 硕士

☐ 博士 ☐ 专业学位硕士 ☐ 专业学位法务博士

所在地 ?

学校类别 ?

-- 选择 --

可用英语取得学位的项目 / 日语学习项目

☐ 可用英语取得学位的项目

☐ 入学前的日语学习项目

☐ 日语学习项目

留学项目

室兰工业大学

大学、短期大学 大学

男女同校、女子大学 男女同校

成立年份 1949

校史 链接

大学官网 英文 链接

大学特色

Muroran Institute of Technology is one of the five National Institutes of Technology in Japan, which is composed of a graduate school (two-year course for Master's degree, having three Divisions and three-year course for Doctor's degree, having one Divisions) and an undergraduate faculty (four-year course for Bachelor's degree, having two Departments). The goal of our teaching is to develop high-level engineering and technological abilities with wider view of the

<https://jpcup.niad.ac.jp/>

# 取組状況 ― 公表項目①

## 【国内版】 国公立版 (令和5年度)

○国公立共通に公開  
する教育情報：  
「学教法施行規則等  
で公表が義務づけられ  
た情報」、「外部評価  
の結果」に加えて「大  
学進学希望者や保護  
者の関心の高い情報  
」や「大学の特色が分  
かる情報」を含める。

### 大学の基本情報

|                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 大学の基本情報               | 大学名                      |
|                       | 本部所在地                    |
|                       | 設立年（設置認可年、西暦）            |
|                       | 大学の連絡先（代表番号、メールアドレスなど）   |
|                       | 大学の種類                    |
|                       | 総学生数（学部）                 |
|                       | 総学生数（大学院）                |
| 大学の教育研究上の目的や建学の精神     | 総教員数（本務者）                |
|                       | 大学の教育研究上の目的や建学の精神        |
| 大学の特色等                | 大学の特色等                   |
| 教育研究上の基本組織            | 学部・研究科の名称                |
|                       | その他の学内組織の名称 ※            |
| キャンパス情報               | 教育研究上の基本組織に関する説明         |
|                       | 所在地                      |
|                       | アクセス                     |
|                       | 外観                       |
|                       | アクセス図                    |
|                       | 周辺図                      |
|                       | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境 |
| 高等教育の修学支援新制度          | 高等教育の修学支援新制度の対象校か        |
| 評価結果（認証評価及びその他の評価の結果） | 確認年月                     |
|                       | 評価結果（認証評価及びその他の評価の結果）    |
| 学生支援                  | 修学支援                     |
|                       | 心身の健康に係る支援               |
|                       | 留学生支援                    |
|                       | 留学生支援（日本人学生への支援）         |
|                       | 障害者支援                    |
|                       | 就職・進路選択支援                |
| 課外活動                  | クラブ活動の状況                 |
|                       | ボランティア活動の状況              |
| 学生寮一覧                 | 学生寮の整備状況                 |
| 財務諸表等                 | 財務諸表等                    |

### 学部・研究科の情報

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 教育研究上の目的と3つの方針 | 学部・研究科等ごとの目的              |
|                | 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）     |
|                | 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）  |
|                | 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）        |
| 学部・研究科等の特色等    | 学部・研究科等の特色等               |
| 教育課程           | 学科・専攻等の名称                 |
|                | 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）  |
|                | 教育課程の特色（履修モデル、カリキュラムマップ等） |
|                | 授業科目                      |
|                | 授業の方法・内容                  |
|                | 年間の授業計画                   |
|                | シラバス等                     |
|                | 学生が修得すべき知識及び能力に関する情報      |
|                | 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）        |
|                | 学修の成果に係る評価の基準             |
|                | 卒業・修了認定の基準                |
| 資格             | 転学部等の可否、費用負担              |
|                | 専攻分野                      |
| 入試             | 取得可能な資格                   |
| 入試             | 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）     |
|                | 入学者数                      |
|                | 実施している入試方法                |
|                | 障害のある入学志願者に対する合理的配慮       |
|                | 入学者の構成（男女別） ※             |
|                | 入学者の構成（出身高校所在地別） ※        |
|                | 入学者の構成（入試方法別） ※           |

|           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 教員        | 教員が有する学位、業績                  |
|           | 教員組織                         |
|           | 教員数                          |
|           | 教員の構成（職位・男女・外国人教員別） ※        |
| 学生        | 教員の構成（年齢別） ※                 |
|           | 収容定員                         |
|           | 学生数                          |
|           | 編入学定員・編入学者数                  |
| キャンパス     | 学生の構成（年次・男女・外国人学生別） ※        |
|           | その他の学生数 ※                    |
|           | キャンパス情報                      |
|           | 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境     |
| 費用及び経済的支援 | 学生寮                          |
|           | 授業料                          |
|           | 入学料                          |
|           | その他の徴収費用（宿舍費用、教材購入費、施設利用料など） |
|           | 高等教育の修学支援新制度                 |
|           | 学納金の延納・分納の可否                 |
|           | 休学及び復学に係る費用                  |
| 進路        | 奨学金                          |
|           | 授業料減免                        |
|           | 卒業生数・修了者数                    |
|           | 進学者数、就職者数                    |
|           | 卒業・修了者の構成（職業別、男女別） ※         |
|           | 卒業・修了者の構成（産業別、男女別） ※         |
|           | 卒業・修了者の構成（就職地域別） ※           |
| 進路        | 卒業・修了後の進路                    |

注1）項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2）※印は公表が任意とされている項目です。

注3）国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学（学校）」「学部・研究科（学部（研究科・短期大学学科））」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。



# 取組状況 ― 公表項目②

## 【国内版】 私学版

(令和5年度)

※私学版ウェブサイトは日本私立  
学校振興・共済事業団が運営

### 「学校」の公表内容

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 本学の特色   | 建学の精神              |
|         | 特色                 |
| 本学での学び  | 本学の目的 (*1)         |
|         | カリキュラム             |
|         | 教育方法               |
|         | 学びの支援              |
|         | 学修についての評価          |
| 学生生活支援  | 学生生活の支援            |
|         | 課外活動               |
| 進路・就職情報 | サポート体制             |
|         | 進路選択教育の取り組み        |
|         | 卒業後の進路             |
|         | 進路データ集 (*2)        |
| 様々な取組   | 外国人教員              |
|         | 外国人留学生受入           |
|         | 留学支援               |
|         | 外国人教員・留学生データ集 (*3) |
|         | 修業期間の多様化           |
|         | 連携活動               |
|         | 生涯教育               |
|         | 社会貢献               |
|         | 研究活動               |
|         | 学生データ集 (*4)        |
|         | 教員組織               |
| 教員情報    | 教員データ集 (*5)        |
|         | 基本情報               |
| 基本情報    | 概要                 |
|         | 学長                 |
|         | 設置学部等名一覧           |
|         | 学校トピックス            |
|         | キャンパス一覧            |
|         | 特色ある施設             |
|         | 施設トピックス            |
|         | 学生寮                |
|         | 経済的支援              |
|         | 同窓会                |
|         | 自己点検               |
|         | 認証評価               |
|         | 法人情報               |

### 「学部（研究科・短期大学学科）」の公表内容

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 学部等の特色  | 特色                 |
|         | 本学部等の目的 (*1を含む)    |
| 学部等での学び | カリキュラム             |
|         | 教育方法               |
|         | 学びの支援              |
|         | 学修についての評価          |
|         | 学生生活支援             |
| 学生生活支援  | 課外活動               |
|         | 進路・就職情報            |
| 進路・就職情報 | サポート体制             |
|         | 進路選択教育の取り組み        |
|         | 取得可能な資格            |
|         | 卒業後の進路             |
| 様々な取組   | 卒業生の声              |
|         | 進路データ集 (*2)        |
|         | 外国人教員              |
|         | 外国人留学生受入           |
|         | 留学支援               |
|         | 外国人教員・留学生データ集 (*3) |
|         | 修業期間の多様化           |
|         | 連携活動               |
|         | 生涯教育               |
|         | 社会貢献               |
|         | 研究活動               |

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 学費・経済的支援 | 学費                      |
| 入試・学生情報  | 経済的支援                   |
| 入試・学生情報  | 入試情報                    |
|          | 転学・編入学                  |
| 教員情報     | 学生データ集 (*4を含む)          |
|          | 教員組織                    |
| 基本情報     | 教員データ集 (*5) (※研究科を除く)   |
|          | 概要                      |
| 基本情報     | 設置学科 (専攻) 一覧 (※短期大学を除く) |
|          | 学部等トピックス                |
|          | キャンパス一覧                 |
|          | 特色ある施設                  |
|          | 施設トピックス                 |

注1) 項目名は、国公立版と私学版のウェブページ記載内容に準じております。

注2) \*印の内容は以下の通りです。

\*1: 3つの方針 (ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)

\*2: 卒業者数、就業者分類

\*3: 外国人教員、外国人留学生、外国人留学生 (通信教育部)

\*4: 入学者数、収容定員数、在籍者数、在籍者数 (通信教育部)

\*5: 教員数、外国人教員

注3) 国公立版と私学版が共通して公表している箇所に色を付けております。

なお、「大学 (学校)」「学部・研究科 (学部 (研究科・短期大学学科))」のいずれか一方のみに記載されている場合も、法人として対応しているものとし、色を付けております。

# 取組状況 ― 公表項目③

## 【国際発信版】（令和5年度）

大学ポर्टレートによる国際発信では、

- ・国公立等の各大学における主体的な情報発信を前提 としつつ
- ・各大学の教育に関する基本的な情報を共通に提供 するために
- ・定型的な枠組みにより閲覧者が求める情報に到達可能 となるように
- ・我が国の大学への留学希望の学生向けに有用な項目を掲載する。

### General Information（大学の基本情報）

|                               |                                          |                                      |                                       |
|-------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| Overview                      | 種別(国公立)                                  | Campus Location                      | キャンパスの名称                              |
|                               | 大学のシンボルマーク                               |                                      | キャンパスの所在地                             |
|                               | 資料請求                                     |                                      | 大学周辺地図                                |
|                               | 大学・短期大学の別                                |                                      | キャンパスの地域分類                            |
|                               | 男女共学・別学                                  |                                      | アクセスマップ                               |
|                               | 設立年                                      |                                      | 施設・設備・学生の教育環境                         |
|                               | 沿革                                       | Academic Support                     | 学習支援                                  |
|                               | 教育研究上の目的や建学の精神等                          |                                      | 日本文化を学ぶ機会                             |
|                               | 大学のウェブサイト                                | Dormitories/School-supported Housing | 外国人留学生が入居可能な学生寮・借り上げ宿舎等の有無、名称、寮費、入居条件 |
|                               | 大学の問合せ先                                  |                                      | その他の住居に関する支援                          |
| Schools                       | 留学関係部署の問合せ先                              | (Accommodation Support)              | 研究者寮の有無                               |
|                               | 学部・研究科名称                                 | Employment Opportunities on Campus   | 学生生活(アルバイト等)                          |
|                               | 国際的な大学間ネットワークへの参加状況                      |                                      |                                       |
|                               | 海外大学との大学間協定の締結校リスト                       | Health Care                          | 外国人留学生向けの心身の健康に係る支援                   |
|                               | 学生交流、研究協力・連携に係る海外大学との大学間協定締結校数           |                                      | 学生生活に係る施設                             |
| Data Collection               | 連携・協定担当部署                                |                                      | 障がい者支援                                |
|                               | 大学の総収入                                   | Safety                               | 危機管理情報                                |
|                               | 大学の外部資金総額(寄附金、受託研究等)                     | Libraries                            | 図書館の名称                                |
|                               | 大学の競争的外部資金総額                             | Centers and Institutes               | その他の学内組織                              |
|                               | 総教員数                                     |                                      | 論文・論文被引用数                             |
| Third-party Quality Assurance | 大学・学部・研究科の総学生数、総外国人留学生数                  |                                      | 学内学術誌・ジャーナル                           |
|                               | 大学において受けた評価名、評価機関、評価年                    |                                      |                                       |
|                               | 学部・研究科等において受けた評価名、評価機関、プログラム名、学位レベル名、評価年 |                                      |                                       |

### Academics（学部・研究科の情報）

|                 |                           |                               |                         |                                                   |                             |
|-----------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------|
| Overview        | 学部・研究科等の名称                | Students                      | 総学生数、総外国人留学生数           | Entrance Exam for International Students          | 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)       |
|                 | 学科・専攻等の名称                 |                               | 国別外国人留学生受入数             |                                                   | 外国人留学生向けの入試の有無、名称           |
|                 | 大学院の課程                    |                               | 入学者数、外国人留学生入学者数、非学位学生数  |                                                   | 海外における入学等説明会や現地での面談等に係る情報   |
|                 | 修業年限                      |                               | 卒業生数・修了者数               |                                                   | 障がい者の留学生向け入試特別措置            |
|                 | 学位の種類、学位の種類               |                               | 外国人留学生の学位取得数            |                                                   | 転学部受入の可否                    |
|                 | 学事暦・学期制                   |                               | 卒業率                     |                                                   | 編入学の可否                      |
|                 | 入学月                       |                               | 外国人留学生の学位(博士)取得率        |                                                   | 外国人留学生を対象とした入試の出願要件、特徴、出願時期 |
|                 | 学期開始時期                    | Faculty                       | 教員一覧                    |                                                   | 外国人留学生に関わらず、大学として実施している入試方法 |
|                 | カリキュラム、シラバス、授業科目          |                               | 教員数                     | Tuition and Fees                                  | 外国人留学生が入学から卒業・修了までに要する総費用   |
|                 | 英語のみによる学位取得可能なプログラムの有無、詳細 |                               | 教員あたりの学生数               |                                                   | 授業料                         |
| Program Profile | 教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)  | Post-graduate Pathways        | 教員の構成                   |                                                   | 入学科                         |
|                 | 担当部署の問合せ先                 |                               | 進学人数                    |                                                   | その他の学校納付金                   |
|                 | 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)        |                               | 就職者数                    | Special Payment Arrangements (Scholarships/Loans) | その他の主な経費                    |
|                 | 学部・研究科等のウェブサイト            | Campus Location               | 外国人留学生の主な就職先の数          |                                                   | 休学中の納付金                     |
|                 | 学部等概要、入学願書、諸冊子・案内         |                               | 日本で就職した外国人留学生の数         |                                                   | 学校納付金の延納の可否                 |
|                 | 学部・研究科等の概要・特色等            |                               | インターンシップの機会や海外研修等の提供状況  |                                                   | 学校納付金の分納の可否                 |
|                 | 夜間学部・昼夜間講制                |                               | 就職・進路選択支援               |                                                   | 授業料の減免                      |
|                 | 通信制                       | Third-party Quality Assurance | 留学生の声や体験談               |                                                   | 学生(留学生含む)に受給資格のある奨学金(給付型)   |
|                 | 卒業・修了認定の基準                |                               | 留学生の卒業生ネットワークや同窓会等      |                                                   | 留学生のみに受給資格のある奨学金(給付型)       |
|                 | 日本語学習プログラムの設置の有無、詳細       |                               | 入学前の日本語学習プログラムの設置の有無、詳細 |                                                   | 学生に受給資格のある大学独自の奨学金(貸与型)     |
|                 | 教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)  |                               | キャンパスの名称                |                                                   | 奨学金全般に関する情報                 |
|                 | 入学前の日本語学習プログラムの設置の有無、詳細   |                               | 所在地                     |                                                   |                             |
|                 | 留学プログラムと留学期間              |                               | 大学周辺地図                  |                                                   |                             |
|                 | ダブルディグリー、ジョイントディグリープログラム  |                               | アクセスマップ                 |                                                   |                             |
|                 | 研究留学生の受入れ                 |                               | キャンパスの地域分類              |                                                   |                             |
|                 | 取得可能な資格                   |                               | 施設・設備・学生の教育環境           |                                                   |                             |

# 海外の情報公開サイトの状況①（米国）

## （１）米国の状況

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」（Integrated Postsecondary Education Data System（IPEDS））が全米教育統計センターによって管理・運用されている（<http://www.nces.ed.gov/ipeds>）。連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている（データ提出がなければ奨学金プログラムへの申請できない）。

IPEDSからは複数の関連サイトにアクセスすることができ、例えば、College Navigator（カレッジ・ナビゲーター）は学費・生活費等、中退・卒業率、分野ごとの学位取得状況、運動部活動、第三者評価の結果、キャンパスの安全等の様々なデータを確認することができるが、College Scorecard（カレッジ・スコアカード）からは、学費、経済支援、学資ローンの負債額、卒業後の平均給与等の経済面でのデータを中心に、各大学等を比較しながら確認することができ、利用者のニーズに合わせた大学情報の検索が可能になっていると考えられる。

なお、卒業後の平均給与については、内国歳入庁が有する連邦貸与奨学金利用者の収入に関する情報を基に算出している（※）。

## College Navigatorのページ（例）

大学名、州、学位課程などから検索

14の共通項目（一般情報、学費・生活費等、奨学金、在学者の構成、入学状況、中退率・卒業率、分野別学位取得状況、分野別課程別在学者数、適格認定、キャンパスの安全、連邦貸与奨学金の返還不履行率など）に関する情報

College Navigatorの検索機能とUniversity of California-Los Angelesの概要情報。

| FACULTY AND GRADUATE ASSISTANTS BY PRIMARY FUNCTION, FALL 2022 |           |           |
|----------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
|                                                                | FULL TIME | PART TIME |
| Total faculty                                                  | 5,698     | 1,126     |
| Instructional                                                  | 4,302     | 1,024     |
| Research and public service                                    | 1,396     | 102       |
| Total graduate assistants                                      | -         | 4,625     |
| Instructional                                                  | -         | 2,761     |
| Research                                                       | -         | 1,764     |

## College Scorecardのページ（例）

College Scorecardの検索機能とUniversity of California-Berkeleyの詳細情報。

| University of California-Berkeley | University of California-Davis |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| Graduation Rate: 94%              | Graduation Rate: 89%           |
| Average Annual Cost: \$15,240     | Average Annual Cost: \$15k     |
| Median Earnings: \$88,046         | Median Earnings: \$74k         |

（※）参照：岸本睦久（2015），『諸外国の教育動向 2015年度版』，文部科学省，p43



# 海外の情報公開サイトの状況②（英国）

## （２）英国の状況

英国では、大学への公財政の配分を担う4地域の政府機関が学士課程の情報を一元的に提供する” Discover Uni”

（<https://discoveruni.gov.uk/>）を構築・運営しており（※1）、イングランドは学生局（OfS：Office for Students）が所管している。データは最終学年の在学学生を対象にした全国学生調査（NSS：National Student Survey）、卒業15ヶ月を経過した元学部生への卒業調査（GO：Graduate Outcomes）、卒業3年及び5年の縦断教育成果（LEO：Longitudinal Education）のデータ（※2）等を基にしている。教育コースごとに、学生満足度、就職と収入、認証評価の状況、学業の継続状況等の情報を確認することができ、複数の大学の教育コースを選択して比較可能となっている。また英国の大学入試手続を担う大学・カレッジ入学サービス機構（UCAS：Universities and Colleges Admission Service）も別途、提供する教育コース（学士課程と大学院）ごとの基本情報や入学条件等を提供している。

Discover Uni の  
ページ（例）

2 course(s) selected

☆☆☆

BA (Hons) Politics  
Aberystwyth University

←コース名  
←大学名

×☆☆☆

BA (Hons) Law  
Aberystwyth University

←コース名  
←大学名

National Student Survey results

Overall, I am satisfied with the quality of the course

86%

72%

全体的に教育に満足していると回答した学生の割合

Data from (# of people)  
質問した人数

70

50

% of those asked  
質問に対して回答した学生の割合

77%

87%

The data displayed is from students on

This and other courses

i

This and other courses

i

The teaching on my course

The data displayed is from students on

This and other courses

i

This and other courses

i

Staff are good at explaining things.

97%

90%

教員の説明が分かりやすいと感じる学生の割合

（※1） 2019年9月よりUnistatsがDiscover Uniへ変更となった。

（※2） NSSは市場調査会社、GOは英国高等教育統計機構（HESA：Higher Education Statistics Agency）による収集データ、LEOは教育省が保有する政府の納税記録に基づく収集データによるものである。LEOについては北部アイルランドの大学のコースは含まない。（２）－４－25



# 海外の情報公開サイトの状況③（フランス）

## （3）フランスの状況

フランスでは、高等教育1年目に進学する際の出願手続を実施するためのプラットフォーム“Parcoursup”を高等教育・研究省が構築・運営している（<https://www.parcoursup.gouv.fr/>）（※）。Parcoursupでは、同プラットフォームを通して一連の出願プロセスを実施する国立及び私立の高等教育機関（約2万3,000の課程）の情報が提供されている。課程、分野、所在等により各機関で提供される課程を検索することができ、課程ごとに課程の概要、定員、学籍登録料、奨学金、進路等に関する情報を確認することができる。2023年12月より比較機能が追加され、最大5つの課程を選択し、入学状況、学籍登録料、奨学金等の情報を比較することが可能。

※修士課程への出願については同様のプラットフォームMon Masterがある。

### Parcoursupのページ（例：検索機能）

The screenshot shows the Parcoursup search interface. A red box on the left highlights the 'Filtres' (Filters) section, which includes options for 'Types d'établissement' (Public, Privé, etc.), 'Apprentissage' (Apprenticeship), and 'Types de formation' (Licence, Master, etc.). A red arrow points from the text '機関の種類、課程の種類等から検索' to this filter section. Another red box highlights the search results area, showing details for 'Université Paris Nanterre (92) Licence - Economie et gestion'. A red arrow points from the text '比較に追加' to the 'Ajouter au comparateur' button. A third red box highlights the search criteria input fields, with red text '課程、分野を入力' and '所在を入力' pointing to the respective fields. A fourth red box highlights the 'Taux d'accès par type de bac' section, with red text 'バカロレアの種類' pointing to it.

出典：Parcoursupのサイトを基に文部科学省作成。

### Parcoursupのページ（例：比較機能）

| 大学、課程名   | Université Paris Nanterre (92)<br>Licence - Economie et gestion                      | Université Sorbonne Paris Nord (Villetaneuse - 93)<br>Licence - Economie et gestion - Parcours Langues renforcées, anglais et coréen | Institut Catholique de Paris (ICP) - Campus de Paris (Paris 6e Arrondissement - 75)<br>Licence - Droit                              | Université Paris 1 Panthéon Sorbonne (Paris 5e Arrondissement - 75)<br>Licence - Economie |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| ディプロムの認証 |                                                                                      |                                                                                                                                      |                                                                                                                                     |                                                                                           |
| 国/私      | Public                                                                               | Public                                                                                                                               | Privé enseignement supérieur                                                                                                        | Public                                                                                    |
| 見習い訓練    | Non                                                                                  | Non                                                                                                                                  | Non                                                                                                                                 | Non                                                                                       |
| 入学状況     | 50%                                                                                  | 20%                                                                                                                                  | 42%                                                                                                                                 | 55%                                                                                       |
| 学籍登録料    | Frais non boursier : 170 euros.<br>Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers. | Frais non boursier : 170 euros.<br>Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.                                                 | Frais non boursier : de 3 850 à 9 550 euros (Montant pour 2023/2024).<br>Frais boursier : de 3 850 à 9 550 euros : les boursiers... | Frais non boursier : 170 euros.<br>Frais boursier : Pas de frais pour les boursiers.      |
| 奨学金      | Oui                                                                                  | Oui                                                                                                                                  | Oui                                                                                                                                 | Oui                                                                                       |

### Parcoursupのページ（例：課程ごとの情報）

The screenshot shows the details for 'Université Paris Nanterre (92) Licence - Economie et gestion'. A red box highlights a row of six icons representing different information sections: '課程の概要等' (Discover the formation and its characteristics), '審査基準等' (Understand the analysis criteria of candidatures), '出願方法' (Consult the modalities of candidature), '課程のデータ' (Access the key data of the formation), '進路等' (Know the career prospects), and '連絡先等' (Contact and exchange with the establishment). A red arrow points from the text '課程の概要' to the 'Découvrir la formation' icon. Another red arrow points from the text 'ディプロムの認証' to the 'Certification' section at the bottom of the page.

# 海外の情報公開サイトの状況④（韓国）

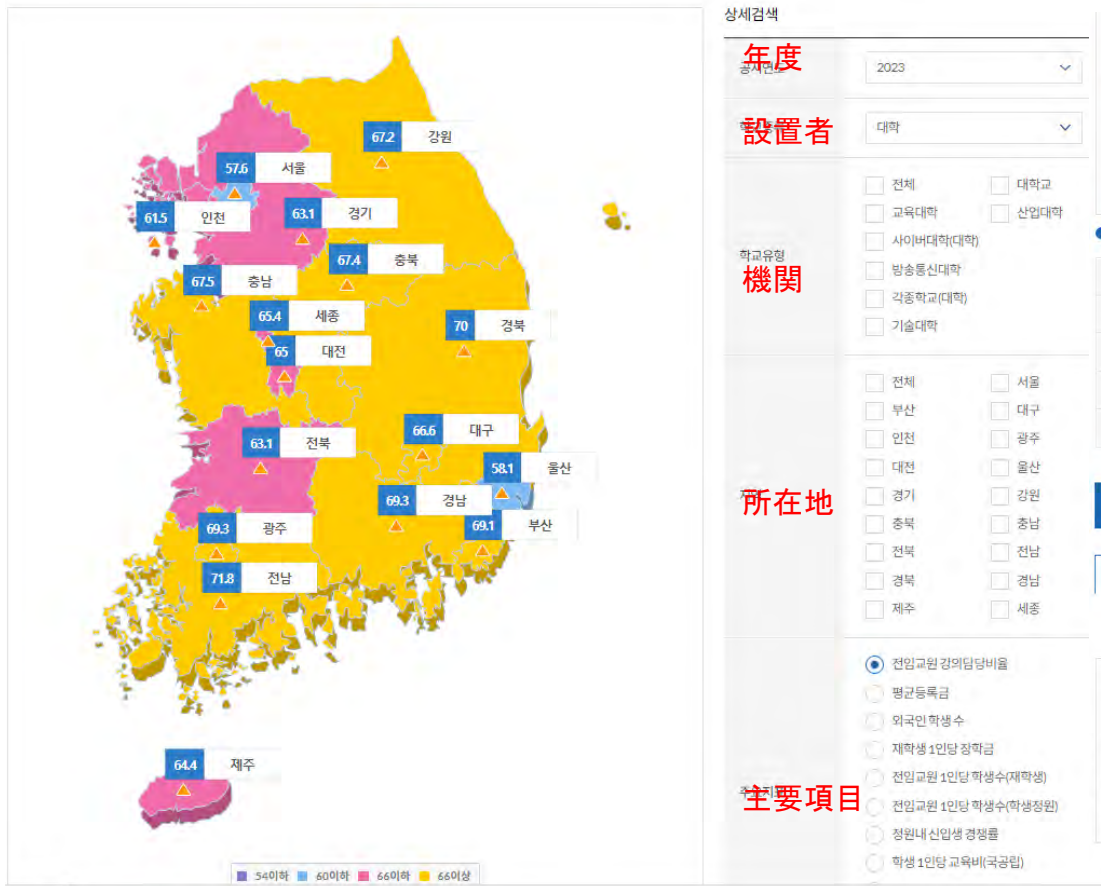
## （４）韓国の状況

韓国では、2007 年5 月に「教育関連機関の情報公開に関する特例法」が制定され、学校情報の公開に関する法的整備が完了したことにより、質保証の一環としての大学情報公開体制が構築された。これにより、幼稚園から大学に至るまで、全ての学校は主要情報を公開することが義務付けられ、自己評価の結果の一部もここに掲載されている。大学情報ポータル（<https://www.academyinfo.go.kr/index.do>）。

2023年現在、データは14分野65項目104細部項目が公開されており、学校、学部、学科単位での比較が可能。大学等の機関は各項目について定められた公示時期にデータを提出するほか、学則などの改正時には随時公開することとされている。提供言語は韓国語、英語、中国語。

なお、これらの公開された情報は、競争的資金の申請や大学評価の際の指標の一部として積極的に活用されている。

### 大学情報ポータルのページ（例：比較機能）



### 大学毎の情報ページ（例：ソウル大学）



出典：大学情報ポータルサイトを基に文部科学省作成。



## 海外の情報公開の状況⑤（中国）

### （５）中国の状況

教育部傘下の学生サービス・資質発展センターが運営する「[中国高等教育学生情報ネット](#)」があり、その中に高等教育入学志願者向けの情報サイトとして「[陽光高考情報プラットフォーム](#)」がある。同プラットフォームでは、機関の紹介、学部等の設置、専門分野の紹介、教員の質、学生募集及び選抜の規則、奨学金、宿舍・食堂、過去の合格ライン、学校のインフラ設備、学生の学校満足度等の情報を提供している。

#### 陽光高考情報プラットフォームの北京大学のページ

北京大学 25180人关注

教育行政主管部门: 教育部 院校特性: “双一流”建设高校 研究生院

所在地: 北京 详细地址: 北京市海淀区颐和园路5号

官方网址: <https://www.pku.edu.cn> 招生网址: <https://www.gotopku.cn/>

官方电话: 010-62751407

在线咨询 招生章程

学校首页 学校简介 院系设置 专业介绍 招生简章 录取规则 奖学金设置 食宿条件 往年录取信息 更多信息

トップページ 学校紹介 学部等の設置 専攻分野 学生募集規則 選抜規則 奨学金 宿舍・食堂 過去の合格ライン その他

微信 名称: 北京大学招生办 微信号: gotopku1898

微博 名称: 北京大学招生办 网址: <https://weibo.com/u...>

百家号 名称: - ID: -

视频号 无: 无

院校满意度 ①

综合满意度 4.7 1708人投票

环境满意度 4.6 1827人投票

生活满意度 4.3 1681人投票

考生咨询

甘肃文科666有希望报考贵校吗?

甘肃文科666有希望报考贵校吗?

ch\*\*\*btuyvcfi2o4v6wlb (甘肃) 2023-06-28 16:13

您好! 请跟我校甘肃招生组联系咨询, 其联系方式请登录北大招生网查询: [www.gotopku.cn](http://www.gotopku.cn).

学校満足度

出典「陽光高考情報プラットフォームウェブサイト」を基に文部科学省作成。

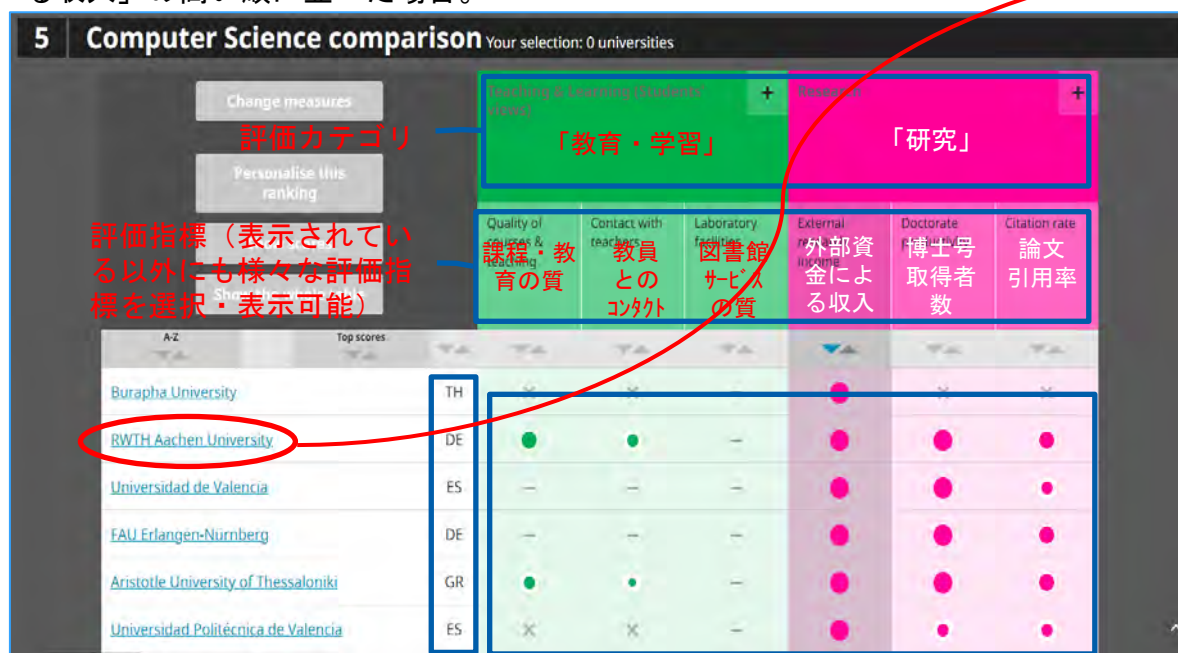
# 海外の情報公開サイトの状況⑥（EU）

## （6）EUの状況

EU（欧州連合）の行政執行機関である欧州委員会は、高等教育における学生や教員の移動の更なる促進を目的に、独自の高等教育ランキングシステム「U-Multirank」を開発し、2014年にオンラインで運用を開始した（<https://www.umultirank.org/>）。これは、高等教育機関及び研究機関の研究業績に重きを置く従来の高等教育ランキングに対する反省から多様性を重視し、研究業績だけでなく、世界の高等教育機関を▽教育・学習、▽研究、▽知識移転、▽国際化、▽地域社会への貢献、の5つのカテゴリーにおいて評価したデータベースであり、総合的な評価結果やリーグテーブルの代わりに、目的や方向性や規模等において条件が類似する高等教育機関の評価結果をカテゴリー別に比較したり、高等教育機関別に全評価結果を一覧したりと、高等教育機関の情報（各機関の任意登録により2022年版では96か国の2,202機関のデータを掲載）を利用者のニーズに応じて閲覧できるようになっている。

### 「U-Multirank」の比較結果のページ

※ コンピュータ・サイエンスの学科を有する396大学を評価指標「外部資金による収入」の高い順に並べた場合。

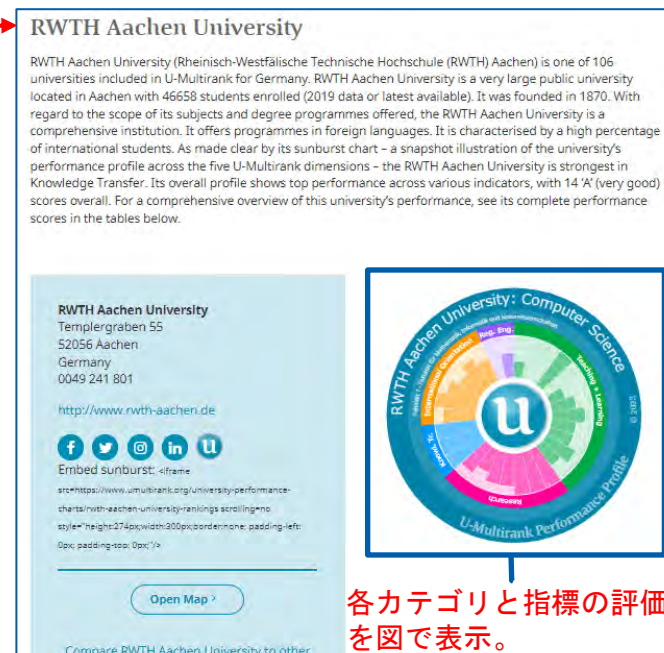


●が大きいほど評価が高いことを示す。  
—はデータなし、×は該当がないことを表す。

各評価指標の評価結果をA～Eの5段階で表示。

### 各大学のプロフィールのページ

※ ドイツ、アーヘン工科大学の場合。



| Research                          | Score  | Grade | Other universities |
|-----------------------------------|--------|-------|--------------------|
| Female authors                    | 14.76% | C     |                    |
| External research income          | 525.9  | A     |                    |
| Doctorate productivity            | 0.70   | A     |                    |
| Research publication productivity | 5.12   | A     |                    |